

2018大分県内自治体議会を 活性化するための環境整備 に関する調査報告書

平成30年10月1日

特定非営利活動法人
公共政策研究所

目 次

I 大分県内自治体議会を活性化するための環境整備に関する調査結果

1. 基礎情報

1-1 調査の概要 1

1-2 基礎情報 3

2. 議会を活性化するための環境整備に関する調査結果

2-1 住民参加による地域課題の発見と共有 9

2-2 議会内の討議と合意形成 15

2-3 議会と行政の討議と課題共有 23

2-4 住民説明 30

2-5 その他 38

3. 評価・検証から見る大分県内自治体議会の課題

3-1 全体評価から政策サイクルが回っているかの仮説検証 ... 43

3-2 議会基本条例施行の効果検証 45

3-3 クロス分析(対話する議会・討議する議会)から見る課題 .. 47

3-4 地方議会の4タイプから見る課題 49

II 北海道・神奈川県・大分県の調査結果の比較

1. 基礎情報比較 50

2. 設問詳細比較 60

3. 評価・検証比較 68

III 資料編 72

あとがき 90

I 大分県内自治体議会 を活性化するための環境 整備に関する調査結果

1 基礎情報

1-1 調査の概要

(1) 調査対象

大分県議会及び大分県内18市町村議会

(2) 調査期間

平成30年4月10日～5月18日

(3) 調査実施主体

NPO法人 公共政策研究所

(4) 調査時点

平成30年4月1日

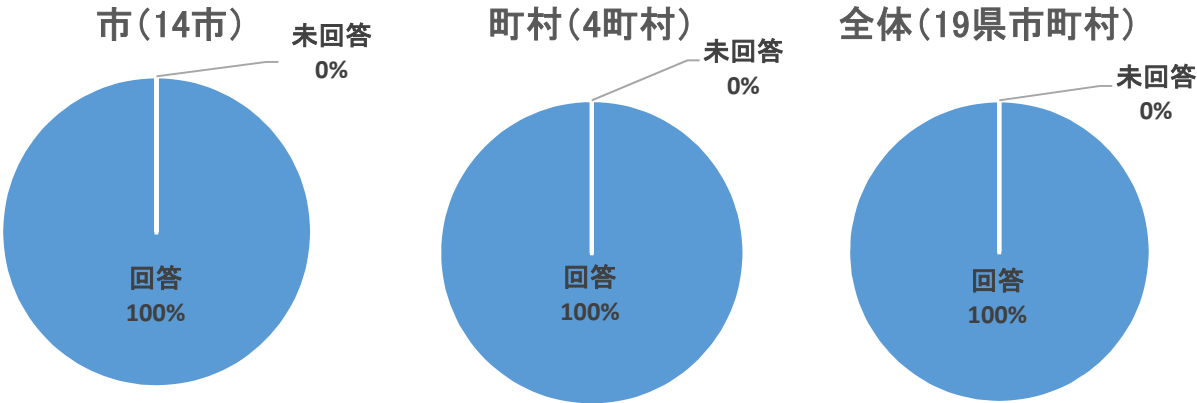
(5) 調査の視点

調査は議会基本条例等に規定があることで、評価が高くなる基準ではなく、規定があっても「実施されていないければ」、「行っていない」という評価とする基準とした。形式重視ではなく実態重視とする視点とした。

(6) 回収率

項目	総数	回答数	未回答数	大分県回答率	北海道回答率	神奈川県回答率	回答議会基本条例施行議会数	大分県回答に占める条例施行比率	北海道回答に占める条例施行比率	神奈川県回答に占める条例施行比率
県	1	1	0	100%	100%	100%	1(1)	100%	100%	100%
市	14	14	0	100%	100%	95%	12(14)	86%	46%	67%
町村	4	4	0	100%	75%	93%	2(4)	50%	15%	85%
計	19	19	0	100%	80%	94%	15(19)	79%	21%	75%

(注) 大分県の議会基本条例施行議会数は15議会である。(2018.4現在)



(7)回答分析

ア. 大分県市町村別回答状況

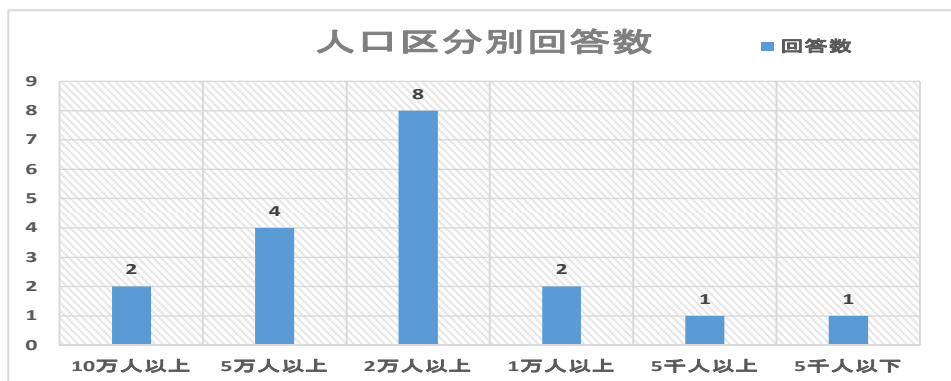
大分県市町村別回答状況

項目	回答数	未回答数	計	大分県 回答率	北海道 回答率	神奈川県 回答率
県	1	0	1	100%	100%	100%
市	15	0	15	100%	100%	95%
町村	3	0	3	100%	75%	93%
計	19	0	19	100%	80%	94%

イ. 大分県人口区分別回答状況

人口規模	市町村数	回答数	未回答数	回答率	回答数比率	北海道	神奈川県
10万人以上	2	2	0	100%	100%	100%	93%
5万人以上	4	4	0	100%		100%	100%
2万人以上	8	8	0	100%		100%	100%
1万人以上	2	2	0	100%		82%	80%
5千人以上	1	1	0	100%	100%	87%	100%
5千人以下	1	1	0	100%		67%	100%
計	18	18	0	100%		80%	94%

(注) 大分県・北海道・神奈川県は含まず。



(参考)大分県の人口区分にみる市町村の構成

大分県人口区分別市町村数

人口規模	市町村数	比率	累計	大分県	北海道	神奈川県
10万人以上	2	11%	11%	88%	31%	91%
5万人以上	4	22%	33%			
2万人以上	8	44%	77%			
1万人以上	2	11%	88%			
5千人以上	1	6%	94%	12%	69%	9%
5千人以下	1	6%	100%			
計	18	100%		100%	100%	100%

(注) 大分県・北海道・神奈川県は含まず。

コメント:

人口規模が1万人以上の議会の比率は9割、1万人以下の議会の比率は1割と、1万人以上の議会の比率が高い。

1-2 基礎情報

(1) 議会の議員定数

ア. 市町村別1議会平均議員定数

市・町村別に見た1議会平均議員定数

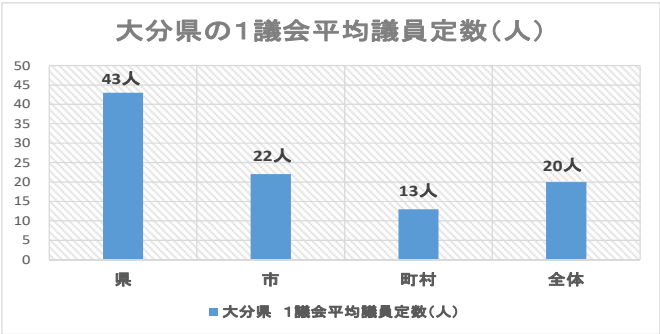
項目	議会数	議員 総定数 (人)	大分県 1議会平均 議員定数 (人)	北海道 1議会平均 議員定数 (人)	神奈川県 1議会平均 議員定数 (人)
県	1	43	43	101	105
政令市				68	64
市	14	306	22	20	25
町村	4	51	13	11	14
計	18	357	20	14	24

(注) 計は県議会含まず。市町村議会のみ

1議員当たりの人口

議会名	人口	定数	定数見直し 有無	1議員当たりの 人口
大分市	478,697	44	有	10,879
別府市	119,789	25	有	4,792
中津市	83,381	26	有	3,207
佐伯市	69,790	25	有	2,792
日田市	64,705	22	有	2,941
宇佐市	54,966	24	有	2,290
臼杵市	37,547	18	有	2,086
豊後大野市	35,191	18	有	1,955
由布市	33,482	20	有	1,674
杵築市	29,339	18	無	1,630
日出町	28,102	16	有	1,756
国東市	27,452	18	有	1,525
豊後高田市	22,434	18	無	1,246
竹田市	21,300	16	有	1,331
津久見市	17,052	14	無	1,218
玖珠町	15,248	14	無	1,089
九重町	9,180	13	有	706
姫島村	1,874	8	有	234
計	1,149,529	357		3,220

(注) 大分県議会含まず。



イ. 人口規模別1議会平均議員定数

人口規模別に見た1議会平均議員定数

人口規模	議会数	議員総 定数 (人)	大分県1 議会平均 議員定数 (人)	北海道1 議会平均 議員定数 (人)	神奈川県 1議会平均 議員定数 (人)
70万人以上				68	64
10万人以上	2	69	35	29	28
5万人以上	4	97	24	22	19
2万人以上	8	142	18	18	15
1万人以上	2	28	14	15	14
5千人以上	1	13	13	11	12
5千人以下	1	8	8	9	10
計	18	357	20	14	24

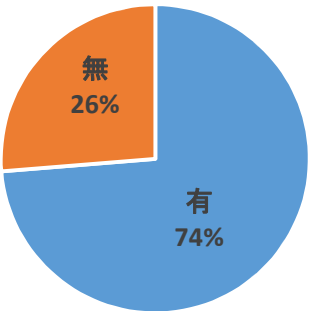
(注) 大分県・北海道・神奈川県議会含まず。

ウ. 議員定数の見直し

議会定数の見直しの有無

議会定数の 見直し	県議会	市議会	町村議会	計	大分県構成 比率	北海道構成 比率	神奈川県 構成比率
有	0	11	3	14	74%	24%	34%
無	1	3	1	5	26%	76%	66%
計	1	14	4	19	100%	100%	100%
有比率	0%	79%	75%	74%			

大分県の議員定数の見直し状況



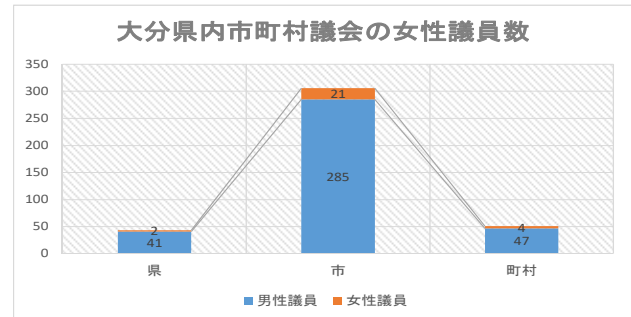
(2) 女性議員の比率

ア. 市町村別女性議員の比率

市町村別に見た女性議員の比率

項目	議会数	議員 総定数 (人)	総女性 議員数	大分県 女性議員 比率	北海道 女性議員 比率	神奈川県 女性議員 比率
県	1	43	2	4.7%	12.9%	14.3%
政令市					23.5%	16.7%
市	14	306	21	6.9%	16.5%	21.0%
町村	4	51	4	7.8%	10.4%	23.2%
計	18	357	25	7.0%	12.9%	20.4%

(注) 計には北海道・神奈川県・大分県は含まず。



イ. 人口規模別女性議員比率

人口規模別に見た女性議員〇議会分布

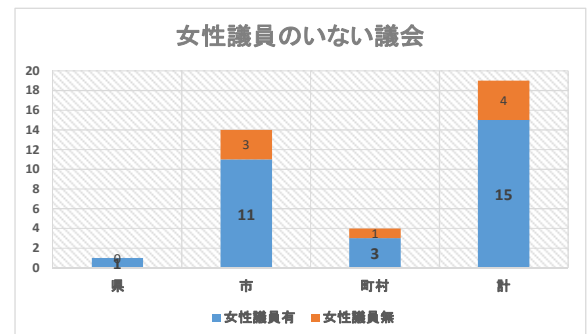
人口規模	議会数	議員総 定数 (人)	女性議 員数 (人)	比率	大分県 女性議員 〇議会数	大分県女 性議員〇 議会比率	北海道 女性議員 〇議会数	神奈川県 女性議員 〇議会数
70万人以上							0	0
10万人以上	2	69	2	2.9%	1	50%	0	0
5万人以上	4	97	10	10.3%	1	25%	0	0
2万人以上	8	142	9	6.3%	1	13%	0	0
1万人以上	2	28	2	7.1%	0	0%	1	0
5千人以上	1	13	2	15.4%	0	0%	10	0
5千人以下	1	8	0	0.0%	1	100%	25	1
計	18	357	25	7.0%	4	22%	36	1

(注) 大分県議会含まず。

ウ. 女性議員〇議会の状況

女性議員〇議会

議会名	女性議員有	女性議員無	計	比率	北海道	神奈川県
県	1	0	1	0%	0%	0%
市	11	3	14	21%	6%	0%
町村	3	1	4	25%	31%	8%
計	15	4	19	21%	25%	3%



エ. 女性議員比率の高い議会の状況

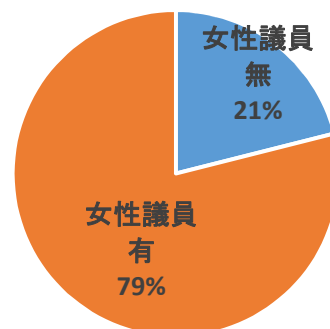
女性議員の比率の高い上位5議会

NO	議会名	議員定数	女性議員数	比率
1	中津市	26	5	19%
2	九重町	13	2	15%
3	佐伯市	25	3	12%
4	豊後高田市	18	2	11%
5	由布市	20	2	10%

女性議員〇の議会

NO	議会名	議員定数	女性議員数
1	別府市	25	0
2	日田市	22	0
3	杵築市	18	0
4	姫島村	8	0

女性議員〇議会の比率



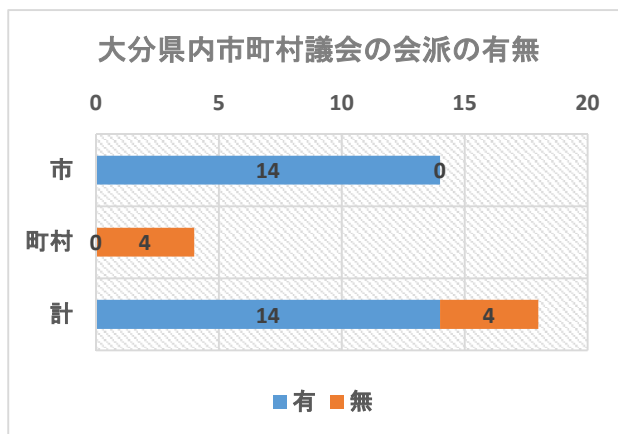
(3) 会派の有無

市町村別会派の有無比率

市・町村別会派の有無

議会名	有	無	計	大分県 無の比率	北海道 無の比率	神奈川県 無の比率
市	14	0	14	0%	6%	0%
町村	0	4	4	100%	81%	46%
計	14	4	18	22%	62%	19%

(注)大分県・北海道・神奈川県議会含まず。

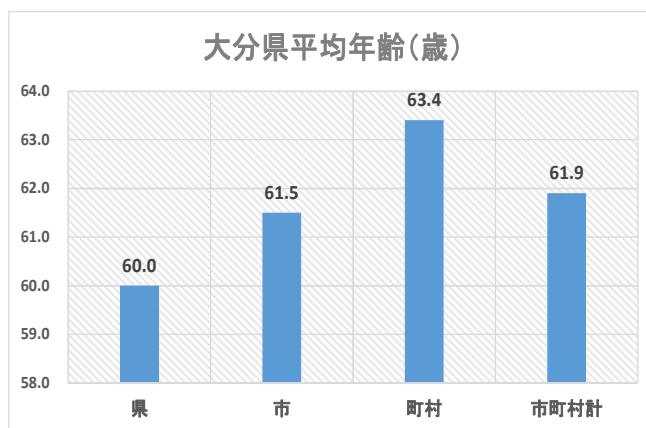


(4) 議員の平均年齢

ア. 市町村別議員平均年齢

県・市・町村別議員の平均年齢

項目	議会数	平均年齢 (歳)	北海道	神奈川県
県	1	60.0	58.0	53.9
市	14	61.5	59.5	57.3
町村	4	63.4	64.6	62.1
市町村計	18	61.9	63.3	59.1

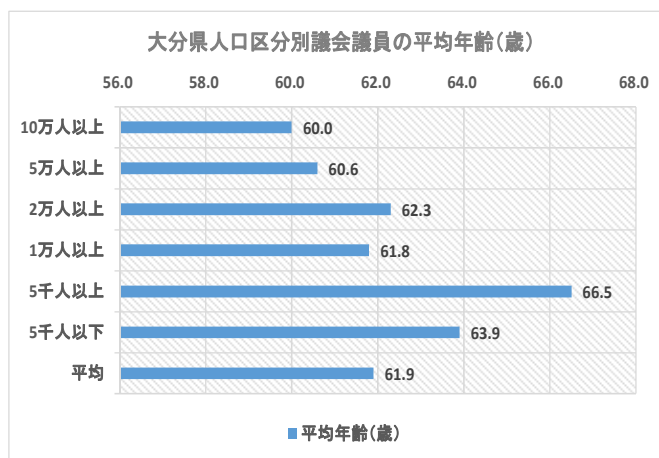


イ. 人口規模別議員平均年齢

人口規模別議員の平均年齢

人口規模	議会数	平均年齢 (歳)	北海道	神奈川県
10万人以上	2	60.0	58.3	57.0
5万人以上	4	60.6	60.2	54.3
2万人以上	8	62.3	61.3	60.6
1万人以上	2	61.8	63.2	64.3
5千人以上	1	66.5	64.8	64.0
5千人以下	1	63.9	64.4	61.8
計	18	61.9	63.3	59.1

(注)大分県を含まず。



ウ. 議員の平均年齢の分布

議会議員の平均年齢の分布

平均年齢	県議会	市議会	町村議会	計	構成比率
55～59	0	2	0	2	11%
60～64	1	10	3	14	74%
65～69	0	2	1	3	16%
計	1	14	4	19	100%

平均年齢上位・下位の議会名

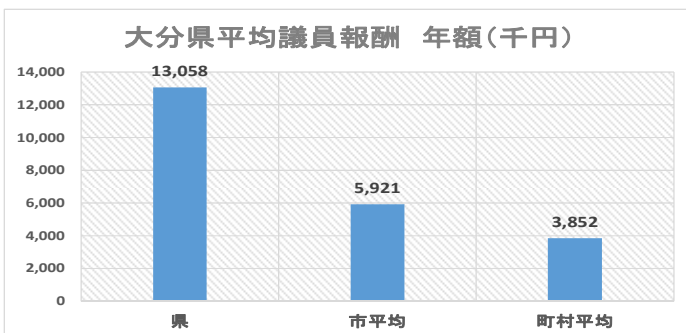
議会名	平均年齢	順位
大分市	57.0	1
佐伯市	59.0	2
大分県	60.0	3
日田市	60.0	3
日出町	60.0	3
〃	〃	〃
臼杵市	65.0	13
豊後高田市	66.4	14
九重町	66.5	15

(5) 議会議員の報酬 (注) 議員報酬とは議員報酬月額＋議員期末手当

ア. 市町村別平均年額議員報酬

市町村平均議員報酬

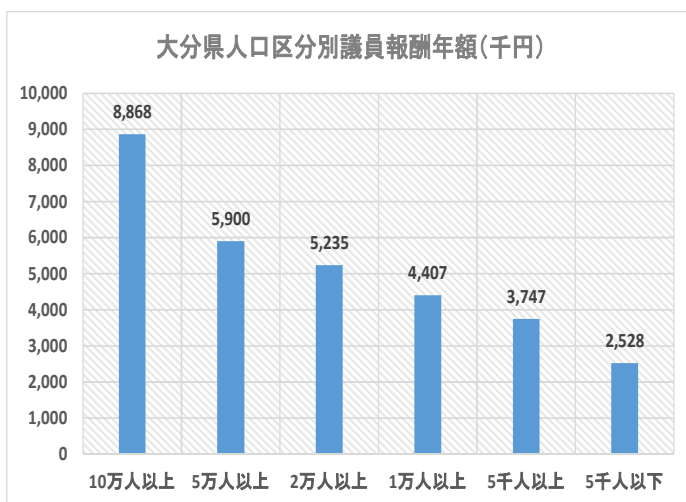
区分	平均議員報酬 年額(千円)	北海道	神奈川県
県	13,058	15,106	16,761
市平均	5,921	5,984	7,809
町村平均	3,852	2,942	5,057



イ. 人口規模別平均年額議員報酬

人口区分別平均議員報酬年額

人口規模	大分県 平均議員 報酬年額 (千円)	北海道 平均議員 報酬年額 (千円)	神奈川県 平均議員 報酬年額 (千円)
70万人以上		14,372	13,900
10万人以上	8,868	7,875	8,179
5万人以上	5,900	6,250	6,992
2万人以上	5,235	4,801	6,003
1万人以上	4,407	3,637	4,576
5千人以上	3,747	2,953	4,118
5千人以下	2,528	2,824	4,368



ウ. 議員の報酬年額の分布

議会議員の報酬年額(単位: 百万円)の分布

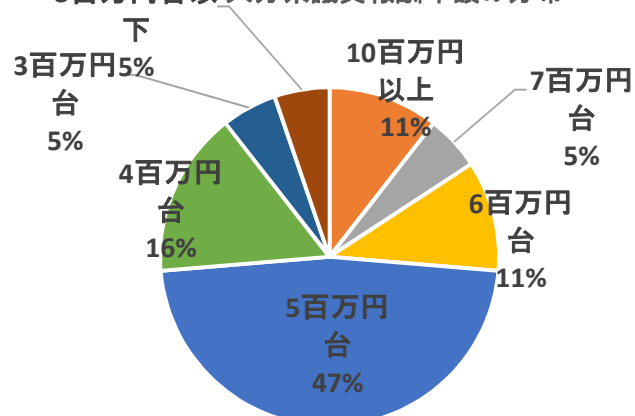
報酬年額	県議会	市議会	町村議会	計	構成比率
10百万円以上	1	1		2	11%
7百万円台		1		1	5%
6百万円台		2		2	11%
5百万円台		8	1	9	47%
4百万円台		2	1	3	35%
3百万円台			1	1	5%
3百万円台以下			1	1	5%
計	1	14	4	19	100%

エ. 議員報酬年額の上位・下位議会名

議員報酬年額上位・下位の議会名

議会名	報酬年額(千円)	順位
大分市	10,653	1
別府市	7,083	2
日田市	6,241	3
中津市	6,128	4
佐伯市	5,664	5
↓	↓	↓
津久見市	4,766	15
玖珠町	4,047	16
九重町	3,747	17
姫島村	2,528	18

3百万円台以下大分県議員報酬年額の分布

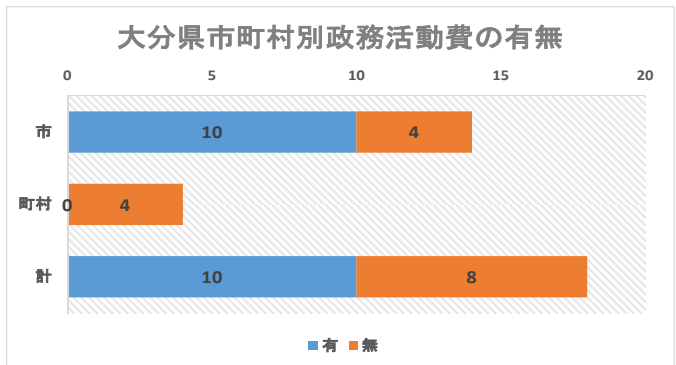


(6) 政務活動費

ア. 市町村別政務活動費の有無

県・市・町村別に見た政務活動費の有無

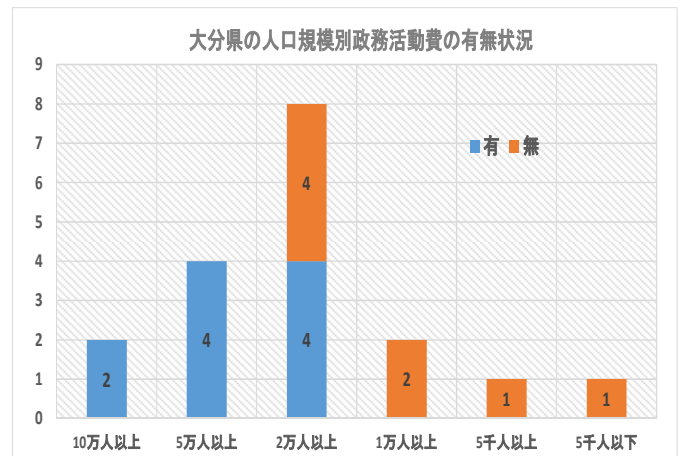
項目	議会数	有	無	大分県 有の比率	北海道 有の比率	神奈川県 有の比率
県	1	1	0	100%	100%	100%
市	14	10	4	71%	76%	93%
町村	4	0	4	0%	11%	54%
計	19	11	8	58%	28%	78%



イ. 人口規模別政務活動費の有無

人口規模別政務活動費の有無分布

人口規模	回答数	政務 活動費有	大分県 有比率	大分県 活動費有 比率	北海道 有比率	神奈川県 有比率
10万人以上	2	2	100%	100%	100%	100%
5万人以上	4	4	100%			
2万人以上	8	4	50%		55%	75%
1万人以上	2	0	0%	0%	33%	25%
5千人以上	1	0	0%		13%	50%
5千人以下	1	0	0%		4%	0%
計	18	10	56%		27%	77%



(注) 大分県・北海道・神奈川県議会含まず。

ウ. 政務活動費の金額分布

政務活動費の金額分布

政務活動費 (月額)	県	市	町村	大分県 構成比	神奈川県 構成比
1～9千円		1		9%	4%
10～19千円		4		37%	32%
20～29千円		3		27%	16%
30～39千円					8%
40～49千円		1		9%	4%
50～59千円					4%
60～69千円					8%
80～89千円					4%
100～199千円		1		9%	8%
300～399千円	1			9%	0%
400～499千円					4%
500～599千円					8%
計	1	10	0	100%	100%

エ. 政務活動費の上位10位議会

政務活動費の高い上位10議会

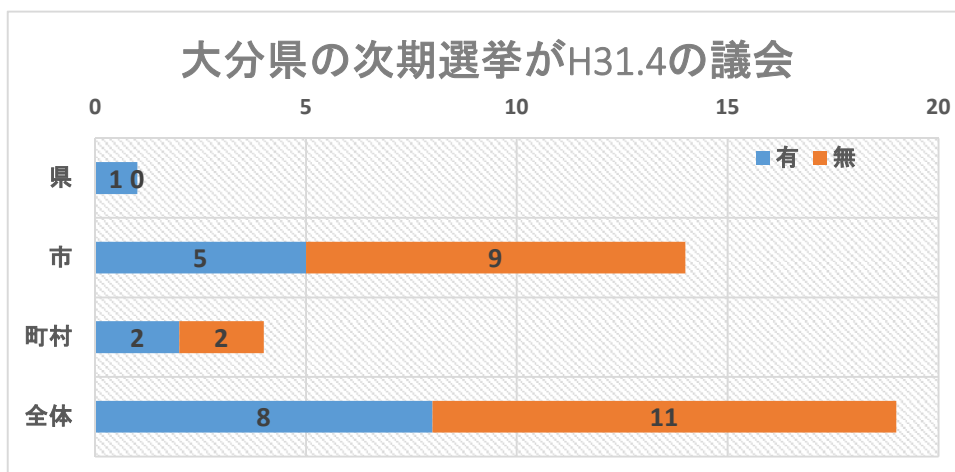
NO	議会名	人口規模	政務活動費
1	大分県		300
2	大分市	10万人以上	100
3	別府市	10万人以上	40
4	中津市	5万人以上	20
5	日田市	5万人以上	20
6	宇佐市	5万人以上	20
7	臼杵市	2万人以上	17
8	竹田市	2万人以上	15
9	杵築市	2万人以上	15
10	国東市	2万人以上	12

(注) 月額/千円

(7) 次期H31. 4統一地方選挙実施状況

県市町村別H31.4統一地方選挙の有無

議会名	有	無	計	大分県 有の比率	北海道 有の比率	神奈川県 有の比率
県	1	0	1	100%	100%	100%
市	5	9	14	36%	71%	61%
町村	2	2	4	50%	63%	31%
全体	8	11	19	42%	65%	50%

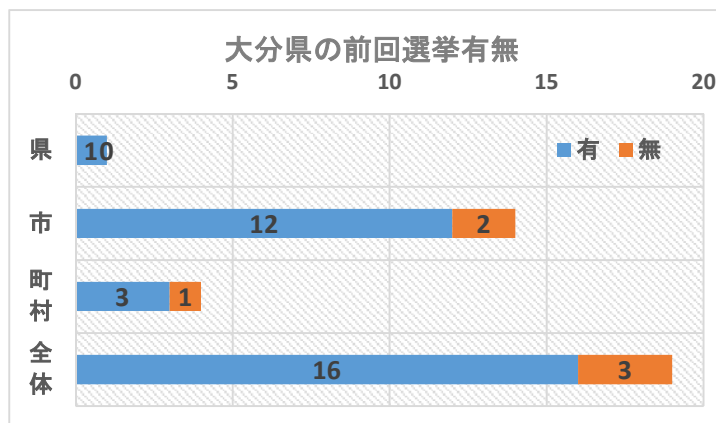


(8) 前回選挙の有無

ア. 市町村議会別

人口規模別前回選挙の有無

市町村別	議会数	前回選挙 無	大分県前回 選挙無比率	北海道前回 選挙無比率	神奈川県前回 選挙無比率
県	1	0	0%	0%	0%
市	14	2	14%	20%	0%
町村	4	1	25%	32%	15%
計	19	3	16%	29%	6%



イ. 人口規模別別

人口規模別前回選挙の有無

人口規模	議会数	前回選挙 有無	大分県前回 選挙無比率	北海道前回 選挙無比率	神奈川県前回 選挙無比率
10万人以上	2	0	0%	13%	0%
5万人以上	4	1	25%	0%	0%
2万人以上	8	0	0%	20%	13%
1万人以上	2	1	50%	22%	25%
5千人以上	1	0	0%	28%	0%
5千人以下	1	1	100%	43%	0%
計	18	3	17%	29%	6%

(注) 大分県・北海道・神奈川県議会含まず。

ウ. 前回選挙無投票議会名

議会名	定数	議員報酬	次回選挙
宇佐市	24	5,566	H31.4
津久見市	14	4,766	H30.4
姫島村	8	2,528	H31.4

2 議会を活性化するための環境整備に関する調査結果

2-1 住民参加による地域課題の発見と共有

問1 請願・陳情提出者による提案説明

請願又は陳情の審査を行う際に、紹介議員ではなく、提出者が希望した場合、本会議又は委員会直接説明することを認めていますか。(H29.4～30.3の期間)

項番	内 容	県	市	比率	自治体議会名	請願等の 処理結果 の報告受 ける	町村	比率	自治体議会名	請願等の 処理結果 の報告受 ける	全体	大分県 比率	北海道 比率	神奈川 比率
1	認めていない(条例規則等の規定はあるが、実績はない)	1	7	50%		0	3	75%		1	11	58%	122 (85%)	14 (44%)
2	検討中		0	0%			1	25%	且出町	0	1	5%	2 (1%)	0 (0%)
3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、請願又は陳情提出者による委員会等での直接説明の実績がある		2	14%	別府市、宇佐市	0		0%			2	11%	11 (8%)	8 (25%)
4														
5	条例規則の規定に基づき、請願又は陳情提出者による委員会等での直接説明の実績がある		5	36%	大分市、中津市 且田市、佐伯市 由布市	3		0%			5	26%	9 (6%)	10 (31%)
回答数 計		1	14	100%		3	4	100%		1	19	100%	144	32
											3・5	37%	14%	56%

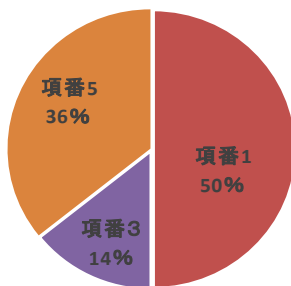
【グラフデータ】

(回答数 14)

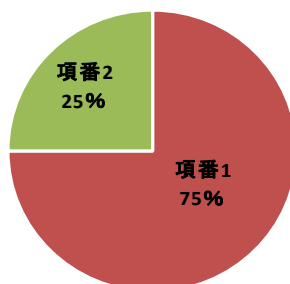
(回答数4)

(回答数 19)

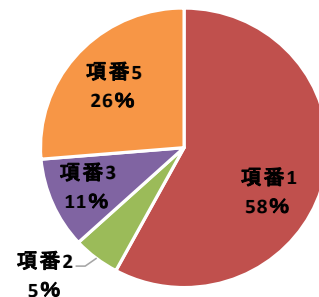
市



町村



全体



【コメント】

- ①「請願・陳情者による提案説明が行われている議会」(項番3・5)は、7議会(37%)で、直接、議会で住民が提案説明が行われている。
- ②「請願・陳情者による提案説明が行われている」は、市議会では7議会(50%)、町村議会では0議会(0%)で、町村議会より市議会の方が請願・陳情者による提案説明が行われてという結果であった。
- ③議会基本条例施行議会の15議会中6議会(40%)で「請願・陳情者による提案説明が行われている」(項番3・5)であった。議会基本条例があることが請願・陳情者による提案説明が行われるということにはなっていないようだ。
- ④3地域の比較では、「請願・陳情者による提案説明が行われている」(項番3・5)は神奈川県56%、大分県37%、北海道14%と、神奈川県内議会が請願・陳情者による提案説明が一番行われており、次が大分県であった。

問2 住民等との意見交換

議員個人・会派主催ではなく、議会や委員会等主催の住民・住民団体・NPOとの直接意見交換を実施し、政策課題の発掘を行っていますか。(H29.4～30.3の期間)

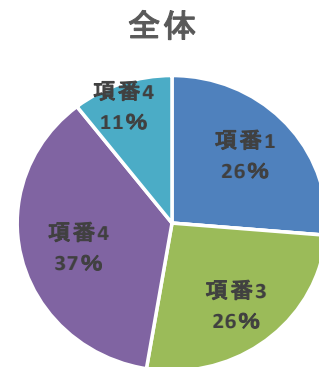
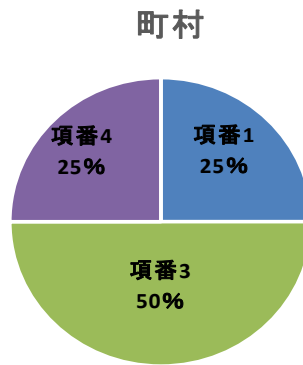
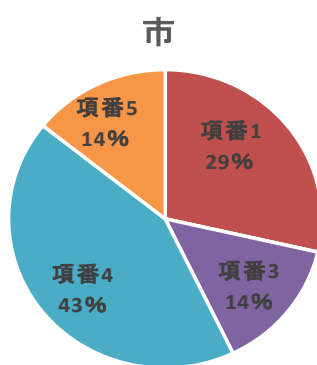
項番	内 容	県	市		自治体議会名	町村		自治体議会名	全体	大分県 比率	北海道 比率	神奈川 比率
				比率			比率					
1	実施していない(条例規則等の規定はあるが、実施していない)		4	29%		1	25%		5	26%	68 (47%)	14 (44%)
2	検討中		0	0%		0	0%		0	0%	8 (6%)	2 (6%)
3	申し合わせ(要綱含む。)により、直接意見交換を実施している	1	2	14%	佐伯市、臼杵市	2	50%	九重町、玖珠町	5	26%	43 (30%)	5 (16%)
4	条例規則の規定に基づき、直接住民等との意見交換を年1回実施している		6	43%	大分市、別府市、中津市、日田市、由布市、国東市	1	25%	日出町	7	37%	20 (14%)	10 (31%)
5	条例規則の規定に基づき、直接住民等との意見交換を年1回以上実施し、さらに、政策課題を政策提言にまとめ、首長に提出している		2	14%	竹田市、杵築市	0	0%		2	11%	5 (3%)	1 (3%)
回答数 計		1	14	100%		4	100%		19	100%	144	32
									3～5	74%	47%	50%

【グラフデータ】

(回答数 14)

(回答数 4)

(回答数 19)



【コメント】

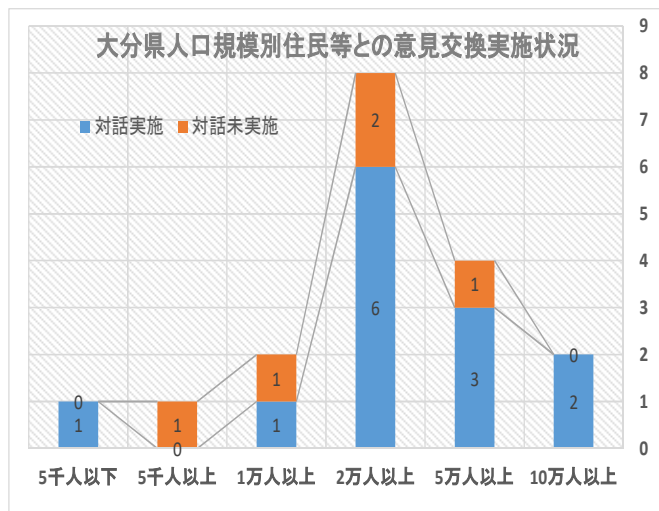
- ①議会主催による「住民等との意見交換」を実施している議会(項番3～5)は、14議会(74%)で住民等との意見交換が行われている。
- ②住民等との意見交換を行っている議会は、市議会では10議会(71%)、町村議会では3議会(75%)で、実施比率では市議会より町村議会の方が住民との意見交換する議会が多い結果であった。
- ③議会基本条例施行議会の15議会中11議会(73%)で「住民等との意見交換が行われている」(項番3・5)であった。議会基本条例があることが住民等との意見交換が行われる結果になっているようだ。
- ④3地域の比較では、「住民等との意見交換を実施している」(項番3～5)は、大分県74%、神奈川県50%、北海道47%と、大分県内自治体議会での住民等との意見交換が一番行われている。議会内の討議と合意形成 問4

人口規模別住民等との意見交換実施状況

人口規模別住民等との意見交換実施状況

人口規模	議会数	対話実施	比率	備考	北海道 比率	神奈川県 比率
10万人以上	2	2	100%	75%	53%	50%
5万人以上	4	3	75%			
2万人以上	8	6	75%			
1万人以上	2	1	50%			
5千人以上	1	0	0%	50%	43%	33%
5千人以下	1	1	100%			
計	18	13	72%		47%	48%

(注) 北海道・神奈川県・大分県議会を含まず。



- ・1万人以上の議会(16議会)で住民との意見交換有り(12議会)は75%の議会で行われている。
- ・1万人以下の議会(2議会)では住民等との意見交換有り(1議会)は50%の議会で行われている。

問2 補足設問1 住民等との意見交換の実施回数と対象団体・テーマ

H29.4～30.3の期間に住民等との意見交換の実施回数と対象団体・テーマを調査

住民等との意見交換の実施回数と対象団体・テーマ

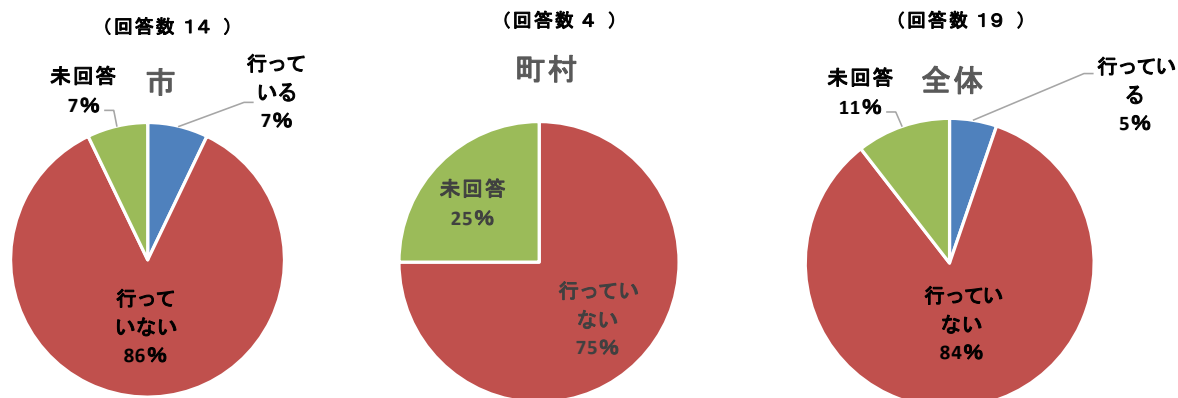
NO	対象議会	対話回数	対象団体	テーマ
1	大分県	2	大分県西部地域(日田市、玖珠町、九重町)	県西部の地域活性化について
			大分県北部地域(中津市、宇佐市、豊後高田市)	宇佐市の地域振興について
2	大分市	2	市民	議会で制定を目指している政策的条例について
			高校、大学、専門学校の学生	特になし
3	別府市	4	学校法人 別府大学 明豊中学校	別府に輝くまちづくり
			別府市立中学校(全8校のうち3校)	別府の未来について
4	中津市	22	市民(市内15校区・地区で実施)	市政全般
			中津地区LPガス協議会	現状と今後の課題
			大分県電気工事業工業組合(中津支部)	現状と今後の課題
			中津市管工事協同組合・中津市公共下水道組合	現状と今後の課題
			中津市消防団幹部	現状と今後の課題
			身体障がい者協議会	交通支援、買い物支援、暮らしの困りごとについて
			中津市PTA連合会	教育全般
			各種団体代表者(20名)	議員定数問題を考える
5	日田市	2	農業委員会	農業委員会の新体制移行について
			商工会議所	豪雨災害による現状について
6	佐伯市	1	佐伯ユネスコエコパーク推進協議会	祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク及び宇目地域の振興について
7	臼杵市	1	地域おこし協力隊	地域おこし協力隊の現状と課題
8	竹田市	2	市内団体	移住定住に促進の為の課題について議会に対する意見・要望
9	杵築市	4	住民等	
10	由布市	1	女性団体連絡協議会	地域の課題
			区長会	行政区の課題
11	国東市	3	介護関係団体	生活支援サービス体制整備事業について
			観光協会	観光について
12	日出町	2	区長会役員会	地区の課題について
			福祉施設	現在の課題について
13	九重町	4	地区住民	なし(あらかじめ設定はしない)
14	玖珠町	3	自治委員代表者協議会	自治区の再編について
			町障害者協議会	障害者を取り巻く現状
			JA	地域の農業状況

問2 補足設問2 議会主催による住民へのアンケート調査

H29.4～30.3の期間、議会主催による地域課題発掘のための住民へのアンケート調査を行いましたか。

項番	内 容	県	市	自治体議会名		町村	自治体議会名		全体	比率	北海道	神奈川県
				自治体議会名	比率		自治体議会名	比率				
1	行っている		1	竹田市	7%	0		0%	1	5%	4%	0%
2	行っていない	1	12		86%	3		75%	16	84%	79%	75%
3	未回答		1		7%	1		25%	2	11%	17%	25%
回答数 計		1	14		100%	4		100%	19	100%	100%	100%

【グラフデータ】



【コメント】

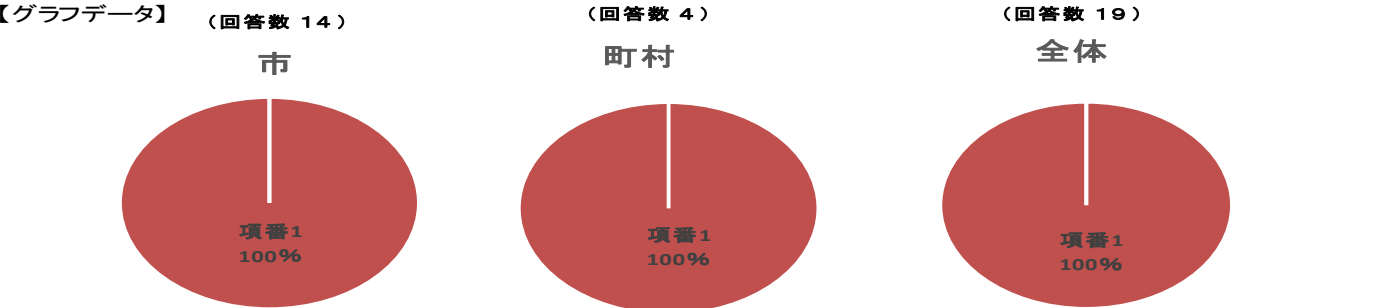
- ①議会主催による地域課題発掘のための住民へのアンケート調査を実施している議会は、1議会であった。議会の討議や政策提言等をまとめる上で、議会自らテーマ(地域課題)を定めて、住民意識を調査(アンケート調査)することで、データ(住民意識)に基づき討議ができ、住民意識が反映した結論を導き出せる。もっと、アンケート調査を議会が活用すべきではないか。
- ②議会主催による地域課題発掘のための住民へのアンケート調査は、大分県5%、北海道4%、神奈川県0%と、住民意識を調査する試みがほとんど行われていない。もっと議会がアンケート調査を行うべきである。

問3 傍聴者の発言

本会議又は委員会で、問1の請願・陳情者の直接説明以外に、傍聴者（住民）が発言することを認めていますか。（H29.4～30.3の期間）

項番	内 容	県	市	比率		自治体議会名	町村	比率		自治体議会名	全体	大分県 比率	北海道 比率	神奈川 比率
1	認めていない(条例規則等の規定はあるが、実施していない)	1	14	100%			4	100%			19	100%	144 (100%)	32 (100%)
2	検討中		0				0	0%			0	0%	0 (0%)	0 (0%)
3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、認めており、傍聴者の発言の実績がある		0				0	0%			0	0%	0 (0%)	0 (0%)
4			0				0							
5	条例規則の規定に基づき認めており、実際に傍聴者の発言の実績がある		0				0	0%			0	0%	0 (0%)	0 (0%)
回答数 計		1	14	100%			4	100%			19	100%	144	32
											3・5	0%	0%	0%

(注)補足設問の①傍聴者数の公表(広報誌等)、②手話通訳(事前予約含む)の回答がほとんどありませんでしたので、数値化を省略します。



【コメント】

- ①「本会議又は委員会で傍聴者の発言」は、すべて認めていない(実績ない)。
傍聴者への発言を認めることは、議会への関心を持ってもらうための1つの手段として有効である。特に、人口規模が小さい議会では有効ではないか。住民の声を直接聴く機会があることが、議会の存在にとって、また、まちの自治にとっても有意義であると思うが、現実はそのようになっていない。
- ②3地域の「傍聴者の発言の実績がある」は、大分県議会0%、神奈川県議会0%、北海道0%と、傍聴者の発言を認めている議会は3地域共に0議会であった。
- ③傍聴者の発言の実績を調査対象として来たのは、「住民等との意見交換」のような議会への間接的参加の他に、直接的参加として議案等への住民意見を反映できる機会を設けるべきとの考えからであった。また、総務省の町村議会のあり方に関する研究会が平成30年3月に出した「報告書」の中にも、「一般質問終了後に傍聴者に質問・意見を述べる機会を与える例(模擬公聴会)」(長崎県小値賀町議会)が紹介されていた。まさに、このような議会が増えることを期待しての設問であった。
- 小値賀町議会の取組概要
- ①定例会における一般質問後に、議会を休憩とした上で、傍聴者が意見・質問を述べる機会(模擬公聴会)を設定。
- ②町内回覧等により、模擬公聴会開催の旨と当日の案件(一般質問の内容)を事前に周知。
- ③一つの質問についてのやりとりが終わる毎に休憩とし、休憩中に議長から傍聴者に対して質問等の有無を投げかけ。
- ④質問に対しては、その場で執行部又は議員が回答。(意見・質問や回答は議事録には載らない)
- ⑤規則等の改正は行わず、運用により実施。
- 取組の効果と課題
- ①町民と直接やりとりを行うことができ、「開かれた議会」の実現に資すると考えられること
- ②町政に対する町民の理解が深まったこと
- ③傍聴者が特定の団体に偏る傾向があるため、幅広い層(特に若者)に町政に関心を持ってもらうよう周知していくことが課題
- (参考1)「福島町議会への参画を推奨する規則」(北海道)
第2条 『傍聴』とは、中略、議長の許可を受けて討議に参加することと言う。
第3条 議会は、町民自治を基礎とする町民の代表機関であることから、町民参加の大事な場としてとらえ、参画者を積極的に受け入れ、その意見等を聴く機会などを設けなければならない。
- (参考2)「芽室町議会傍聴条例」(北海道)
(傍聴の奨励)第2条 議会は、町民自治を基礎とする町民の代表機関であることから、町民参加の大切な場と捉え、傍聴者を積極的に受け入れ、その意見等を聴く機会を設けなければならない。

2-1 住民参加による地域課題の発見と共有まとめ

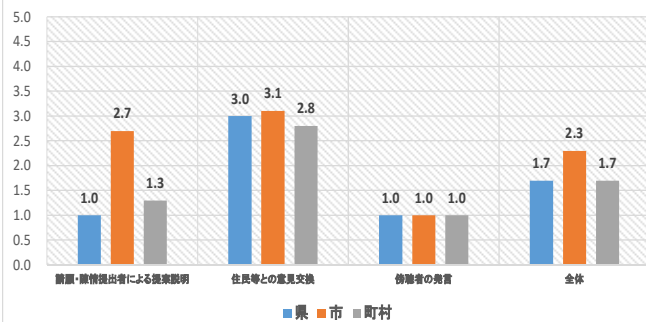
県・市・町村比較

項目	請願・陳情提出者による提案説明	住民等との意見交換	傍聴者の発言	大分県全体	北海道全体	神奈川県全体
県	1.0	3.0	1.0	1.7	1.7	2.3
市	2.7	3.1	1.0	2.3	1.8	2.0
町村	1.3	2.8	1.0	1.7	1.5	2.2

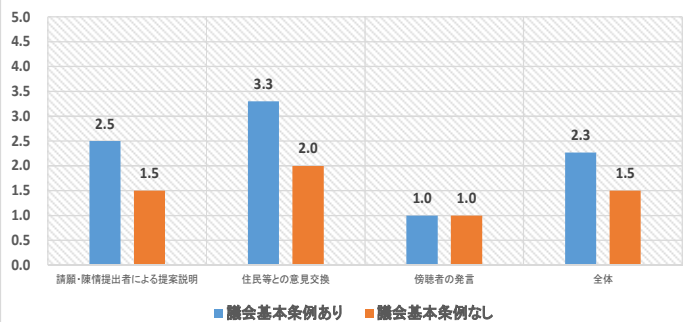
議会基本条例有無比較

項目	請願・陳情提出者による提案説明	住民等との意見交換	傍聴者の発言	大分県全体	北海道全体	神奈川県全体
議会基本条例あり	2.5	3.3	1.0	2.3	2.0	1.8
議会基本条例なし	1.5	2.0	1.0	1.5	1.4	1.6

県・市・町村比較



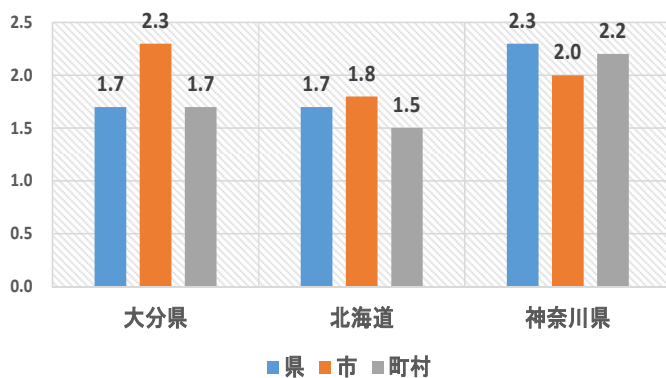
議会基本条例有無比較



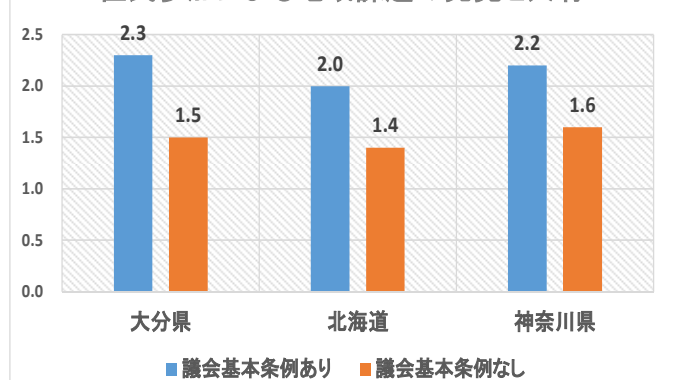
(注)市議会(2.3)の方が、県議会(1.7)や町村議会(1.7)より議会への住民参加が進んでいる。また、議会基本条例が施行されている議会(2.3)の方が、未施行の議会(1.5)より、住民参加が進んでいる。

(参考) 大分県・北海道・神奈川県の住民参加による地域課題の発見と共有

住民参加による地域課題の発見と共有



住民参加による地域課題の発見と共有



2-2 議会内の討議と合意形成

問4 首長側提出議案等に対する議員間の討議(自由討議)により議会としての意思決定

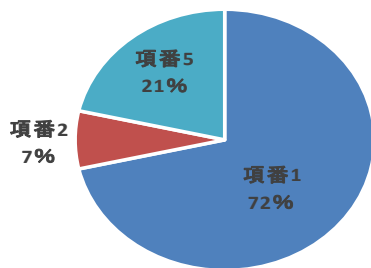
全員協議会等において、首長提案の議案及び議員提案の議案並びに請願又は陳情等で提起された住民課題を採決の前にいったん止め、議員間討議(自由討議)により、議会意思を決める合意形成を図っていますか。

項番	内 容	県	市	自治体議会名	比率	町村	自治体議会名	比率	全体	大分県 比率	北海道 比率	神奈川 比率
1	行っていない(条例規則等の規定はあるが、実施していない)	1	10		72%	4		100%	15	79%	121 (84%)	25 (78%)
2	検討中		1	日田市	7%			0%	1	5%	7 (5%)	0 (0%)
3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、全員協議会等で、議員間(自由)討議を行い、議会としての意思を決めている				0%			0%	0	0%	9 (6%)	2 (6%)
4					0%			0%		0%		
5	条例規則の規定に基づき全員協議会等で、議員間(自由)討議を行い、議会としての意思を決めている		3	大分市、別府市、中津市	21%			0%	3	16%	7 (5%)	5 (16%)
回答数 計		1	14		100%	4		100%	19	100%	144	32
									3・5	16%	11%	22%

(注) アンダーラインは議会基本条例施行市町村

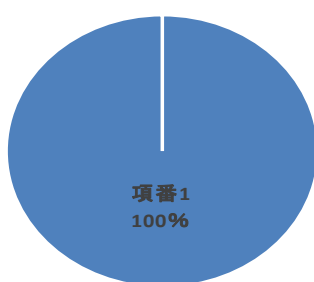
【グラフデータ】 (回答数 14)

市



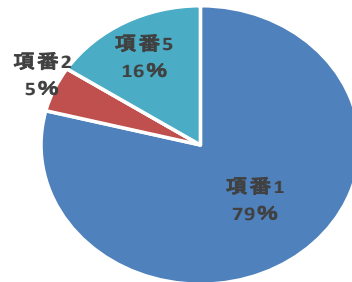
(回答数 4)

町村



(回答数 19)

全体



【コメント】

- ①「首長側提出議案に対する議員間の討議(自由討議)が行われている」(項番3・5)は、3議会(16%)であった。いずれも市議会であった。
- ②「議員間の自由討議が行われていない」(項番1・2)は、16議会(84%)で、県議会、市議会の11議会(89%)、町村議会の4議会(100%)であった。町村議会では議員間の自由討議が行われていない。
- ③議会基本条例施行議会では、条例で議員間の自由な討議が規定されているにもかかわらず、行われていない実態がある。なぜ、議員間の自由討議が行われないのか。何か理由がありそうだ。
- ④実際、補足設問1・2・3の首長提案に対する「議会による否決」、「議員による修正」、「政策提案」を「自由討議を行っている」と回答の議会」と「自由討議を行っていない」と回答の議会」とで比較(次頁)すると、前者は「議会による否決」が0議会、「議員による修正」が1議会、「政策提案」が1議会、それに対し、後者は「議会による否決」が0議会、「議員による修正」が5議会、「政策提案」が2議会と、「自由討議を行っていない」と回答の議会の方が多いという結果であった。「議員間の自由討議」が深まれば「議会による否決」「議員による修正」「政策提案」が多くなるという仮説は成り立たないようだ。
- ⑤3地域の「議員間の自由討議が行われている」項番3・5は、神奈川県22%、大分県16%、北海道11%と、3地域の比較では神奈川県内自治体議会が一番自由討議が行われている。

問4 補足設問1・2・3

1. H29.4～30.3の期間、首長側提出議案(直接請求は除く)の内、①議会によって否決された議案と、②首長等が一度提出した後、議会・議員の意見等により、提出者が自ら取り下げ、再提出(誤字等以外の修正)後、可決された議案は、何件ありましたか。
2. H29.4～30.3の期間、首長側提出議案(直接請求は除く)に対する議員による修正案の提出(うち、可決した修正案)は、何件ありましたか。
3. H29.4～30.3の期間、議会として政策提言を行いましたか。

市

項目	対象市町村 議会数	議会による 否決有	議員による 修正有	政策提言 有
自由討議を行っている議会	3	0	1	1
自由討議を行っていない議会	11	0	4	2
計	14	0	5	3
(注)数は議会数	21%	0%	36%	21%

町村

項目	対象市町村 議会数	議会による 否決有	議員による 修正有	政策提言 有
自由討議を行っている議会	0	0	0	0
自由討議を行っていない議会	4	0	1	0
計	4	0	1	0
(注)数は議会数	0%	0%	25%	0%

全体

項目	対象市町村 議会数	議会による 否決有	議員による 修正有	政策提言 有
自由討議を行っている議会	3	0	1	1
自由討議を行っていない議会	15	0	5	2
計	18	0	6	3
大分県全体	17%	0%	33%	17%
北海道全体	16(13%)	8(7%)	13(11%)	5(4%)
神奈川県全体	7(27%)	1(4%)	8(31%)	3(12%)

(注1)数は議会数

(注2)大分県議会含まず。

(参考1)政策提言内容

市町村名	政策提言内容
中津市	医療関係機関等の協力を得て、予防医学の充実及び経済的支援を要する児童生徒に対する医療費の無償化を実施するとともに段階的に対象の拡大を行うことを求める決議(H29.12.19)
竹田市	①住宅整備促進するために②移住のきっかけづくりをするために③移住者と市民の日常的な交流を進めるために④都市圏とのアクセスの整備促進をするために⑤働き手の確保を図り、社会的な課題を解決するために⑥行政におけるプロフェッショナル育成のために(平成30年3月23日)
国東市	地元県立高校に対する支援策の政策提言(H29.12)

(参考2)政務活動費と「議会による否決」等との関係性

市

項目	対象市町村 議会数	議会による 否決有	議員による 修正有	政策提言 有
政務活動費が有る議会	10	0	5	3
政務活動費が無い議会	4	0	0	0
計	14	0	5	3
(注) 数は議会数		0%	36%	21%

町村

項目	対象市町村 議会数	議会による 否決有	議員による 修正有	政策提言 有
政務活動費が有る議会	0	0	0	0
政務活動費が無い議会	4	0	1	0
計	4	0	1	0
(注) 数は議会数		0%	25%	0%

全体

項目	対象市町村 議会数	議会による 否決有	議員による 修正有	政策提言 有
政務活動費が有る議会	10	0	5	3
政務活動費が無い議会	8	0	1	0
計	18	0	6	3
大分県全体		0%	33%	17%
北海道全体		8(18%)	13(29%)	5(11%)
神奈川県全体		1(4%)	8(31%)	3(12%)

(注1)数は議会数

(注2)大分県議会含まず。

問5 調査機関又は附属機関の設置

議会として、住民の政策課題を議会として調査・把握するための調査機関又は附属機関を設置していますか。

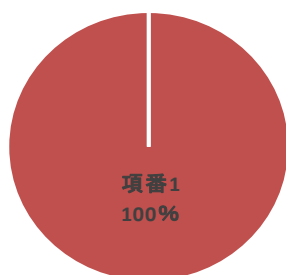
項番	内 容	県	市	自治体議会名		町村	自治体議会名		全体	大分県 比率	北海道 比率	神奈川 比率
				自治体議会名	比率		自治体議会名	比率				
1	設置していない(条例規則等の規定はあるが、実施していない)	1	14		100%	4		100%	19	100%	141 (98%)	32 (100%)
2	検討中		0		0%	0		0%	0	0%	1 (1%)	0 (0%)
3	議長の裁量や要綱等により、調査機関又は附属機関を設置している		0		0%	0		0%	0	0%	0 (0%)	0 (0%)
4	条例規則の規定に基づき、議員のみによる調査機関又は附属機関を設置している		0		0%	0		0%	0	0%	0 (0%)	0 (0%)
5	条例規則の規定に基づき、議員のほか公募市民を含めた調査機関又は附属機関を設置している		0		0%	0		0%	0	0%	2 (1%)	0 (0%)
回答数 計		1	14		100%	4		100%	19	100%	144	32
									3~5	0%	1%	0%

(注) アンダーラインは議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】

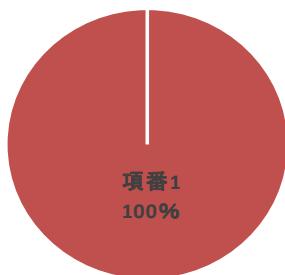
(回答数 14)

市



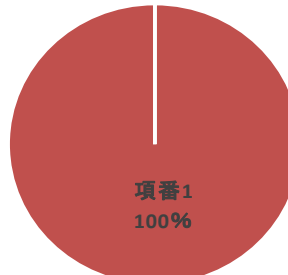
(回答数 4)

町村



(回答数 19)

全体



【コメント】

①調査機関又は附属機関の設置については、項番1の「設置していない(条例規則等の規定はあるが、実施していない)」が大分県すべての19議会(100%)であった。大分県では、調査機関又は附属機関の設置がされていないことがわかった。関連質問であった、「専門的知見の活用」は0議会、「公聴会の開催・参考人招致」は、大分県、宇佐市で参考人招致が行われているのみであった。

②3地域の「調査機関又は附属機関を設置している」項番3~5を比較すると、大分県、神奈川県では実施議会0議会に対し、北海道では2議会(1%)で行われている。大分県、神奈川県では普及していない制度といえる。

③調査機関又は附属機関の設置は議会が幅広い議論を前提に議会として迅速に、議決する上で、重要な助言が期待できる。最近では課題の複雑化と利害関係者が多く、調整が難航するケースも多い。その中で、客観性を担保した機関の設置は、議会の新たな価値を高めることにつながると考える。また、議会事務局職員数減少に伴う議会事務局機能を補完する役割もある。

芽室町議会基本条例(北海道)

(附属機関の設置)第20条 議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、学識経験を有する者等で構成する附属機関を設置します。

2 附属機関に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

(調査機関の設置)第21条 議会は、町政の課題に関する調査のために必要があると認めるときは、法第100条の規定により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置します。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に議員を構成員として加えます。

3 調査機関に関し必要な事項は、会議条例で定めます。

問5 補足設問2 H29.4～30.3の期間、地方自治法100条の2に基づく専門的知見の活用(調査機関又は附属機関の設置を除く)を具体的に行いましたか。

市町村別議会における専門的知見の活用

項目	回答議会数	専門的知見の活用有	専門的知見の活用無	大分県専門的知見の活用比率	北海道専門的知見の活用比率	神奈川県専門的知見の活用比率
県	1	0	1	0%	0%	0%
市	13	0	13	0%	0%	7%
町村	3	0	3	0%	0%	0%
全体	17	0	17	0%	0%	4%

問5 補足設問3 H29.4～30.3の期間、公聴会の開催や、参考人招致を行いましたか。

①公聴会開催状況

市町村別議会における公聴会開催の実施状況

項目	回答議会数	公聴会実施議会	大分県公聴会開催議会比率	北海道公聴会開催議会比率	神奈川県公聴会開催議会比率
県	1	0	0%	0%	0%
市	13	0	0%	0%	0%
町村	3	0	0%	0%	0%
全体	17	0	0%	0%	0%

②参考人招致実施状況

市町村別議会における参考人招致の実施状況

項目	回答議会数	参考人招致実施議会	大分県参考人招致実施議会比率	北海道参考人招致実施議会比率	神奈川県参考人招致実施議会比率
県	1	1	100%	100%	100%
市	13	1	8%	13%	20%
町村	3	0	0%	6%	14%
全体	17	2	12%	9%	22%

問5 補足設問4 H29.4～30.3の期間、議員又は委員会が提出した政策的な条例案(政策立案)(議会や議員に係わるもの、例えば、議会基本条例、議員定数、報酬、政務調査費、会議規則、委員会条例などを除く)の件数(内、可決された条例の件数)と具体的な条例案名等をご記入願います。(なかった場合には「0」件とご記入ください)なお、既存の政策的な条例の改正案及び廃止案を含む。

市町村別議会における議員等提案条例件数

項目	回答議会数	議員等提案条例有	大分県参考人招致実施議会比率	北海道参考人招致実施議会比率	神奈川県参考人招致実施議会比率
県	1	1	100%	100%	0%
市	13	0	0%	3%	20%
町村	3	0	0%	1%	14%
全体	17	1	6%	3%	17%

名称	議員等提案条例名
大分県	大分県スポーツ推進条例

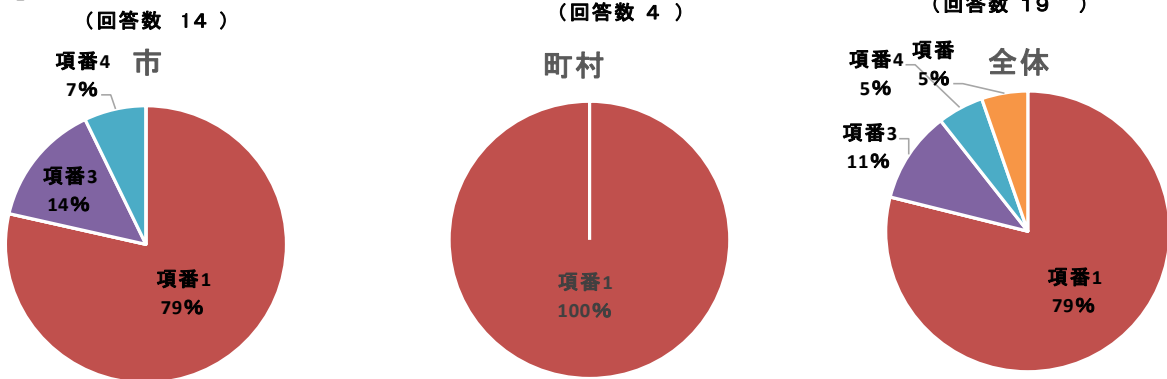
問6 議会事務局体制の充実

法務担当職員、調査担当職員を議会事務局に配置していますか。

項番	内 容	道	市	自治体議会名		町村	自治体議会名		全体	大分県 比率	北海道 比率	神奈川 比率
				自治体議会名	比率		自治体議会名	比率				
1	法務担当職員(専任又は兼任)、調査担当職員(専任)を議会事務局に配置しておらず、今後の配置についても検討していない		11		79%	4		100%	15	79%	133 (92%)	21 (66%)
2	法務担当職員(専任又は兼任)、調査担当職員(専任)の議会事務局への配置を検討中		0		0%	0		0%	0	0%	2 (1%)	2 (6%)
3	調査担当職員(専任)を議会事務局に配置している(当該調査担当職員(専任)が法務担当を兼務する場合を含む)		2	大分市④、豊後高田市⑤	14%	0		0%	2	11%	6 (4%)	5 (16%)
4	法務担当職員(首長部局兼任)及び調査担当職員(専任)をそれぞれ議会事務局に配置している		1	杵築市⑤	7%	0		0%	1	5%	1 (1%)	1 (3%)
5	法務担当職員(専任)及び調査担当職員(専任)をそれぞれ議会事務局に配置している	1	0		0%	0		0%	1	5%	2 (1%)	3 (9%)
回答数 計		1	14		100%	4		100%	19	100%	144	32
									3~5	21%	7%	28%

(注1)○は議会事務局の職員数(臨時含む) (注2)大分県議会の議会事務局職員数は36名
(注3)アンダーラインは議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】



【コメント】

- ①法務担当職員・調査担当職員を配置している議会(項番3~5)は、4議会(21%)で、県議会、市議会の3議会(21%)、町村議会の0議会(0%)であった。町村議会では法務担当職員・調査担当職員の配置がされていない。
- ②1議会当たりの平均職員数は、市議会では7.4人、町村議会では2.5人であった。図書室有は全体の61%、図書コーナー有は28%、どちらもないは11%であった。
- ③3地域の「法務担当職員・調査担当職員を配置している」(項番3~5)の法務・調査担当職員の配置を比較すると、神奈川県28%、大分県21%、北海道7%と神奈川県が1番充実している。
- ④議会事務局の課題の課題は、市議会では法務・調査担当職員の配置、政策立案能力の向上であった。1職員当たりの担当職員数が大きくなると議員へのサポートが困難になる。議会事務局の課題として、議会事務局職員の削減が挙げられているが、議会事務局職員の削減は議会の力を弱めることにつながるもので、削減には慎重であるべきではないか。また、議会事務局機能の強化のためには、自力より、外部の力を活用することを検討すべきである。
- 芽室町議会基本条例(北海道)
- (議会事務局の体制整備)第22条 議会は、法第138条第2項の規定に基づき、芽室町議会事務局を置きます。
- 2 議会は、議会及び議員の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図ります。なお、当分の間は、執行機関の法務及び財務機能の活用、職員の併任等を考慮します。
- 3 議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとし、あらかじめ町長と協議します。

問6 補足設問

議会事務局の人数等(H30.4.1現在)

議会事務局職員数の分布

人数	市	町村	全体
1人	0	1	1
3人	0	3	3
4人	2	0	2
5人	6	0	6
6人	1	0	1
7人	1	0	1
8人	2	0	2
10人	1	0	1
26～30人	1	0	1
計	14	4	18

(注)大分県議会含まず。

大分県市町村別議会事務局の兼務状況

項目	市	町村	全体
兼務有	0	2	2
兼務無	11	2	13
無記入	3	0	3
計	14	4	18
兼務有比率	0%	50%	11%
平均職員数	7.4人	2.5人	6.3人

(注)大分県議会含まず。

人口規模別平均職員数及び兼務状況

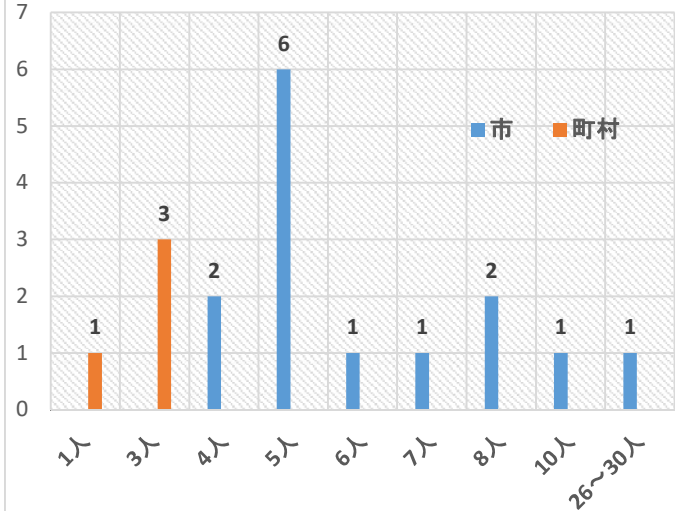
人口規模	議会数	平均職員数	兼務	兼務比率	備考
10万人以上	2	18	0	0%	6%
5万人以上	4	7.3	0	0%	
2万人以上	8	4.6	0	0%	
1万人以上	2	3.5	1	50%	
5千人以上	1	3	1	100%	50%
5千人以下	1	1	0	0%	
計	18	6.3	2	11%	

(注)大分県議会含まず。

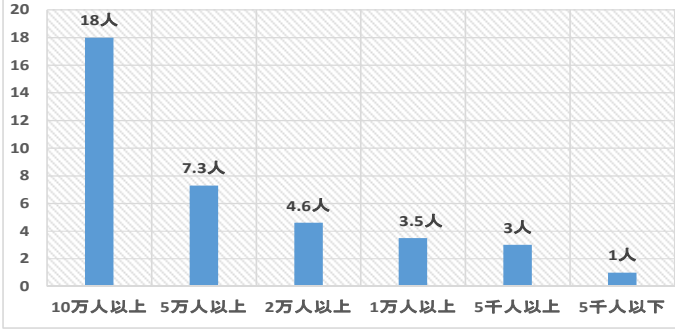
コメント:

- ①大分県の平均議会事務局職員数は、市では7.4人、町村では2.5人であった。
- ②監査委員事務局等の兼務ありは市議会では0議会、町村議会で2議会であった。
- ③人口規模2万人以上では兼務している議会は0議会、2万人以下の4議会中2議会であった。

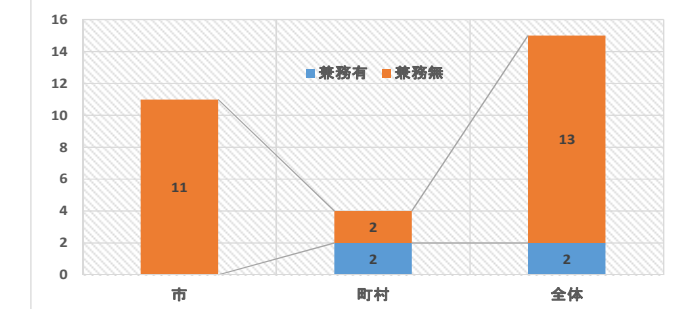
大分県の議会事務局職員数



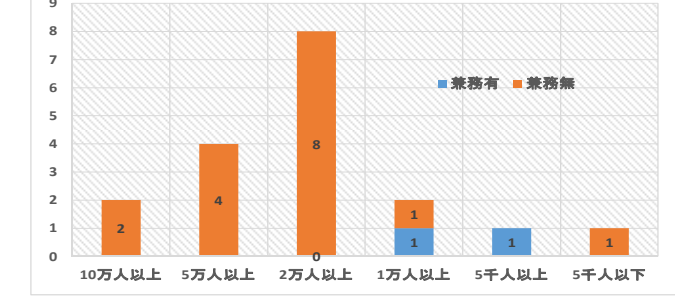
大分県市町村議会の人口規模別平均職員数



大分県の市町村別議会事務局の兼務状況



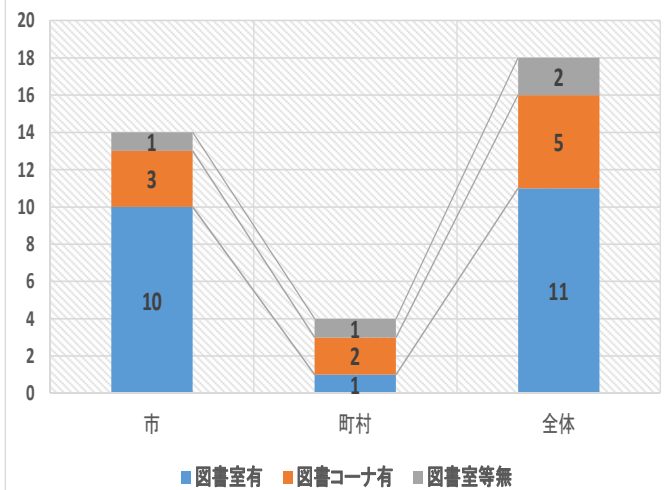
大分県の人口規模別議会事務局職員の兼務状況



大分県の議会事務局における図書室等の設置状況

項目	市	町村	全体	比率
図書室有	10	1	11	61%
図書コーナー有	3	2	5	28%
図書室等無	1	1	2	11%
計	14	4	18	100%

大分県の議会事務局における図書室等の設置状況



議会事務局の課題

大分県の議会事務局の課題

議会名	議会事務局の課題
中津市	法務担当職員が配置できていない。
臼杵市	・政策立案能力の向上 ・議会基本条例制定に向けた調査・研究

2-2 議会内の討議と合意形成まとめ

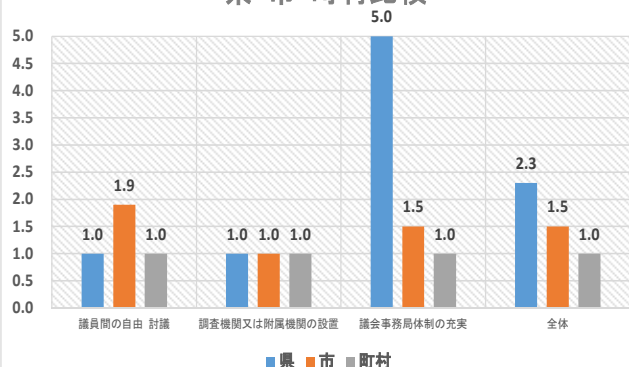
県・市・町村比較

項目	議員間の自由討議	調査機関又は附属機関の設置	議会事務局体制の充実	大分県全体	北海道全体	神奈川県全体
県	1.0	1.0	5.0	2.3	2.3	2.3
市	1.9	1.0	1.5	1.5	1.3	1.6
町村	1.0	1.0	1.0	1.0	1.2	1.4

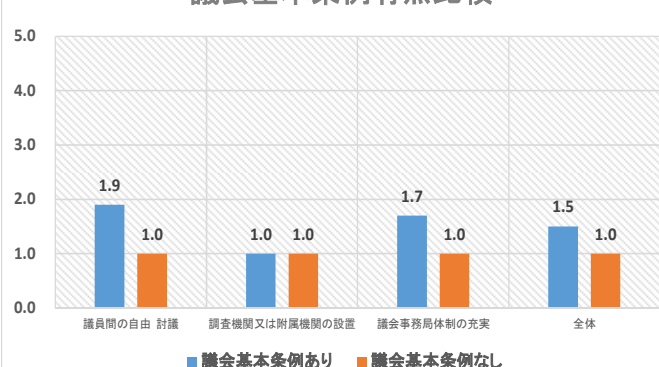
議会基本条例有無比較

項目	議員間の自由討議	調査機関又は附属機関の設置	議会事務局体制の充実	大分県全体	北海道全体	神奈川県全体
議会基本条例あり	1.9	1.0	1.7	1.5	1.5	1.7
議会基本条例なし	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.1

県・市・町村比較

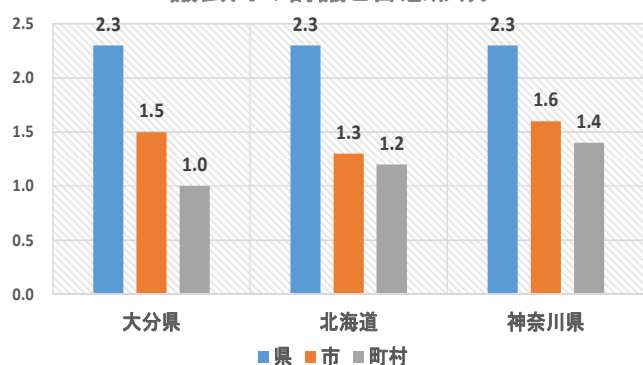


議会基本条例有無比較

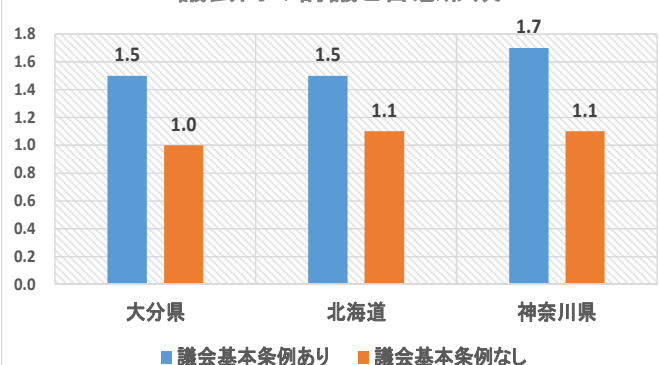


(参考)大分県・北海道・神奈川県の議会内の討議と合意形成

議会内の討議と合意形成



議会内の討議と合意形成



2-3 議会と行政の討議と課題共有

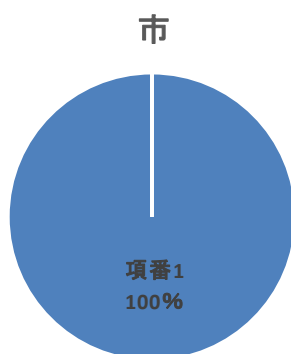
問7 通年議会の実施

通年議会を実施していますか。

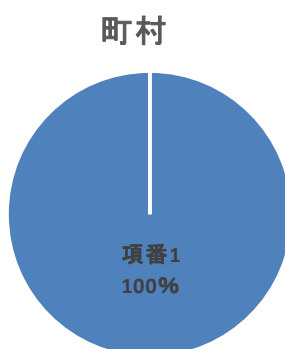
項番	内 容	県	市	自治体議会名	比率	町村	自治体議会名	比率	全体	大分県 比率	北海道 比率	神奈川 比率
1	実施していない	1	14		100%	4		100%	19	100%	130 (90%)	26 (81%)
2	実施について検討中		0		0%			0%	0	0%	5 (4%)	1 (3%)
3	議会の議決により、通年議会を実施している		0		0%	0		0%	0	0%	0 (0%)	0 (0%)
4												
5	議会会議条例等の条例規定により、通年議会として実施している		0		0%	0		0%	0	0%	9 (7%)	5 (16%)
回答数 計		1	14		100%	4		100%	19	100%	144	32
									3~5	0%	7%	16%

【グラフデータ】

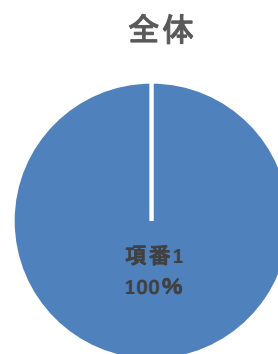
(回答数 14)



(回答数 4)



(回答数 19)



【コメント】

①大分県では、通年議会を実施している議会(項番3・5)は、0議会(0%)、「実施していない」(項番1・2)は19議会(100%)であった。

②3地域の「通年議会を実施している」項番3・5の通年議会の実施を比較すると、神奈川県5議会16%、北海道9議会7%、大分県0議会0%と、比率は神奈川県が、議会数は北海道が多く実施している。

●通年議会の根拠規定については、

- ①地方自治法第102条第2項(定例会の招集回数を年1回とし、かつ、その会期を運用で通年とする)に基づき実施
- ②地方自治法第102条の2第1項(会期を通年とする)に基づき実施

(参考)福島町議会基本条例(地方自治法第102条第2項)(北海道)

(通年議会)第3条 議会は、前条の目的を達成し、使命を果たすため、情報公開、町民参加を積極的に進め、町民の意見、要望等を的確に把握し、議会が本来有する自律性により主体的・機動的な活動を展開するため、議会・議員活動の基本となる会期を通年とする。

2 議会の会期を通年とする必要な事項は、福島町議会会議条例(平成21年条例第12号)で定める。

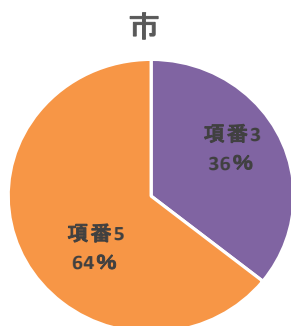
問8 一問一答方式の導入状況

本会議の一般質問、代表質問で、一問一答方式を導入していますか。(H29.4～30.3の期間)

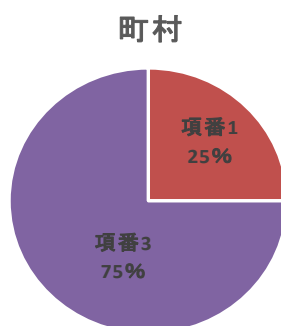
項番	内 容	県	市	自治体議会名		町村	自治体議会名		全体	大分県 比率	北海道 比率	神奈川 比率
				自治体議会名	比率		自治体議会名	比率				
1	導入していない(実施していない)		0		0%	1	姫島村	25%	1	6%	20 (14%)	3 (9%)
2	導入を検討中		0		0%	0		0%	0	0%	6 (4%)	0 (0%)
3	議長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、代表質問(一般質問)で一問一答方式を実施している	1	5	中津市、佐伯市 臼杵市、豊後高田市、由布市	36%	3	日出町、九重町 玖珠町	75%	9	47%	77 (53%)	17 (53%)
4												
5	条例規則の規定に基づき、代表質問(一般質問)で一問一答方式を実施している		9	大分市、別府市 日田市、津久見市、竹田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、国東市	64%	0		0%	9	47%	41 (29%)	12 (38%)
回答数 計		1	14		100%	4		100%	19	100%	144	32
									3～5	94%	82%	91%

(注) アンダーラインは議会基本条例施行市町村
【グラフデータ】

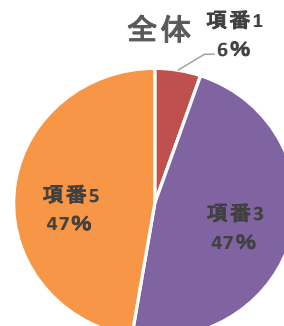
(回答数 14)



(回答数 4)



(回答数 19)



【コメント】

- ①「一問一答方式を実施している」(項番3～5)は18議会(94%)で、大分県のほとんどの議会(19議会中18議会)で、一問一答方式を実施している。
- ②市議会では14議会(100%)、町村議会では3議会(75%)で実施している。
- ③3地域の「一問一答方式を実施している」(項番3～5)を比較すると、大分県94%、神奈川県91%、北海道82%と、3地域共に実施している議会が多い。
- ④一問一答方式による質疑は傍聴者(住民)には議員と首長の論点・争点がわかりやすく、議会の存在意義を高める効果がある。従来のまとめて質問とまとめて答弁では、噛み合わない質疑が見られた。議会という公開の場で、活発な討議により、まちの課題と対策を明確にすることこそ議会役割である。

国東市議会基本条例

(市長等執行機関と議会及び議員の関係)

第6条 議会審議において、議員と市長等執行機関は、緊張感の保持に努めなければならない。

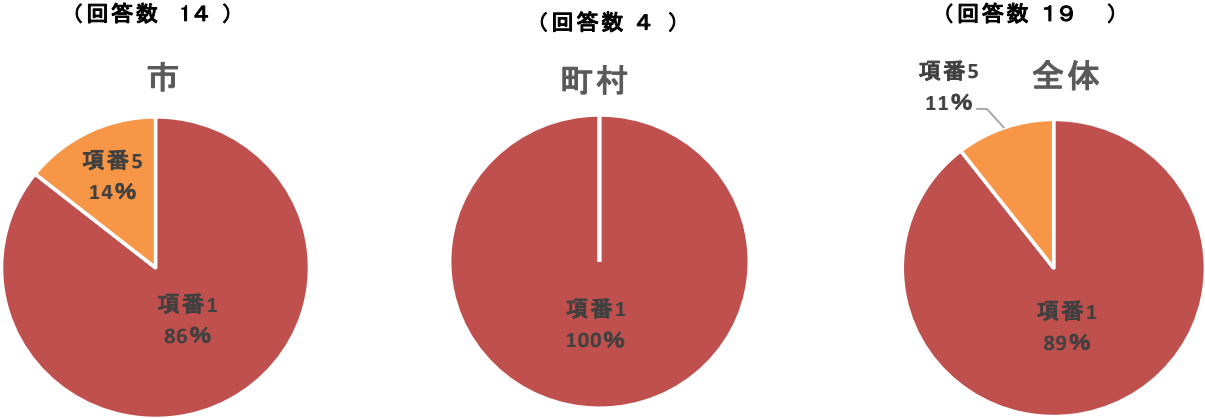
2 議会の一般質問は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。

問9 執行部の反問

議員の質問、質疑に対する首長等の反問が行われていますか。(H29.4～30.3の期間)

項番	内 容	県	市		町村	自治体議会名		全体	大分県 比率	北海道 比率	神奈川 比率
			比率	自治体議会名		比率	自治体議会名				
1	認めていない(条例規則等の規定があるが、反問は行われていない)	1	12	86%		4	100%	17	89%	123 (85%)	28 (88%)
2	検討中		0	0%		0	0%	0	0%	12 (8%)	0 (0%)
3	申し合わせ(要綱含む。)により、反問が行われた。		0	0%		0	0%	0	0%	2 (2%)	1 (3%)
4											
5	条例規則の規定に基づき、反問が行われた。		2	14%	別府市、日田市	0	0%	2	11%	7 (5%)	3 (9%)
回答数 計		1	14	100%	4	100%		19	100%	144	32
								3・5	11%	7%	12%

(注)アンダーラインは議会基本条例施行市町村
【グラフデータ】



【コメント】

- ①反問が行われた議会(項番3・5)は、2議会(11%)であった。2議会すべて、市議会であった。
- ②「反問を認めていない」(条例規則等の規定があるが、反問は行われていない)(項番1・2)は17議会(89%)と、大分県の議会では「反問が行われていない」がほとんどであった。「具体的に反問を行使した2事例を見ると、「質問の主旨確認」や「言葉の定義を問う」反問が行われ、緊張感を感じる。
- ③3地域の「反問が行われた」(項番3・5)を比較すると、神奈川県4議会12%、大分県2議会11%、北海道9議会7%と、3地域共に反問が行われていない。
- ④首長が反問をすると、議会との関係が壊れるのではないかと、行使しない首長が多い。論点・争点の明確化、なれ合いを排除するためにも反問ができる議会こそ健全な議会と言える。さらに、議会の存在意義を高める。今後、反問行使の比率が高まることを期待したい。

【反問行使の実例】

議会名	反問内容
別府市議会	平成30年第1回定例会の一般質問において、質問の趣旨を確認するための反問権が行使された。
日田市議会	一般質問において、市長が議員に対し、質問の中で使われた言葉の定義を問うた。

問10 政策討議会

重要な政策課題に対し、議会として政策討議を行い、課題（認識）の共有、政策形成を目的とした政策討議会を開催し、首長への政策提言、又は政策立案を行っていますか。

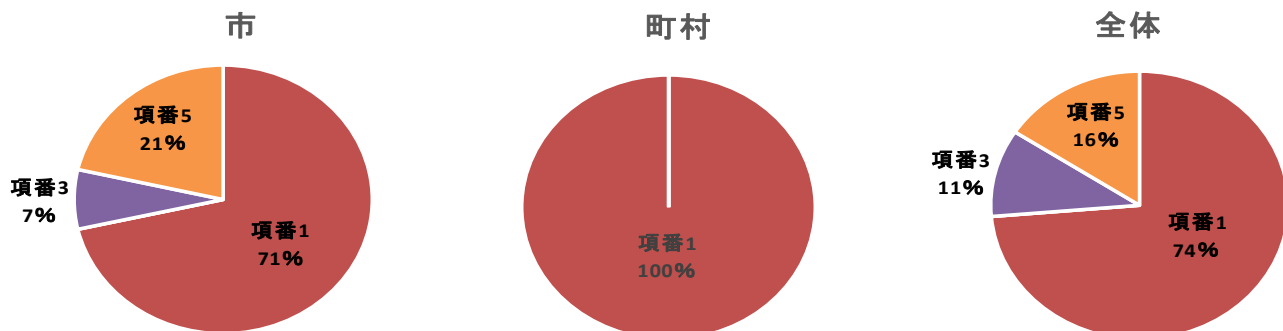
項番	内 容	県	市	比率	自治体議会名	町村	比率	自治体議会名	全体	大分県 比率	北海道 比率	神奈川 比率
1	設置していない(条例規則等の規定があるが、開催は行われていない)		10	71%		4	100%		14	74%	137 (95%)	30 (94%)
2	設置を検討中		0	0%		0	0%		0	0%	1 (1%)	0 (0%)
3	申し合わせ(要綱含む。)により、政策討議会を開催し、政策提言、又は政策立案を行っている	1	1	7%	大分市	0	0%		2	10%	4 (3%)	0 (0%)
4												
5	条例規則等の規定に基づき、政策討議会を開催し、政策提言、又は政策立案を行っている		3	21%	別府市 日田市 佐伯市	0	0%		3	16%	2 (1%)	2 (6%)
回答数 計		1	14	100%		4	100%		19	100%	144	32
									3・5	26%	4%	6%

【グラフデータ】

(回答数 14)

(回答数 4)

(回答数 19)



【コメント】

①大分県の議会では、「政策討論会の開催を行っている議会」(項番3・5)は、5議会(27%)で、いずれも市議会、町村議会での実施は0であった。

②3地域の「政策討議会の開催を行っている」(項番3・5)の比率は、大分県5議会26%、神奈川県2議会6%、北海道6議会4%と、比率では大分県、議会数では北海道が多く行われているが、3地域共に、政策討議会は行われていない。

『政策討論会の内容』

●大分県議会(全会派の委員で構成する政策検討協議会・非公開)

海外調査研究、政務活動費の見直し、議会のICT化

●大分市議会(議員政策研究会・公開)

(仮称)健康づくり推進条例の制定を目指し、調査研究中

●別府市議会(政策研究会・公開)

●日田市議会(政策研究会・公開)

若者が活躍するまちづくりをテーマにしたが、期間中の政策提言等はない。

日田市議会基本条例

(政策形成機能の充実) 第13条 議会は、議員間討議を尽くし、意見集約がなされた内容について、政策立案又は政策提言等政策形成に努めるものとする。

2 議会の政策形成機能を充実させるため、別に定めるところにより、議会に政策研究に関する期間を置くことができる。

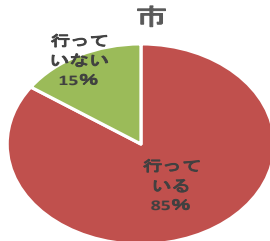
3 議会は、政策研究に関する期間の充実強化を積極的に図るものとする。

問10 補足設問 議会主催による議員研修の実施状況

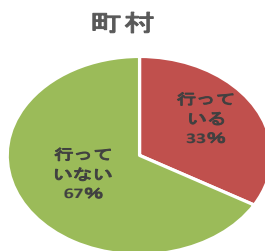
H29. 4～30. 3の期間、議会主催による議員研修の実施状況を調査した。

項番	内 容	県	市	自治体議会名	比率	町村	自治体議会名	比率	全体	大分県 比率	北海道 比率	神奈川 比率
1	行っている	1	11		85%	1		33%	13	76%	42 (29%)	12 (52%)
2	行っていない		2		15%	2		67%	4	24%	102 (71%)	11 (48%)
回答数 計		1	13		100%	3		100%	17	100%	100%	100%

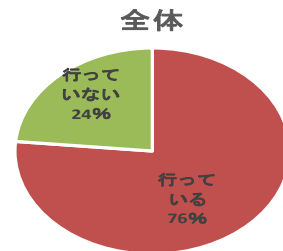
【グラフデータ】 (回答数 13)



(回答数 3)



(回答数 17)



【コメント】

①議会主催による議員研修の実施状況は、13県市町村(76%)で、議員研修が行われている。

②議会主催による議員研修は大分県13議会(76%)、神奈川県12議会(52%)、北海道42議会(29%)と、実施比率では大分県が高い。

由布市議会基本条例

(議員研修) 第16条 議会は、議員の政策形成、政策立案等に係る能力の向上を図るため、議員研修の充実及び強化に努める。

2 議会は、広く各分野の専門家、市民等との研修会を積極的に開催するよう努める。

3 議員は、自らの資質向上、政策提言及び政策立案等の向上のため、研修及び調査研究に努める。

議会主催の議員研修の内容

議会名	研修内容
大分県	9/8「農業・農政の現状と今後の方向」(講師・大分県副知事) 11/27移住・定住促進の現状と課題(認定NPO法人ふるさと回帰支援センター) 2/27認知症と共に生きる地域づくり(医療法人)
大分市	・石油コンビナートの防災体制と大分市消防局の取り組み ・企業と行政が協働で取り組む健康づくり
別府市	・議会で条例を創る ・再生可能エネルギーに係る講演会
中津市	・議員定数のあり方 ・ICT研修
日田市	・災害対策「災害時に市民が求めること」 ・議員の能力向上「地方議員に求められている役割・権限と議会活動」
佐伯市	・議員の役割、議員の権限と義務について ・政策活動費について+人権研修
臼杵市	年4回 議員ゼミナールを開催
竹田市	人権研修
杵築市	部落差別解消推進法について
豊後大野市	質問・質疑の活用と議員としての発言のあり方
由布市	市議会議員の基本
国東市	・議会ICT化研修会 ・議会人権研修会
玖珠町	・人権研修 ・自治体法務研修

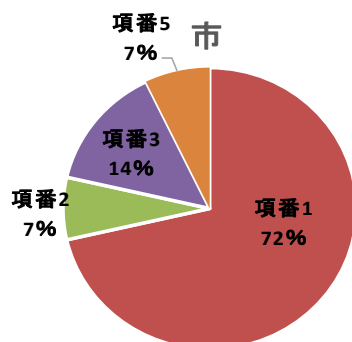
問11 議会が評価主体となる議会評価(事務事業評価等)の実施

議会が評価主体となり、事務事業評価等の行政の評価を行っていますか。さらに、事務事業評価を基に政策提言(政策形成サイクル)を行っていますか。

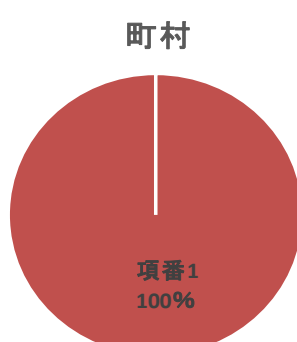
項番	内 容	県	市	自治体議会名	比率	町村	自治体議会名	比率	全体	大分県 比率	北海道 比率	神奈川 比率
1	議会が評価主体となる評価は 行っていない	1	10		72%	4		100%	15	79%	138 (96%)	29 (91%)
2	検討中		1	臼杵市	7%	0		0%	1	5%	2 (1%)	2 (6%)
3	申し合わせ(要綱含む。)により、 議会が決算審査時に政策評価 (事務事業評価等)を行い、結 果を公表している		2	大分市 豊後大野市	14%	0		0%	2	11%	1 (1%)	0 (0%)
4	条例規則の規定に基づき、議会 が決算審査時に政策評価(事 務事業評価等)を行い、結果を 公表している		0		0%	0		0%	0	0%	1 (1%)	1 (3%)
5	条例規則の規定に基づき、議会 が決算審査時に政策評価(事 務事業評価等)を行い、評価結 果を次年度の予算に反映させる 政策提言を行っている		1	津久見市	7%	0		0%	1	5%	2 (1%)	0 (0%)
回答数 計		1	14		100%	4		100%	19	100%	144	32
									3~5	16%	3%	3%

【グラフデータ】

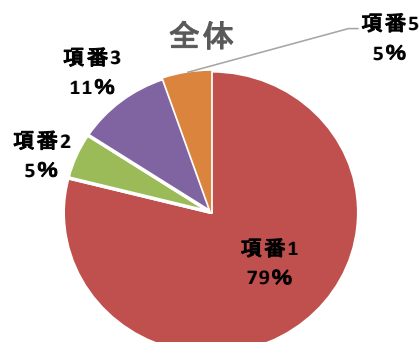
(回答数 14)



(回答数 4)



(回答数 19)



【コメント】

①議会が評価主体となる事務事業評価等の実施(項番3~5)は、3議会(16%)であった。いずれも市議会であった。

②議会が評価主体となり、事務事業評価等の行政の評価を行っているのは大分県3議会(16%)、北海道4議会(3%)、神奈川県1議会(3%)であった。実施比率では大分県が、実施議会数では北海道が議会が事務事業評価を行っている。

③議会が事務事業評価を行うことの意義は、議会の議決責任を果たすという姿勢を示すことにある。議決後の責任は執行機関である首長等にあるという責任逃れではなく、事務事業評価によって、予定どおりいかない部分は再度議会として検証、修正提案することで、住民サービスの向上を目指すもので、議会の存在意義を高める重要な試みである。議会が行う事務事業評価の手法等普及が今後求められる。

(参考) 津久見市議会基本条例

第10条(政策等の監視及び評価) 議会は、市長等から重要な政策等を含む議案が提出されたときは、論点を明確にするため、必要に応じてその政策形成過程の説明を求めるものとする。

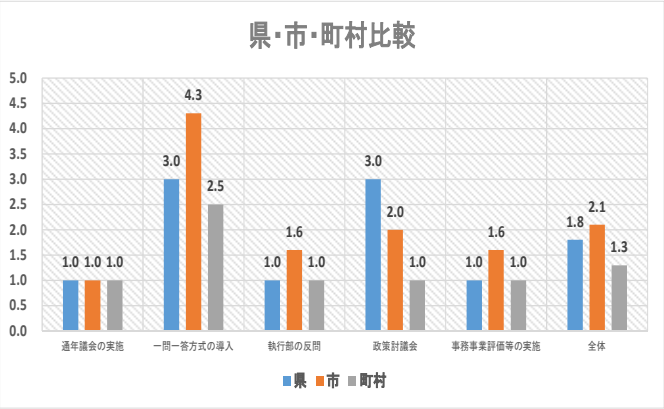
2 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

3 議会は、市長等の事務の執行の効果及び成果について評価し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

2-3 議会と行政の討議と課題共有(まとめ)

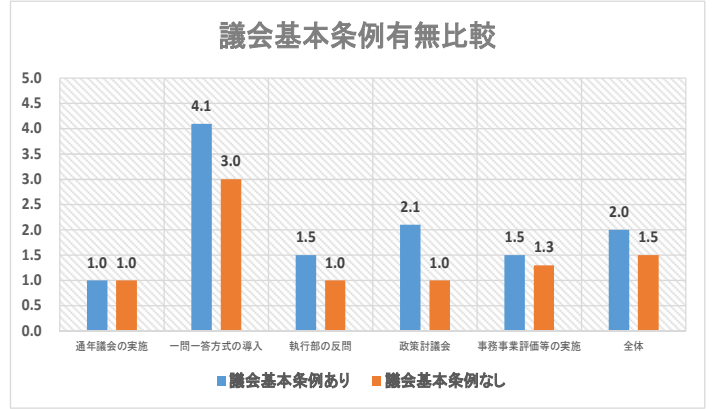
県・市・町村比較

項目	通年議会の実施	一問一答方式の導入	執行部の反問	政策討議会	事務事業評価等	大分県全体	北海道全体	神奈川県全体
県	1.0	3.0	1.0	3.0	1.0	1.8	1.0	1.8
市	1.0	4.3	1.6	2.0	1.6	2.1	1.6	1.8
町村	1.0	2.5	1.0	1.0	1.0	1.3	1.6	1.9

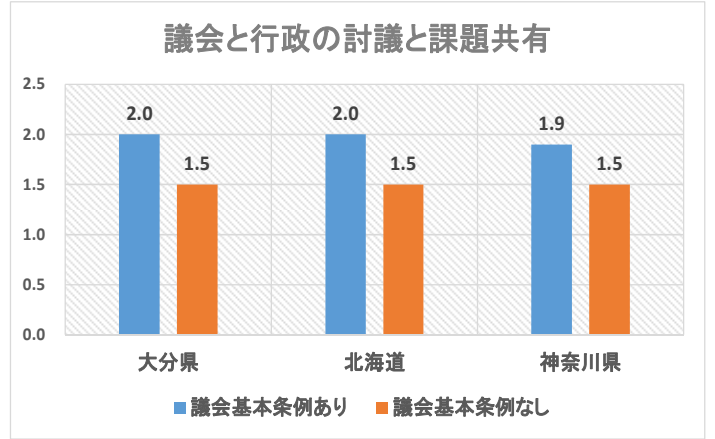
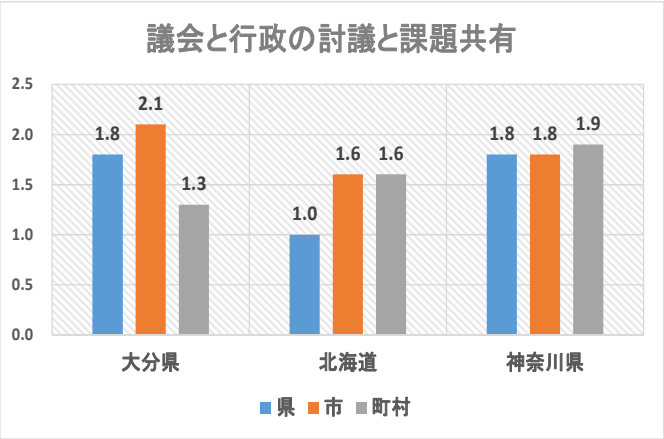


議会基本条例有無比較

項目	通年議会の実施	一問一答方式の導入	執行部の反問	政策討議会	事務事業評価等	大分県全体	北海道全体	神奈川県全体
議会基本条例あり	1.0	4.1	1.5	2.1	1.5	2.0	2.0	1.9
議会基本条例なし	1.0	3.0	1.0	1.0	1.3	1.5	1.5	1.5



(参考)大分県・北海道・神奈川県の議会と行政の討議と課題共有



2-4 住民説明

問12 傍聴者への資料提供

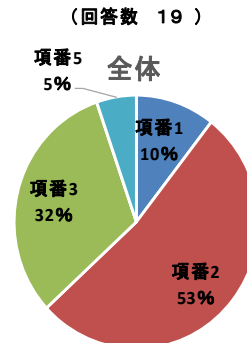
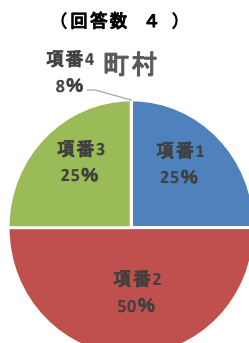
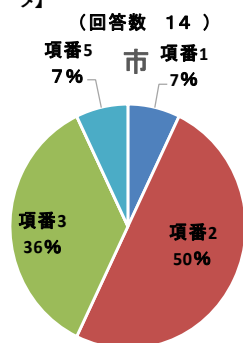
傍聴者に対し、傍聴時に議案本文（議案書）や、議案審議に用いる資料として議員に配付されている会議資料（議案説明資料、委員会資料等）の提供（貸与を含む。）を行っていますか（H29.4～H30.3の期間の実績をお答えください）。また、会議資料をホームページにて提供を行っていますか。

項番	内 容	県	市	自治体議会名		HPでの提供	町村	自治体議会名		HPでの提供	全体	大分県比率	HPでの提供	北海道比率	神奈川比率
					比率				比率						
1	傍聴者への資料提供は行っていない		1	宇佐市	7%	0	1	日出町	25%	0	2	10%		6 (4%)	0 (0%)
2	傍聴者用に用意した資料（日程表、議案一覧、議員質問項目等）を提供している	1	7	別府市、臼杵市、 <u>津久見市、竹田市、豊後高田市、豊後大野市、国東市</u>	50%	1	2	九重町、 <u>玖珠町</u>	50%	0	10	53%	1	56 (39%)	5 (15%)
3	傍聴者へは、議員に配布されている資料の一部を提供している		5	<u>大分市、中津市、日田市、杵築市、由布市</u>	36%	0	1	姫島村	25%	0	6	32%	0	36 (25%)	12 (38%)
4	傍聴者へは、本会議において、議員に配布されているものと同じ資料のすべてを提供している		0		0%		0		0%		0	0%	0	22 (15%)	3 (9%)
5	傍聴者へは、本会議及び委員会において、議員に配布されているものと同じ資料のすべてを提供している		1	<u>佐伯市</u>	7%	0	0		0%		1	5%	0	24 (17%)	12 (38%)
回答数 計		1	14		100%	1	4		100%	0	19	100%	1	144	32
											2～5	90%		96%	100%

（注1）「HPでの提供」とは市町村のホームページに傍聴者に配布した資料が公開されている数のこと

（注2）アンダーラインは議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】



【コメント】

①傍聴者への資料提供を行っていない(項番1)は、2議会(10%)であった。内訳は、市議会が1議会、町村議会が1議会であった。9割の議会では傍聴者への資料提供を行っている。

②傍聴者への資料提供を行っていない(項番1)を3地域と比較すると、神奈川県0議会0%、北海道6議会4%、大分県2議会10%であった。傍聴者への資料提供を行っているのが一番進んでいるのは神奈川県であった。

③資料提供の形態については、県・市・町村議会共に、項番2の「傍聴者用に用意した資料（日程表、議案一覧、議員質問項目等）を提供している」と項番3の「傍聴者へは、議員に配布されている資料の一部を提供している」が16議会(85%)と一番多い結果であった。本来は、項番4・5の「議員に配布されているものと同じ資料のすべてを提供」(5%)であるべきである。

④傍聴者、すなわち主権者である住民に審議内容の資料なしで傍聴させるということは、主権者に審議内容を分かってもらうという意思が乏しいことの表れである。議会として、議員に提供されている資料と同一の資料を配布するのが当然であるべきである。議会によっては、配布ではなく閲覧という議会もあり、閲覧では資料の持ち帰りが容易にできない。閲覧ではなく、配布に改めるべきである。傍聴者へ提供された資料を自治体のホームページに公開をして提供しているは、1議会(5%)で行われるとの回答であった。

問13 会議のインターネット(CATVを含む)によるライブ中継

会議のライブ中継を行っていますか(H29.4～30.3の期間の実績をお答えください)。

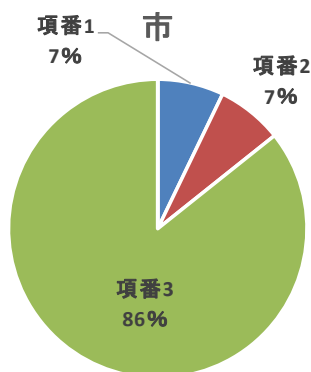
項番	内 容	県	市		自治体名	町村		自治体名	全体	大分県 比率	北海道 比率	神奈川 比率
			比率			比率						
1	行っていない		1	7%	津久見市	3	75%		4	21%	73 (51%)	5 (16%)
2	検討中		1	7%	臼杵市	1	25%		2	11%	11 (8%)	1 (3%)
3	本会議のみライブ中継を行っている	1	12	86%			34%		13	68%	47 (33%)	14 (44%)
4	本会議及びすべての委員会 (常任・特別・議会運営委員会) のライブ中継を行っている		0	0%			0%		0	0%	2 (1%)	2 (6%)
5	本会議及びすべての委員会 (常任・特別・議会運営委員会) のライブ中継及びオンデマンド 配信を行っている		0	0%			0%		0	0%	10 (7%)	10 (31%)
回答数 計		1	14	100%		4	100%		19	100%	143	32
									3～5	68%	41%	81%

(注1)「配信あり」はオンデマンド配信を行っているもの

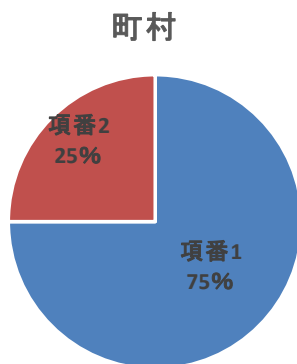
(注2)アンダーラインは議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】

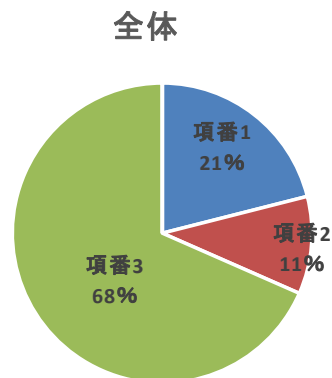
(回答数 14)



(回答数 4)



(回答数 19)



【コメント】

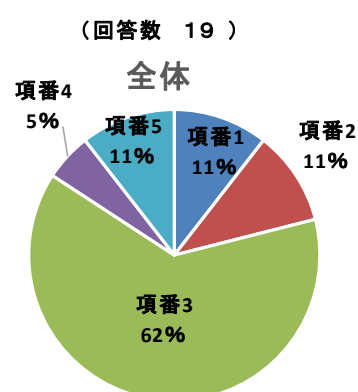
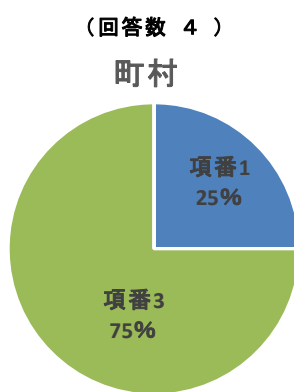
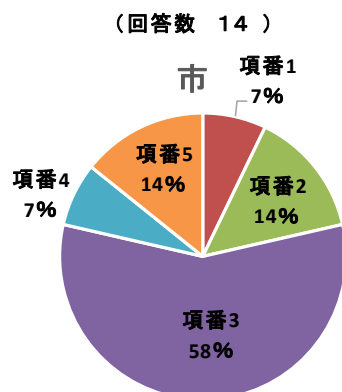
- ①会議のインターネット(CATVを含む)によるライブ中継を行っている(項番3～5)議会は、13議会(68%)であった。
- ②会議のライブ中継を行っているのは、県議会と12の市議会、町村議会は0議会であった。
ただ、インターネットによるライブ中継を行っていない議会は6議会(32%)あり、2つの市議会と4つの町村議会で、早期の改善を期待する。
- ③会議のライブ中継を行っていないを3地域比較すると、大分県6議会33%、神奈川県6議会19%、北海道84議会59%と、会議のライブ中継を行っていない議会数・比率共に北海道が1番であった。北海道のライブ中継を行っていない84議会中68議会(81%)が人口規模1万人以下の議会であった。

問14 本会議・委員会の議会日程等の広報

本会議・委員会の議会日程等の事前予告等を自治体のホームページで広報していますか(H29.4～30.3の期間の実績をお答えください)。

項番	内 容	県	市	自治体名	比率	町村	自治体名	比率	全体	大分県 比率	北海道 比率	神奈川 比率
1	ホームページで、本会議・委員会の議会日程・内容(予定)の事前予告等を一切広報していない		1	宇佐市	7%	1	姫島村	25%	2	11%	35 (24%)	0 (0%)
2	ホームページで、本会議・委員会の議会日程・内容(予定)の事前予告が閲覧できる		2	竹田市、国東市	14%	0		0%	2	11%	29 (20%)	2 (6%)
3	ホームページで、本会議・委員会の議会日程・内容・質問議員・質問項目(予定)の事前予告が閲覧できる	1	8		58%	3	日出町、九重町、玖珠町	75%	12	62%	68 (48%)	15 (47%)
4	ホームページで、本会議・委員会の議会日程・内容・質問議員・質問項目(予定)の事前予告のほか、本会議・委員会開催後、議案本文(議案書)も閲覧できる		1	太分市、	7%	0		0%	1	5%	2 (1%)	5 (16%)
5	ホームページで、本会議・委員会の議会日程・内容・質問議員・質問項目(予定)の事前予告のほか、本会議・委員会開催前に、議案本文(議案書)も閲覧できる		2	津久見市、杵築市	14%	0		0%	2	11%	10 (7%)	10 (31%)
回答数 計		1	14		100%	4		100%	19	100%	144	32
									2～5	89%	76%	100%

(注) アンダーラインは議会基本条例施行市町村
【グラフデータ】



【コメント】

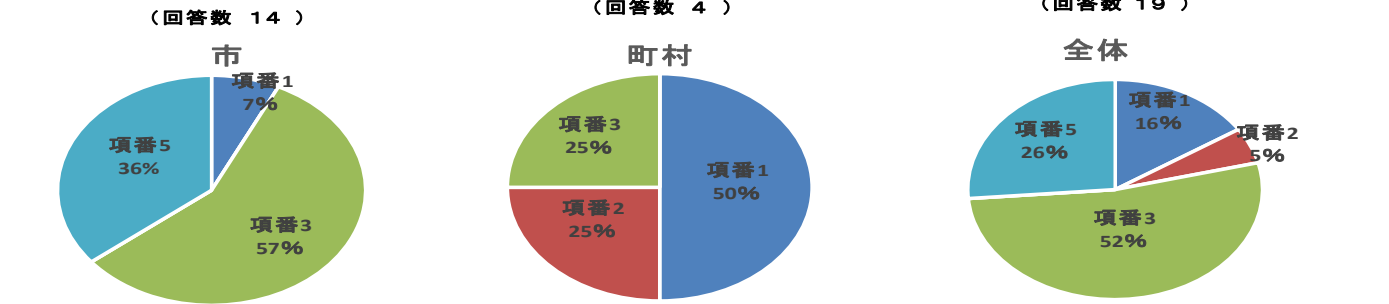
- ①議会日程等をホームページで一切広報していない議会(項番1)は、2議会(11%)で、市議会は1議会(7%)、町村議会は1議会(25%)であった。9割の議会で議会日程等をホームページで広報されている。
- ②議会日程等の広報は、市・町村共通に「ホームページで、議会日程・内容・質問議員・質問項目(予定)の事前予告が閲覧できる(項番3)」が、12県・市・町村議会(62%)と一番高い比率であった。
- ③議会日程等をホームページで一切広報していない(項番1)を3地域比較すると、神奈川県0議会0%、大分県2議会11%、北海道35議会24%(全て町村議会)と、比率・議会数共に北海道が1番議会日程等をホームページで広報していなかった。

問15 議案に対する賛否の公開

起立等による表決を行った議案に対する賛否（各議員又は会派の対応、採決態度）を議会広報又は自治体のホームページで公開していますか。

項番	内 容	県	市	比率		自治体名	町村	比率		自治体名	全体	大分県 比率	北海道 比率	神奈川 比率
1	議案に対する賛否は公開していない		1	7%		臼杵市	2	50%		姫島村、九重町	3	16%	83 (57%)	0 (0%)
2	検討中		0	0%			1	25%		日出町	1	5%	4 (3%)	0 (0%)
3	申し合わせ(要綱含む。)により、会派単位又は各議員個別の賛否を公開している	1	8	57%			1	25%		玖珠町	10	53%	46 (32%)	19 (59%)
4	条例規則の規定に基づき、すべての議案について、会派単位の賛否を公開している		0	0%			0	0%			0	0%	0 (0%)	1 (3%)
5	条例規則の規定に基づき、すべての議案について、各議員個別の賛否を公開している		5	36%		日田市、津久見市、杵築市、豊後大野市、由布市	0	0%			5	26%	11 (8%)	12 (38%)
回答数 計		1	14	100%			4	100%			19	100%	144	32
											3~5	79%	40%	100%

(注) アンダーラインは議会基本条例施行市町村【グラフデータ】



【コメント】

- ①議案に対する賛否を公開している(項番3～5)議会 は15議会(79%)で、県議会 は1議会、市議会 は13議会(93%)、町村議会 は1議会(25%)と、市議会 では賛否の公開をしている議会 がほとんどであった。
- ②議案に対する賛否を公開していない(項番1～2)議会 は、4議会(21%)で、市議会 の14議会 中1議会(7%)、町村議会 の4議会 中3議会(75%)と、町村議会 では賛否の公開をしていない議会 が多い。
- ③議案に対する賛否の公開は、条例規則(項番4・5)(26%)によるよりも申し合わせ(項番3)(53%)による賛否の公開の比率が高い。また、賛否の公開単位は議員個別が15議会(100%)、公開媒体は議会広報のみが7議会(47%)、議会広報とホームページの両方が6議会(40%)であった。
- ④議案に対する賛否の公開を行っていない(項番1・2)を3地域比較すると、神奈川県0議会(0%)、大分県4議会(21%)、北海道87議会(60%)と、議会数・比率共に北海道が1番議案に対する賛否の公開が行われていない。

議案に対する賛否の公開状況(項番3～5)

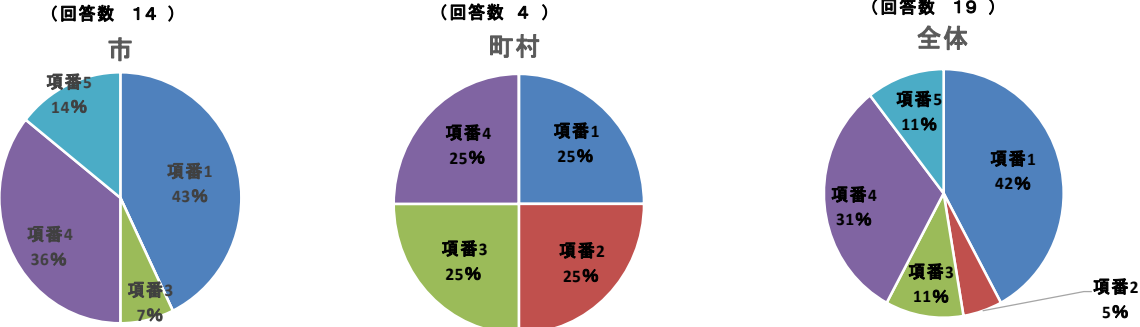
項目		県		市		町村		全体	
		議会数	比率	議会数	比率	議会数	比率	議会数	比率
公開単位	会派単位	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	議員個別	1	100%	13	100%	1	100%	15	100%
	会派・個別	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	計	1	100%	13	100%	1	100%	15	100%
公開媒体	議会広報のみ	0	0%	6	46%	1	100%	7	47%
	ホームページのみ	1	100%	1	8%	0	0%	2	13%
	議会広報＋ホームページ	0	0%	6	46%	0	0%	6	40%
	計	1	100%	13	100%	1	100%	15	100%

問16 議会の審議結果状況の報告の場(議会報告会等)

議員個人・会派主催ではなく、議会や委員会等主催の議会の審議結果状況の住民への報告の場(議会報告会等)を議会として行なっていますか。

項番	内 容	県	市				町村				全体	大分県 比率		北海道 比率	神奈川 比率
				自治体名	比率	要綱有		自治体名	比率	要綱有					
1	設けていない(条例規則等の規定はあるが、実施していない)	1	6		43%		1	姫島村	25%		8	42%		69 (48%)	11 (34%)
2	検討中		0		0%		1	日出町	25%		1	5%		11 (8%)	1 (3%)
3	申し合わせ(要綱含む。)により、議会報告会等を行っている		1	杵築市	7%	0	1	九重町	25%	0	2	11%	0	33 (23%)	7 (22%)
4	条例規則の規定に基づき、議会報告会等を年1回行っている		5	日田市、佐伯市 竹田市、由布市 豊後大野市	36%	2	1	玖珠町	25%	1	6	31%	3	21 (13%)	6 (19%)
5	条例規則の規定に基づき、議会報告会等を年複数回行っている		2	中津市、 津久見市	14%	1	0		0%		2	11%	1	10 (7%)	7 (22%)
回答数 計		1	14		100%	3	4		100%	1	19	100%	4	144	32
											3～5	53%		43%	63%

(注1)「要綱有」は議会報告会の開催に関する要綱の有無 (注2)アンダーラインは議会基本条例施行市町村【グラフデータ】



【コメント】

- ①議会報告会等を行っている議会(項番3~5)は、10議会(53%)で、市議会は8議会(57%)、町村議会は2議会(50%)と、町村議会より市議会の方が議会報告会を行っている議会が多かった。
- ②条例規則に基づき議会報告会を開催している実績は1回という議会(項番4)は6議会(31%)、複数回(項番5)は2議会(11%)と1回実施が多い。
- ③議会報告会実施要綱の規程状況は、議会報告会等を行っている議会(項番4・5)の8議会中4議会(50%)が議会報告会のルールを定めている。
- ④議会報告会のパターンは、市議会では②定期意見聴取型が6議会(75%)と多い。町村議会では①随時意見聴取型が2議会(100%)と、議会報告会の性格は②定期意見聴取型が多いことがわかる。
- ⑤議会報告会等を行っているを3地域比較すると、神奈川県20議会(63%)、大分県10議会(53%)、北海道64議会(43%)と、神奈川県の自治体議会が一番議会報告会等を行っている。
- ⑥議会報告会の課題としては、議会側の課題として、「参加者を増やすための工夫」、市民側の課題として「執行部が行う出前懇談会と議会が行う議会報告会の違いがわからない」「地域の要望会のようにになっている」などがあるが、議会報告会等を継続的に行うことで、議会は「議会の役割」を、住民は「住民の役割」を再度確認しなければ、解決がされない問題ではないか。

(1) 議会報告会のパターン

議会報告会のパターン

市町村	県		市		町村		全体	
項目	議会数	比率	議会数	比率	議会数	比率	議会数	比率
①随時意見聴取型(随時テーマを設定し意見聴取を行う)	0	0%	2	25%	2	100%	4	40%
②定期意見聴取型(広く市政・議会運営に関する意見交換を行う)	0	0%	6	75%	0	0%	6	60%
③定期地域個別型(開催地域に関連するテーマを設定し、意見交換を行う)	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
計	0	100%	8	100%	2	100%	10	100%

(2) 議会報告会の結果を受けての議論内容

H29.4～30.3の議会報告会で議論された政策課題を委員会等で議論を行った内容

議会名	議 論 の 内 容
佐伯市	各会場で出された意見・要望で調整の必要があると認めたものを各委員会が調査を行う。
竹田市	意見交換で提案された意見を委員会で検討し議会改革調査特別委員会に報告

(3) 議会報告会の課題

議会報告会における現在の課題

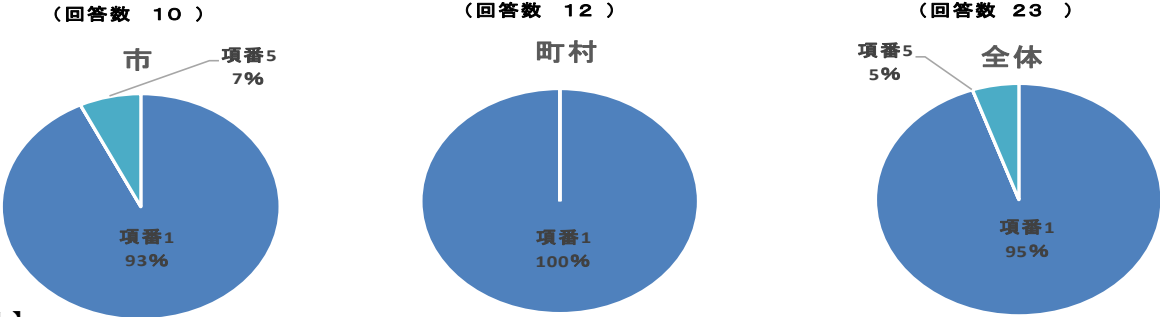
議会名	議会側の課題	市(町)民側の課題
日田市		①執行部が行う出前懇談会と議会が行う議会報告会の違いがわからない市民が多い。 ②地域の要望会のようにになっている。
佐伯市	参加者を増やすための開催方法の創意工夫が必要	参加者が少ない。特に女性や若年層の参加が少ない。
竹田市	昨年度初めてワークショップ形式で行った。現在方法等次年度に向けて検討中	
杵築市	①年1回開催のため、議会側からの報告事項が長くなり、住民との意見交換の時間が少ない。 ②参加者が少ない。	
由布市	地域ごとに行うため、地域課題を市民が陳情する場になってしまうことが多い。	

問17 議会モニター制度(議会活動に対する住民による評価)

議会の活動状況等について住民から要望、提言等を聴取し、議会運営等に反映させることで、住民に開かれた議会、身近な議会とするための制度を議会として設けていますか。

項番	内 容	県	市		町村	自治体名		比率	全体	大分県 比率	北海道 比率	神奈川 比率
				自治体名			比率					
1	実施していない(条例規則等の規定はあるが、実施していない)	1	13		93%	4		100%	18	95%	130 (90%)	30 (94%)
2	検討中		0		0%	0		0%	0	0%	5 (4%)	1 (3%)
3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、議会モニターを実施している(試行実施も含む)		0		0%	0		0%	0	0%	4 (2%)	1 (3%)
4												
5	条例規則の規定に基づき、議会モニターを実施している		1	佐伯市	7%	0		0%	1	5%	5 (4%)	0 (0%)
回答数 計		1	14		100%	4		100%	19	100%	144	32
									3・5	5%	6%	3%

【グラフデータ】



【コメント】

- ①議会モニター制度を行っている議会(項番3・5)は、市議会の1議会(5%)のみであった。行っていない議会(項番1)は18議会(95%)と、大分県ではほとんど普及していない制度である。
- ②「議会モニターを行っている」を3地域比較すると、北海道9議会(6%)、大分県1議会(9%)、神奈川県1議会(3%)と、北海道では行われているが、大分県や神奈川県ではほとんど普及していない制度である。
- ③議会モニター制度の意義は、議会活動が真に住民が求める情報発信や議会の議決過程へ住民参加が行われているか、住民の目線で評価されることにある。まさに、議会は住民のためにあることを実感する制度である。制度の普及が待たれる。議会モニター制度は議員のなり手不足対策にもなるとの指摘もある。
- (参考)
佐伯市議会基本条例(大分県)
(議会モニター制度) 第7条 議会は、市民を構成員とする議会モニターを設置するものとする。
2 常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会(以下これらを「委員会」という。)は、重要な議案等を審査する場合において必要と認めるときは、当該議案等に対する議会モニターの意見を聴取するものとする。
3 議会は、議会モニターから議会の運営等に関する要望、提言その他の意見を聴取し、議会活動の改善に努めるものとする。この場合において、委員会は、必要に応じ当該委員会における審査の過程等の説明を行うものとする。
4 議会モニターの運営に関しては、議長が別に定める。
- 佐伯市議会モニター設置要綱(大分県)
(職務) 第2条 モニターは、一般市民によるモニター(以下「一般モニター」という。)及び市民団体によるモニター(以下「団体モニター」という。)とし、次に掲げる職務を行うものとする。
(1) 本会議並びに常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会(以下「常任委員会等」という。)の会議(非公開の会議を除く。)を積極的に傍聴し、議会運営の見聞を広めるとともに、議会運営に対する意見、提案等を文書(電子メールを含む。)により提出すること。
(2) 議会の議員と年1回以上、議会運営に関する意見交換を行うこと。
(3) 議会が行うアンケート、調査等に回答すること。
(4) 前3号に掲げるもののほか、常任委員会等における重要な議案等の審査又は調査に際し、当該委員会が、モニターの意見を聴取することが適当と認めたとき、当該委員会等の協議会に出席し、議案等に対する参考意見を述べること。
2 団体モニターは、原則として、当該団体の代表者がその職務に当たるものとする。この場合において、前項第4号の職務に当たっては、あらかじめ議長と協議の上、代表者が推薦する構成員を若干人出席させることができる。
3 前項後段の規定により出席する構成員は、第4条第1号に規定する一般モニターの要件をすべて満たす者を出席させるものとする。

議会名	モニター			
	任期	人数	公募	報酬
佐伯市	2年	一般・団体 34人	有	無

議会名		佐伯市
①	会議を傍聴し、議会運営に関する意見を文書により提出(アンケート方式含む)	○
②	議会だより及びホームページに関する意見を文書により提出	○
③	議会議員との意見交換(年何回: 回)	(年1回)
④	その他	

2-4 住民説明(まとめ)

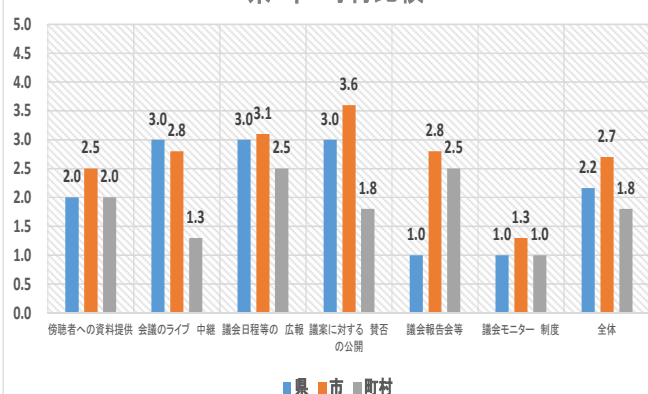
県・市・町村比較

項目	傍聴者への資料提供	会議の中継	議会日程等の広報	議案に対する賛否の公開	議会報告会等	議会モニター制度	大分県全体	北海道全体	神奈川県全体
県	2.0	3.0	3.0	3.0	1.0	1.0	2.2	2.3	2.1
市	2.5	2.8	3.1	3.6	2.8	1.3	2.7	2.4	3.1
町村	2.0	1.3	2.5	1.8	2.5	1.0	1.8	2.1	3.1

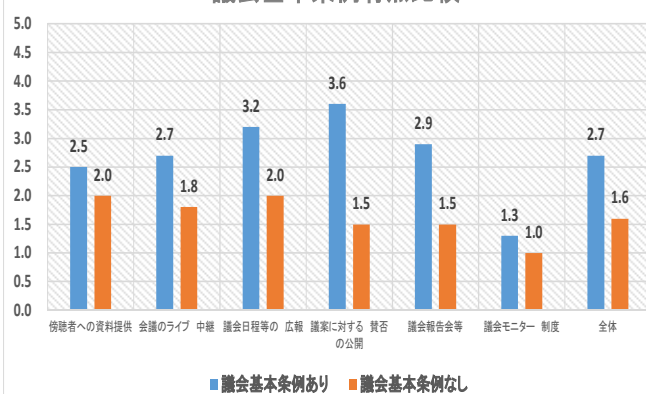
議会基本条例有無比較

項目	傍聴者への資料提供	会議の中継	議会日程等の広報	議案に対する賛否の公開	議会報告会等	議会モニター制度	大分県全体	北海道全体	神奈川県全体
議会基本条例あり	2.5	2.7	3.2	3.6	2.9	1.3	2.7	2.9	3.2
議会基本条例なし	2.0	1.8	2.0	1.5	1.5	1.0	1.6	1.9	2.7

県・市・町村比較

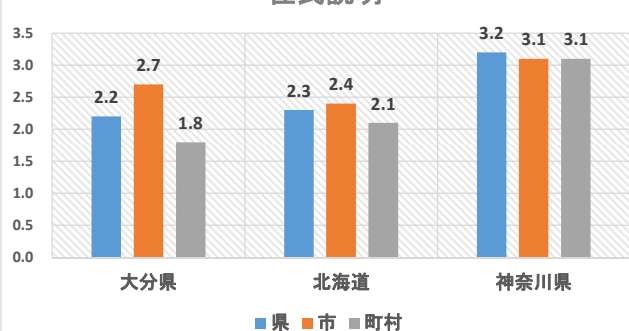


議会基本条例有無比較

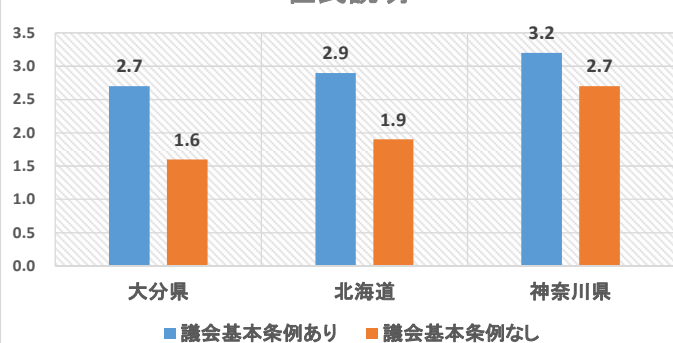


(参考)大分県・北海道・神奈川県の住民説明

住民説明



住民説明



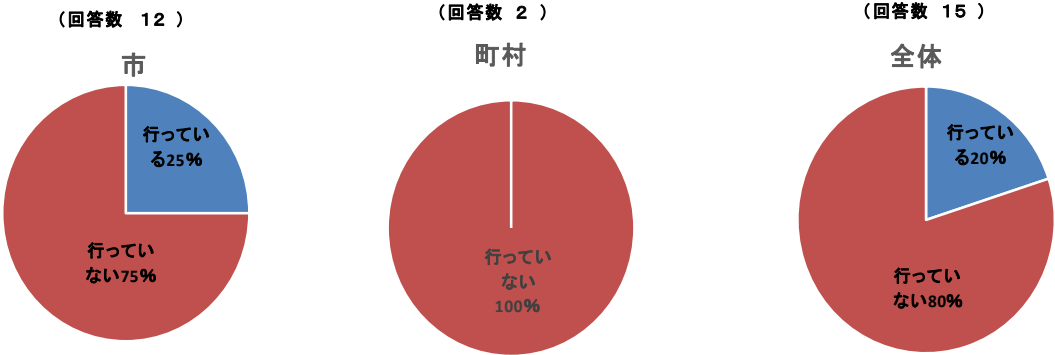
2-5 その他

問18 議会基本条例の目的が達成されているか検討の実施状況(議会基本条例施行議会のみ対象)

H29.4～30.3の期間、議会基本条例の目的が達成されているか具体的な検討を行いましたか。

項番	内 容	県	市	比率	条例改正 正実施	議会名	条例改正 正実施	町村	比率	条例改正 正実施	議会名	条例改正 正実施	全体	大分県 比率	北海道 比率	神奈川 比率
1	行っている		3	25%		大分市、国東市 津久見市	0	0	0%				3	20%	18 (47%)	5 (21%)
2	行っていない	1	9	75%				2	100%		日出町 玖珠町		12	80%	20 (53%)	19 (79%)
回答数 計		1	12	100%			0	2	100%				15	100%	38	24

【グラフデータ】



【コメント】

- ①議会基本条例の見直しを行ったのは、15議会中3議会(20%)であった。しかし、議会基本条例の改正を行った議会は0議会であった。
- ②議会基本条例は創っておしまいではなく、普段の見直しが必須ではないか。見直し作業の中で、新たな気づきが生まれ、より身近な条例となっていくのではないか。
- ③3地域の議会基本条例施行議会の議会基本条例の見直し状況を比較したところ、北海道18議会(47%)、神奈川県5議会(21%)、大分県3議会(20%)と、北海道の議会基本条例施行議会の見直し意欲が高い。

問19 政治倫理条例の制定

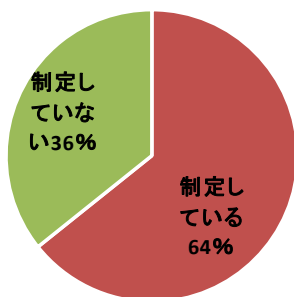
政治倫理条例を制定していますか。

項番	内 容	県	市	自治体名	比率	町村	自治体名	比率	全体	大分県 比率	北海道 比率	神奈川 比率
1	制定している		9		64%	1	九重町	25%	10	53%	25 (18%)	9 (28%)
2	制定していない	1	5		36%	3		75%	9	47%	117 (82%)	23 (72%)
回答数 計		1	14		100%	4		100%	19	100%	138	32

【グラフデータ】

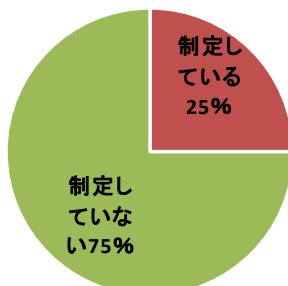
(回答数 14)

市



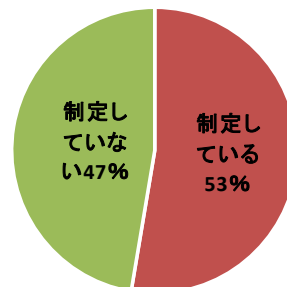
(回答数 4)

町村



(回答数 19)

全体



【コメント】

①政治倫理条例を制定しているのは、19議会中10議会(53%)で、市議会の14議会中9議会(64%)、町村議会の4議会中1議会(25%)と、市議会の方が町村議会より政治倫理条例を制定している。

②3地域の自治体議会では、政治倫理条例を制定しているか比較したところ、大分県10議会(53%)、神奈川県9議会(28%)、北海道25議会(18%)と、政治倫理条例の普及率では大分県内自治体議会が一番普及率が高い。

中津市議会議員の政治倫理に関する条例
(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約等に関し、特定企業、団体等のために有利な取り計らいをしないこと。
- (2) 政治活動に関し、企業、団体等から、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないものとし、議員の後援団体についても同様に措置すること。
- (3) 常に市民全体の利益のみを指針として行動するものとし、その地位を利用して、いかなる金品も授受しないこと。
- (4) 市民の代表者としてその品位と名誉を害するような行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (5) 議員が経営する企業は、市の工事等の請負契約又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)の指定を辞退するよう努めること。ただし、災害等特別な理由があると議長が認めた場合は、この限りでない。

問20 議決事件の追加

(1)地方自治法の改正により、基本構想の法的な策定義務が撤廃され、策定及び議会の議決を経るかどうかは各自治体の独自の判断に委ねられることとなりましたが、これを受け、地方自治法96条2項に基づいて、条例により総合計画を議決事件として追加をしていますか。

(2) (1)で総合計画を議決事件として追加している場合、議決対象となる総合計画の範囲はどこまでですか。

項番	内 容	県	市	比率	自治体名	町村	比率	自治体名	全体	大分県 比率	北海道 比率	神奈川 比率
1	追加している	1	10	71%		1	25%		12	63%	89 (62%)	22 (69%)
	基本構想のみ		3	21%	日田市、臼杵市 豊後高田市	1	25%	日出町	4	21%	44 (31%)	7 (22%)
	基本構想・基本計画	1	6	43%	太分市、佐伯市 津久見市、 豊後大野市、 由布市、国東市		0%		7	37%	39 (27%)	13 (41%)
	基本構想・基本計画・実施計画		1	7%	中津市		0%		1	5%	5 (3%)	2 (6%)
	無記入										1 (1%)	
2	追加していない		4	29%	別府市、竹田市 杵築市、宇佐市	3	75%	姫島村、九重町 玖珠町	7	37%	55 (38%)	10 (31%)
回答数 計		1	14	100%		4	100%		19	100%	144	32
									追加有	63%	62%	69%

(3)総合計画以外で、地方自治法96条2項に基づいて、条例により任意的な議決事件を追加していますか。

項番	内 容	県	市	比率	議会名	町村	比率	議会名	全体	大分県 比率	北海道 比率	神奈川 比率
1	追加している		7	53.8%		0	0%		7	39%	92 (64%)	18 (58%)
	内訳 昨年度追加あり			0.0%			0%		0	0%	8 (6%)	0 (0%)
2	追加していない	1	6	46.2%		4	100%		11	61%	47 (33%)	13 (42%)
3	無記入										5 (3%)	
回答数 計		1	13	100.0%		4	100%		18	100%	144	31
									追加有	39%	64%	58%

(注) アンダーラインは議会基本条例施行市町村

【コメント】

- ①議決事件の追加について、条例により総合計画を議決事件として追加しているのは、12議会(63%)であった。
- ②総合計画を議決事件としていないのは7議会(37%)あり、内訳は市議会4議会(29%)、町村議会3議会(75%)と、4町村議会中3町村議会と町村議会に多い。
- ③内訳を見ると、①基本構想のみ追加しているのは4議会(21%)、②基本構想・基本計画を追加しているのは7議会(37%)、③基本構想・基本計画・実施計画を追加しているのは1議会(5%)となっている。
- ④総合計画以外の議決事件を追加しているのは、7議会(39%)であった。
- ⑤3地域の総合計画を議決事件としているか比較すると、神奈川県22議会(69%)、大分県12議会(63%)、北海道89議会(62%)と、神奈川県では3割、大分県・北海道では4割が総合計画を議会の議決事件としていないことがわかった。

問21 貴議会において、議会だよりの発行等状況について

(1)議会だよりの(議会広報)の発行頻度

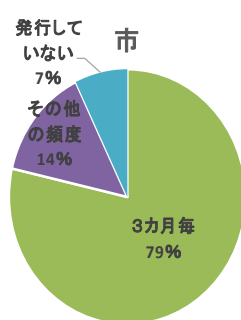
(2)議会だよりの住民アンケートの実施状況(H29.4～30.3の間)

(3)議会だよりの発行の為に広聴広報委員会の設置の有無(H29.4～30.3の間)

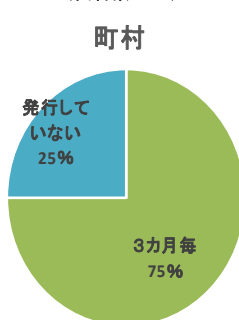
項番	内 容	県	市	比率	住民アンケートの実施有	議会名	広聴広報委員会の設置の有	町村	比率	住民アンケートの実施有	議会名	広聴広報委員会の設置の有	全体	大分県比率	北海道比率	神奈川県比率
1	毎月		0	0%	0		0	0	0%	0		0	0	0%	2 (1%)	0 (0%)
2	3カ月毎(基本+随時)	1	11	79%	1		10	3	75%	0	日出町、九重町 玖珠町	3	15	78%	124 (87%)	26 (81%)
3	その他の頻度		2	14%	0	中津市(年4回) 佐伯市(年4回)	2	0	0%	0		0	2	11%	16 (11%)	6 (19%)
4	発行していない		1	7%	0	豊後高田市	0	1	25%	0	姫島村	0	2	11%	2 (1%)	0 (0%)
回答数 計		1	14	100%	1		12	4	100%	0		3	19	100%	144	32
													発行有	89%	99%	100%

【グラフデータ】

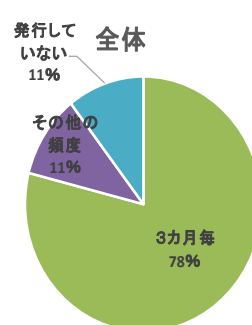
(回答数 14)



(回答数 4)



(回答数 19)



【コメント】

①議会だよりの「発行をしていない」は、2議会(11%)であった。1番多い頻度は、3カ月毎(78%)であった。

②3地域の議会だよりの「発行をしていない」議会を比較すると、神奈川県・大分県は0議会(0%)、北海道2議会(1%)と議会だよりを発行していない議会はほとんどないことがわかった。

(注)問22・23は省略

問24 貴議会において、今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。

問25 貴議会において、今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。

No.	自治体名	今後の課題、あるいは解決したい問題点
1	姫島村	議員のなり手不足

問25 貴議会において、参考になる、あるいは参考にしている他自治体議会を挙げてください。

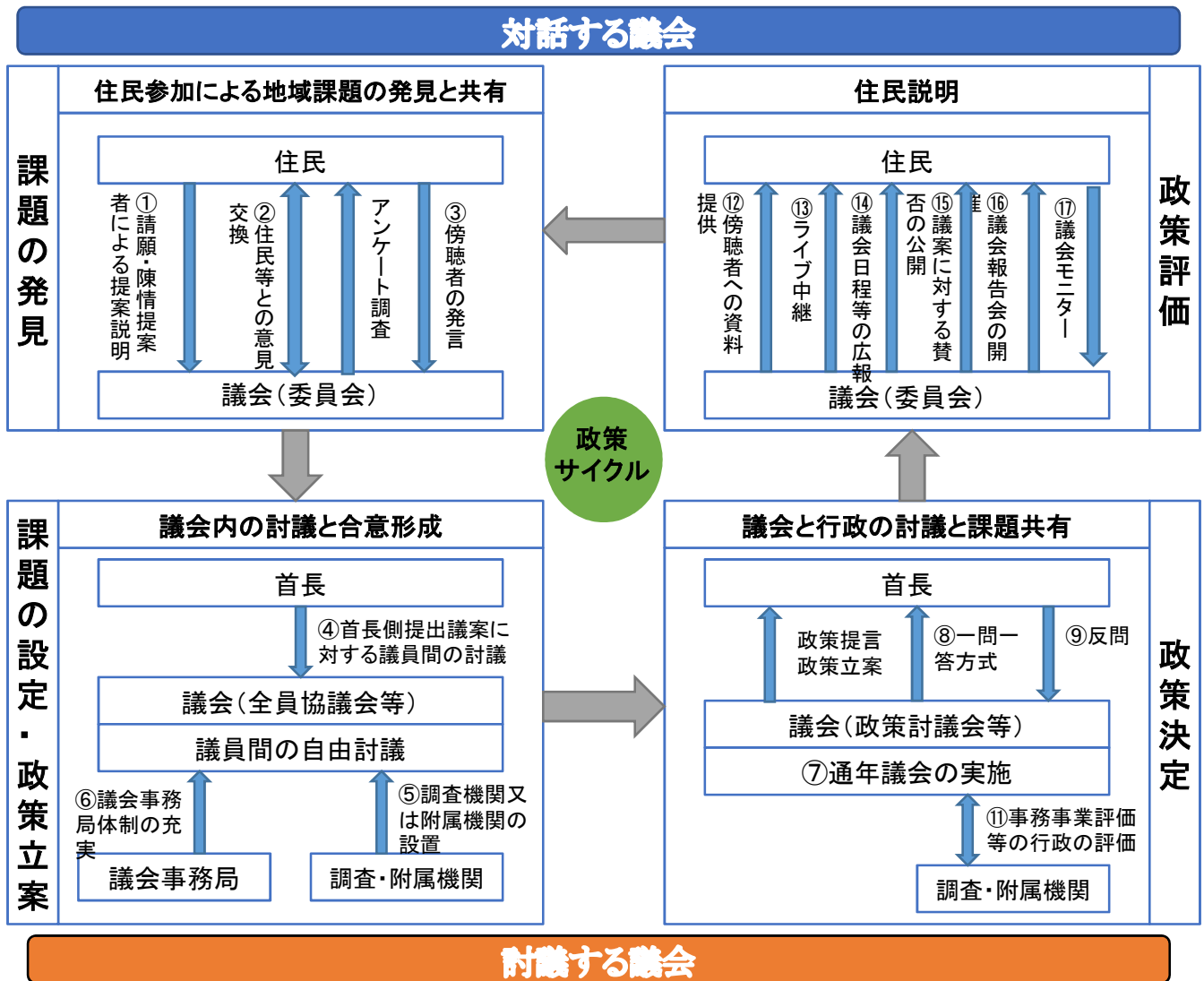
問26 貴議会において、参考になる、あるいは参考にしている他自治体議会を挙げてください。

No.	自治体名	参考にしている他自治体議会
1	臼杵市	山口県山陽小野田市議会

3. 評価・検証から見る神奈川県内自治体議会の課題

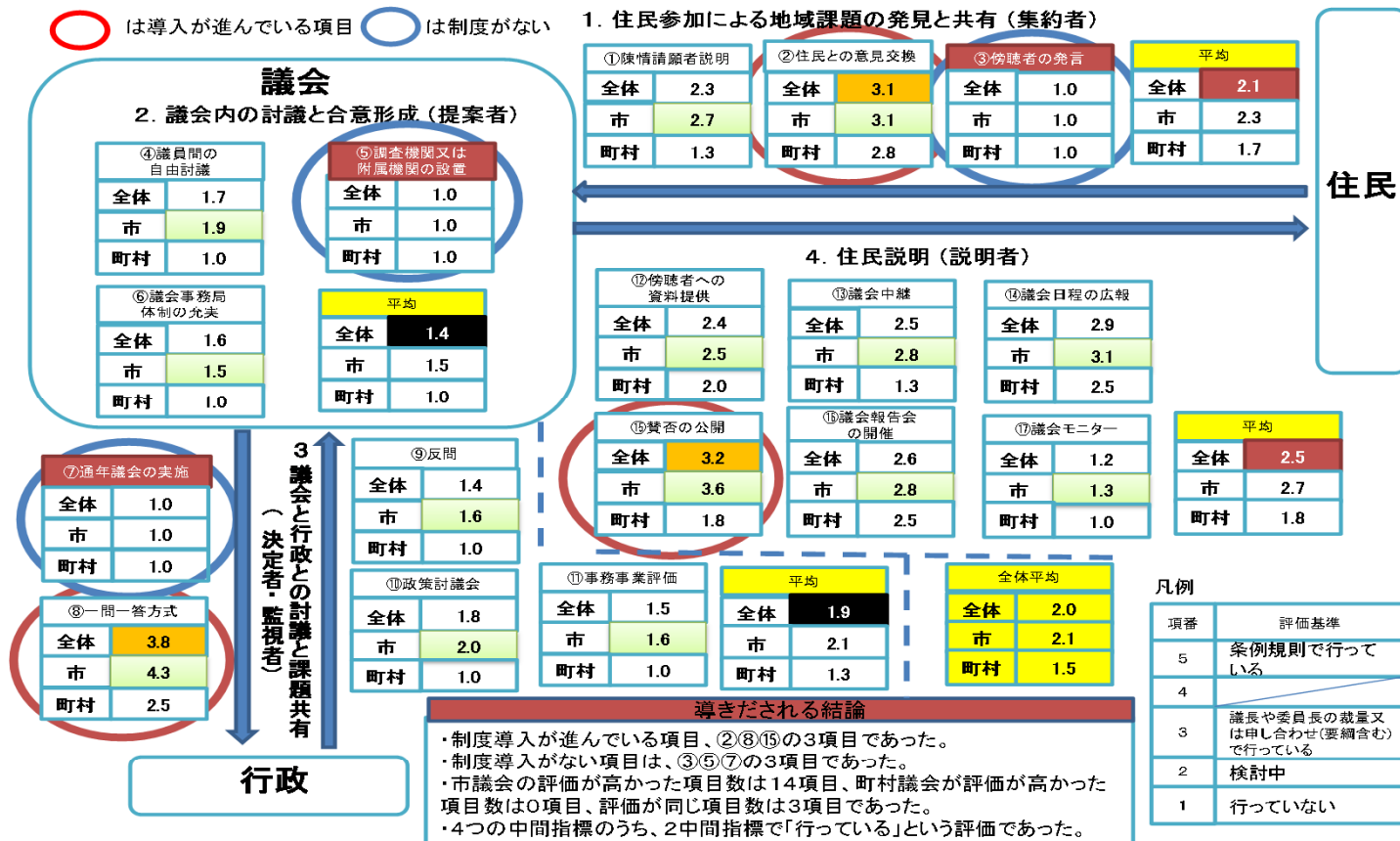
3-1 全体評価から政策サイクルが回っているかの仮説検証

(1) 仮説設定



コメント:2018年アンケート調査は、2016年調査と同じく、自治体議会は政策サイクルに基づき議会運営が行われているという仮説を立て、その検証をした。第1の「課題の発見」は、住民が抱える地域課題(顕在化ニーズ)の提起と発見、住民と議会の課題共有する仕組みの実現状況を確認している。第2の「課題の設定・政策立案」は、議会が議員間討議において地域課題(顕在化ニーズと潜在ニーズ)を把握し、政策課題を設定する仕組みや首長から提起された地域課題(予算化されたニーズ)を先に議会で設定した政策課題と付け合わせ、予算の優先順位を変える等政策立案を行う仕組みの実現状況を確認している。第3の「議会と行政の討議と課題共有」は、議会としてまとめた政策を行政との討議を通じて政策の実現を図る仕組みや議決後の行政が行う執行の成果が議会で議論し議決した結果とどう整合しているかを検証する仕組みの実現状況を確認した。第4の「住民説明」は、重要案件について、住民が議会の議決にどのようにかかわったか等の審議結果を住民に説明する仕組みの実現状況について確認をした。以上の4つの政策サイクルで議会運営がされているかをアンケート調査で明らかにした。

(2) 大分県内の全体評価（市議会と町村議会との比較）



(3) 大分県内自治体議会大分県は政策サイクルが回っているか仮説検証

1-1 市議会と町村議会の活性化(改革)比較

市議会が町村議会より評価が高かった項目は①請願陳情者の説明、②住民等との意見交換、④議員間の自由討議、⑥議会事務局体制、⑧一問一答方式導入、⑨反問、⑩政策討議会、⑪事務事業評価、⑫傍聴者への資料提供、⑬議会中継、⑭議会日程の広報、⑮賛否の公開、⑯議会報告会の開催、⑰議会モニターの14項目であった。一方、町村議会の方が評価が高かった項目は0項目であった。大分県の議会は市議会中心で町村議会の影響力は皆無に等しい状況である。

市議会と町村議会の議会活性化(改革)の相違は、市議会の活性化(改革)は住民との対話が中心の改革である(②住民等との意見交換、⑬議会中継、⑭議会日程の広報、⑮賛否の公開、⑯議会報告会の開催)のに対し、町村議会の活性化(改革)は、市議会と同様に住民との対話中心の改革であった。(②住民等との意見交換、⑫傍聴者への資料提供、⑯議会報告会の開催)

1-2 全体評価

大分県内自治体議会の全体評価の制度導入がない項目は③傍聴者の発言、⑤調査機関又は附属機関の設置⑦通年議会の3項目であった。制度導入が進んでいる項目は②住民等との意見交換、⑧一問一答方式導入、⑮賛否の公開の3項目であった。それ以外の11項目は制度導入が「行われていない」という評価であった。印象としては、⑤調査機関又は附属機関の設置、⑦通年議会、⑪事務事業評価、⑰議会モニターという制度導入に消極的印象がある。

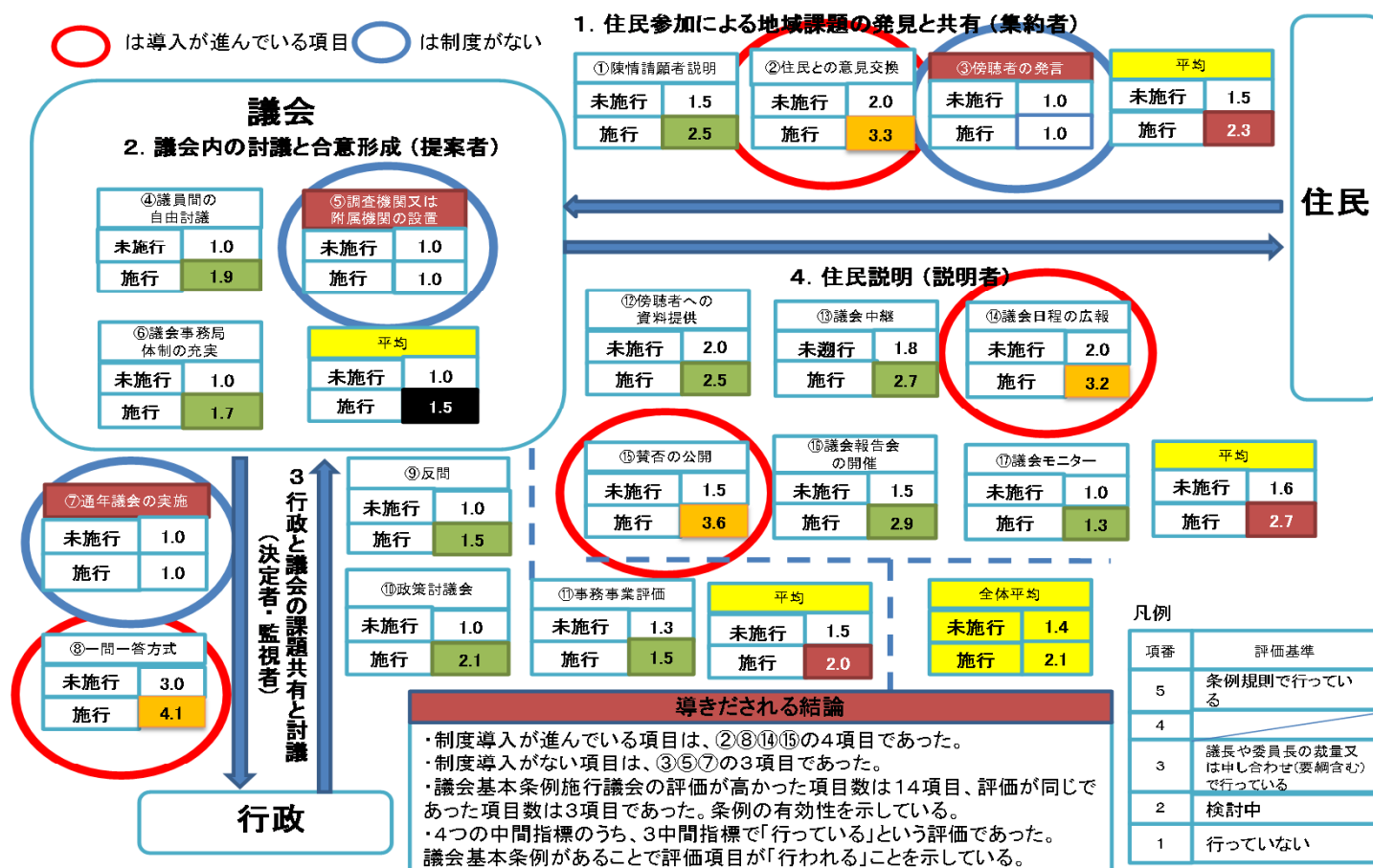
1-3 政策サイクルが回っているか仮説検証

大分県内自治体議会の全体評価では中間指標の「1. 集約者」、「4. 説明者」の2中間指標が「行われている」という評価結果であったので、政策サイクルの「対話する議会」の機能が回っている(議会改革されている)と判定される。しかし、「2. 提案者」、「3. 決定者・監視者」の2中間指標が「行われていない」という評価結果であったので、政策サイクルの「討議する議会」の機能が回っていない(議会改革されていない)と判定される。

(注)評価基準は全体評価を4つの中間指標ごとに、評価1は「行っていない」、評価2以上(検討中以上)は「行っている」と評価し、政策サイクルのどの中間指標が行われているかを判定する。

3-2 議会基本条例施行の効果検証

(1) 大分県内の議会基本条例施行議会と未施行議会の比較



(2) 議会基本条例施行の効果検証

1-1 議会基本条例施行と未施行議会の項目別評価の比較

評価結果は、すべての項目で議会基本条例施行議会の方が未施行議会より評価が上であった。このことは、議会の活性化(改革)には議会基本条例の施行が有効であることを物語っている。

1-2 全体評価

議会基本条例施行議会の評価が3以上(行っている)の項目は17項目中4項目(②⑧⑭⑮)で、評価が3以下(行っていない)の項目は17項目中13項目(①③④⑤⑥⑦⑨⑩⑪⑫⑬⑯⑰)であった。全体評価(前ページ)では、評価3以上は3項目(②⑧⑮)のみであったが、議会基本条例がある議会では、さらに1項目(⑭)が増えている結果であった。大分県の議会基本条例施行率が79%と高いことから、未施行議会も行うべきという力が有効に機能している。そのことが全体評価が高い結果となっていることと、議会基本条例で規定されることで行われる制度があることを示している。

1-3 議会基本条例施行の効果検証

議会基本条例施行議会の活性化の特徴としては、政策サイクルの中間指標4つうち3つ(1. 集約者(2.2)、3. 決定者・監視者(2.0)、4. 説明者(3.2))の機能が機能している。このことから、政策サイクルの「対話する議会」と「討議する議会」の一部が機能していると判定される。大分県内議会の課題としては、「2. 提案者」の項目が行われていないことである。

(注) 施行議会と未施行議会に分類し、4つの中間指標ごとに、評価1は「行っていない」、評価2以上(検討中以上)は「行っている」と評価し、政策サイクルのどの中間指標が行われているか判定した。

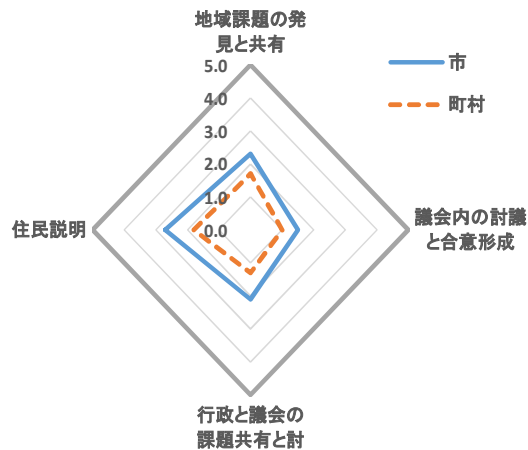
(3)大分県内自治体議会の4指標による比較

市と町村議会の比較

大分県の市と町村議会の比較

	地域課題の発見と共有	議会内の討議と合意形成	行政と議会の課題共有と討議	住民説明	2018平均
市	2.3	1.5	2.1	2.7	2.1
町村	1.7	1.0	1.3	1.8	1.5

大分県の市と町村議会の比較

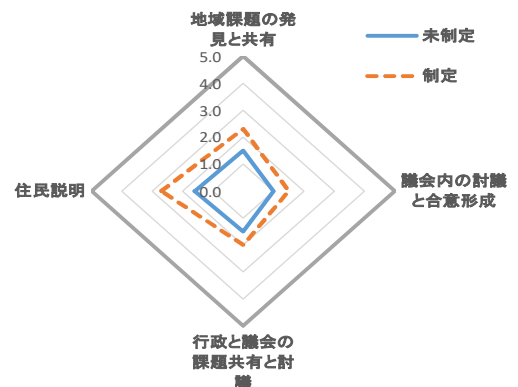


議会基本条例有無議会の比較

大分県の議会基本条例制定有無による議会比較

	地域課題の発見と共有	議会内の討議と合意形成	行政と議会の課題共有と討議	住民説明	2018平均
未制定	1.5	1.0	1.5	1.6	1.4
制定	2.3	1.5	2.0	2.7	2.1

大分県の議会基本条例制定有無による議会比較



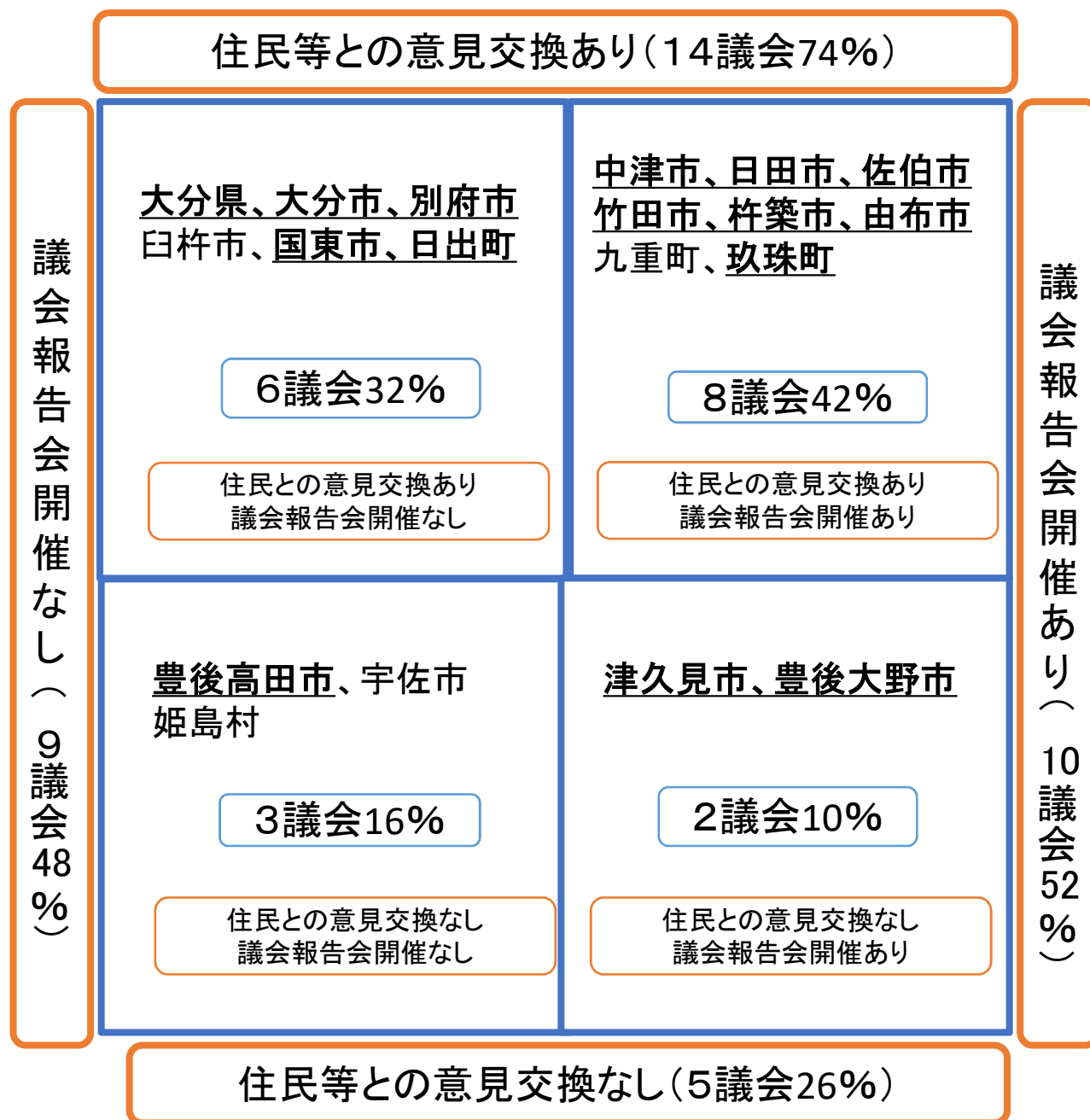
(7)議会基本条例制定議会の比較

NO	自治体議会	地域課題の発見と共有	議会内の討議と合意形成	議会と行政の討議と課題共有	住民説明	2018平均
1	大分市	3.3	3.0	2.6	2.5	2.9
2	日田市	3.3	1.3	3.4	3.2	2.8
3	別府市	2.7	2.3	3.4	2.2	2.6
4	中津市	3.3	2.3	1.4	3.0	2.5
5	佐伯市	3.0	1.0	2.2	3.8	2.5
6	杵築市	2.3	2.0	1.8	3.3	2.4
7	由布市	3.3	1.0	1.4	3.2	2.2
8	大分県	1.7	2.3	1.8	2.2	2.0
9	津久見市	1.0	1.0	2.6	3.2	1.9
10	竹田市	2.3	1.0	1.8	2.5	1.9
11	豊後大野市	1.0	1.0	2.2	3.0	1.8
12	国東市	2.0	1.0	1.8	2.0	1.7
13	豊後高田市	1.0	1.7	1.4	2.2	1.6
14	日出町	2.3	1.0	1.4	1.8	1.6
15	玖珠町	1.7	1.0	1.4	2.3	1.6
平均		2.3	1.5	2.0	2.7	2.1
北海道平均		2.0	1.5	2.0	2.9	2.1
神奈川県平均		2.2	1.7	1.9	3.2	2.3

3-3 クロス分析(対話する議会・討議する議会)から見る課題

(1) 対話する議会

問2住民等との意見交換の場と問16議会報告会等が評価指標3以上(行っている)と3未満(行っていない)に区分し、クロスすることで議会がどの程度住民との対話が行われているか明らかにした。評価は議会の自己評価である。



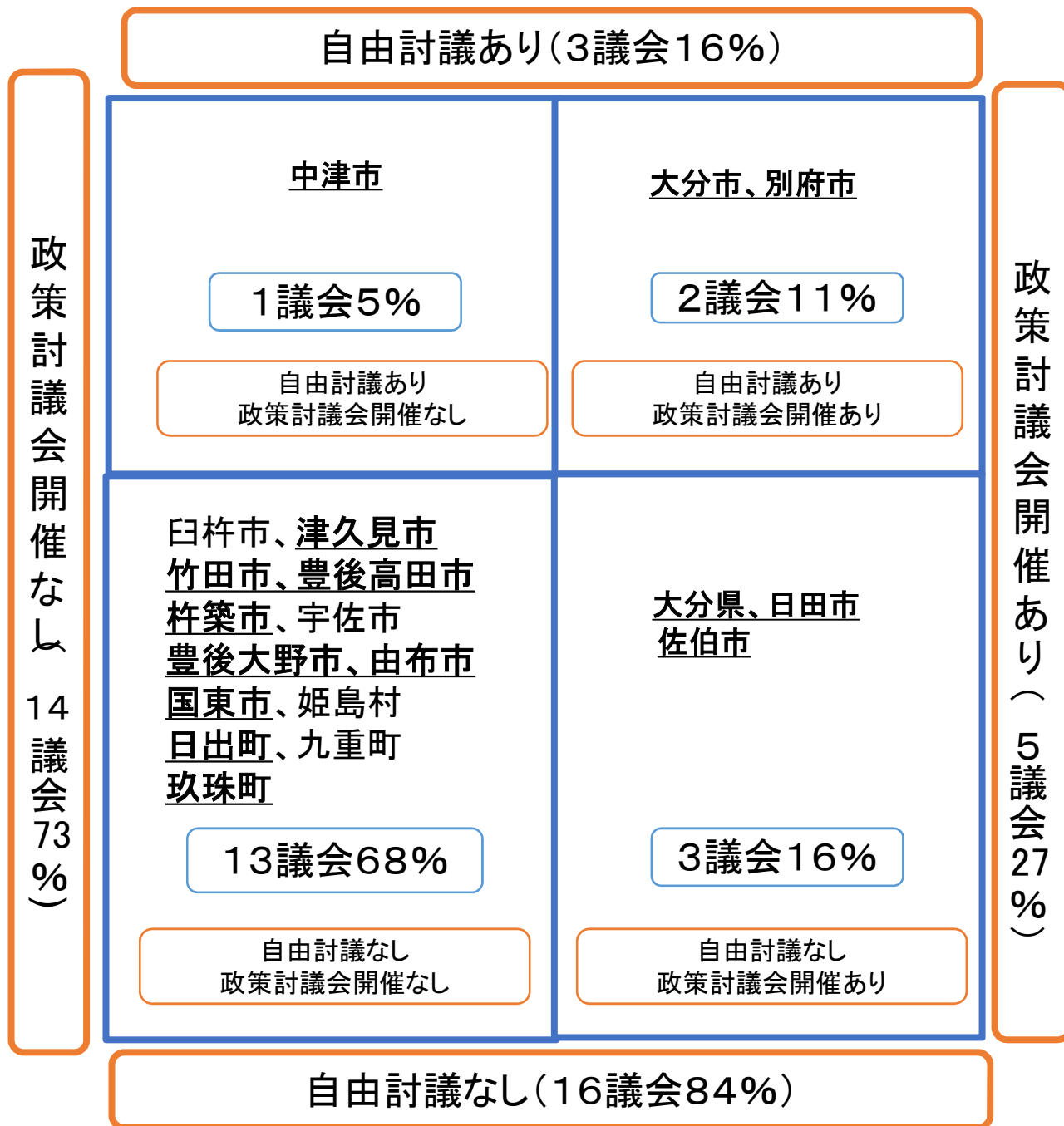
(注)アンダーラインは議会基本条例制定議会

【大分県内自治体議会は「住民と対話する議会」となっているかの判定】

「住民等との意見交換あり」「議会報告会開催あり」が8議会42%に対し、「住民等との意見交換なし」「議会報告会開催なし」が3議会16%と、「住民等との意見交換あり」「議会報告会開催あり」の比率が高いことから、大分県内の議会は「対話する議会」となっていると判定する。

(5) 討議する議会

問4自由討議と問10議会内での政策討議会開催が評価指標3以上(行っている=あり)と3未満(行っていない=なし)に区分し、クロスすることで議会がどの程度地域課題の討議が行われているか明らかにした。評価は議会の自己評価である。



(注)アンダーラインは議会基本条例制定議会

【大分県内自治体議会は「討議する議会」となっているのか判定】

「自由討議あり」「政策討議会開催あり」が2議会11%に対し、「自由討議なし」「政策討議会開催なし」が13議会68%と、「自由討議なし」「政策討議会開催あり」の比率が高いことから、大分県内自治体議会は「討議する議会」にはなっていないと判定する。

3-4 地方議会の4タイプから見る課題

(1) 大分県内地方議会の4タイプ

地方議会を下表のとおり4タイプに分類する。1つは議会の活性化(改革)を持続的に取り組んでいる議会(先駆議会)、そして、2つ目は議会の活性化(改革)に無関心な議会(寝たきり議会)、3つ目は議会の活性化(改革)に意欲をなくした議会(居眠り議会)、4つ目は議会の活性化(改革)に取り組みながらも一部しか実現できていない議会(試行錯誤議会)である。なお、先駆議会、寝たきり議会、居眠り議会の名称は神原勝北海道大学名誉教授が命名したもので、その名称を使用した。

地方議会の4タイプは下表のとおり基準により分類する。1つ目は議会基本条例が施行されていること、2つ目は中間指標「対話する議会」(問2「住民等との意見交換」と問16「議会報告会開催」)のどちらか又は両方が「行われている(○)」(評価3以上)であること、3つ目は中間指標「討議する議会」(問4「自由討議」と問16「政策討議会開催」)のどちらか又は両方が「行われている(○)」(評価3以上)かにより区分する。

(2) 大分県内地方議会の4タイプの特徴

先駆議会が6議会32%に対し、寝たきり議会2議会10%と先駆議会の方が多い。また、試行錯誤議会が全体の53%と持続的改革に踏み切れない議会が多い。課題は居眠り議会1議会5%が多いことである。

議会基本条例有の試行錯誤議会(8議会42%)が多く、先駆議会か、居眠り議会になる可能性がある。また、議会基本条例が無い試行錯誤議会(2議会11%)が寝たきり議会に転落する可能性がある。

2018大分県内議会の4タイプ

基準 議会タイプ	条例有	対話有		討議有		回答 議会数	比率
		住民等 との意見 交換	議会 報告会	自由 討議	政策 討議会		
先駆議会	○	両方又は片方○		両方又は片方○		6	32%
	×	両方又は片方○		両方又は片方○		0	
試行錯誤 議会	○	両方又は片方○		両方×		8	53%
	×	両方又は片方○		両方×		2	
	×	両方×		両方又は片方○		0	
居眠り議会	○	両方×		両方×		1	5%
寝たきり議会	×	両方×		両方×		2	10%

Ⅱ 北海道・神奈川県・ 大分県の調査結果の比較

1 基礎情報比較

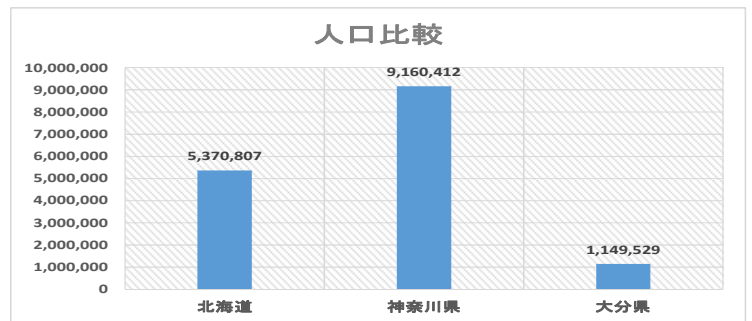
1. 人口規模比較

(1) 人口比較

人口比較

	北海道	神奈川県	大分県
人口	5,370,807	9,160,412	1,149,529
比率	1.00	1.71	0.21

(注) 平成29年1月1日現在住民基本台帳人口
総務省 住民基本台帳に基づく人口より

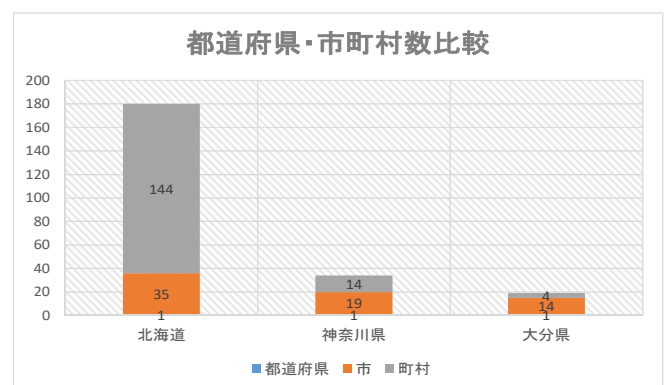


(2) 市町村数比較

市町村数比較

	北海道	神奈川県	大分県
都道府県	1	1	1
市	35	19	14
町村	144	14	4
計	180	34	19
比率	9.5	1.8	1.0

(注) 北海道の市町村数は大分県の9.5倍である。

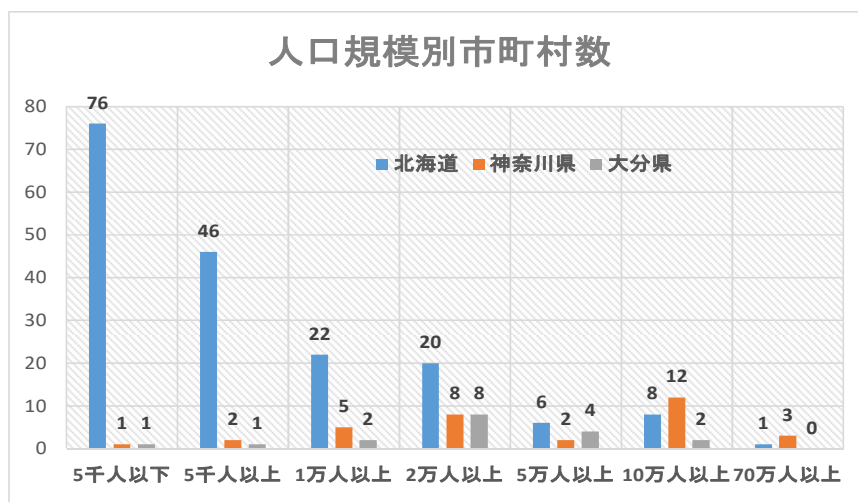


(3) 人口規模別市町村数比較

人口区分にみる市町村の構成

	北海道				神奈川県				大分県			
人口規模	市町村数	比率	累計	比率	市町村数	比率	累計	比率	市町村数	比率	累計	比率
70万人以上	1	1%	1%	31%	3	9%	9%	91%	2	11%	11%	88%
10万人以上	8	4%	5%		12	36%	45%		4	22%	33%	
5万人以上	6	3%	8%		2	6%	51%		8	44%	77%	
2万人以上	20	11%	19%		8	25%	76%		2	11%	88%	
1万人以上	22	12%	31%	69%	5	15%	91%	9%	1	6%	94%	12%
5千人以上	46	26%	57%		2	6%	97%		1	6%	99%	
5千人以下	76	42%	100%		1	3%	100%		1	6%	99%	100%
計	179	100%		100%	33	100%		100%	18	100%		100%

(注) 道・県の数を除く



(注) 北海道の人口規模が1万人以下の市町村数は122市町村(69%)(約7割)あるのに対し、神奈川県は3町村(9%)、大分県は2町村(12%)と、北海道が人口規模1万人以下の市町村数が2県とは圧倒的に異なる特徴がある。このような特徴的人口構成がどのようなメリットとデメリットをもたらすのか、評価のポイントになる。

(4) 人口規模別回答状況

人口規模	北海道					神奈川県					大分県				
	回答数	未回答数	計	回答率	占有率	回答数	未回答数	計	回答率	占有率	回答数	未回答数	計	回答率	占有率
70万人以上	1	0	1	100%	37%	3	0	3	100%	90%	2	0	2	100%	89%
10万人以上	8	0	8	100%		11	1	12	92%		4	0	4	100%	
5万人以上	6	0	6	100%		2	0	2	100%		8	0	8	100%	
2万人以上	20	0	20	100%		4	1	5	80%		2	0	2	100%	
1万人以上	18	4	22	82%	63%	2	0	2	100%	10%	1	0	1	100%	11%
5千人以上	39	7	46	85%		1	0	1	100%		1	0	1	100%	
5千人以下	51	25	76	67%		31	2	33	94%		18	0	18	100%	
計	143	36	179	80%											

(注) 北海道・神奈川県・大分県の回答数には道・県の回答数を除く

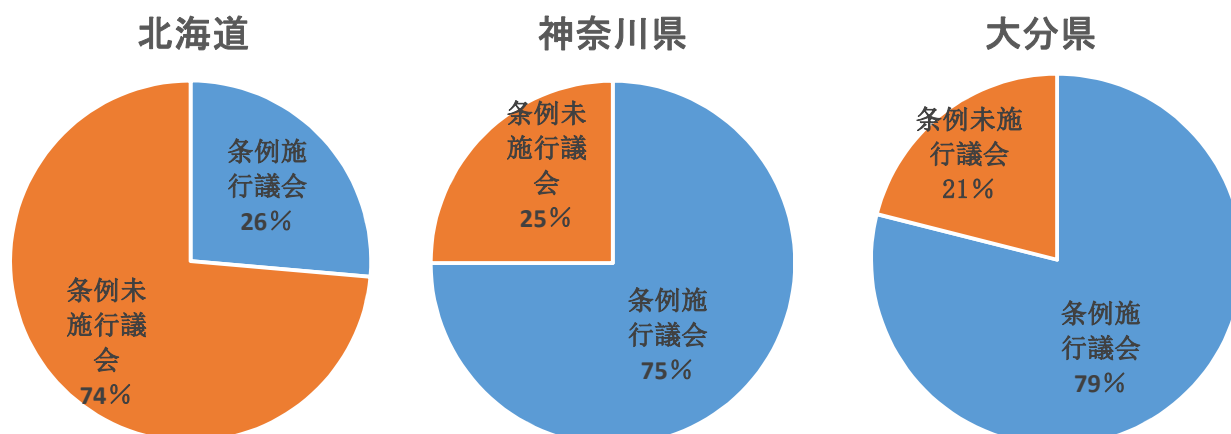
(注) 北海道の回答の特性の第1は、回答に占める1万人以下の市町村議会の比率が63%と、1万人以下の市町村議会の評価が北海道全体の評価に大きく影響している。

その点、神奈川県、大分県では1万人以下の市町村議会の評価は全体の評価にほとんど影響がなく、北海道とは逆に、1万人以上の市町村議会の評価が全体の評価に大きく影響している。

(5) 回答に占める議会基本条例施行議会数の比率

項番	項目	北海道				神奈川県				大分県			
		道	市	町村	計	県	市	町村	計	県	市	町村	計
1	総数	1	35	144	180	1	19	14	34	1	14	4	19
2	回答数	1	35	108	144	1	18	13	32	1	14	4	19
3	未回答数	0	0	36	36	0	1	1	2	0	0	0	0
4	回答率	100%	100%	75%	80%	100%	95%	93%	94%	100%	100%	100%	100%
5	議会基本条例施行議会総数	1	16	22	39	1	13	11	25	1	12	2	15
6	議会基本条例施行議会回答数	1	16	21	38	1	12	11	24	1	12	2	15
7	回答数に占める議会基本条例施行議会回答率	100%	46%	19%	26%	100%	67%	85%	75%	100%	86%	50%	79%

(注) 北海道の回答の特性の第2は、回答に占める議会基本条例施行議会の回答率は、26%、神奈川県は75%、大分県は79%と、北海道の比率が圧倒的に低い。このことが北海道の全体の評価に大きく影響している。議会基本条例には議会活性化を促進する事項が規定されており、条例通り実施されれば、この調査評価があがる仕組みとなっているからである。



(6)回答に占める人口規模別議会基本条例施行議会数の比率

議会基本条例施行状況

人口規模	項目	北海道	神奈川県	大分県
70万人以上	市町村数	1	3	
	施行数	1	3	
	比率	100%	100%	
10万人以上	市町村数	8	12	2
	施行数	4	7	2
	比率	50%	58%	100%
5万人以上	市町村数	6	2	4
	施行数	1	1	3
	比率	17%	50%	75%
2万人以上	市町村数	20	8	8
	施行数	9	6	7
	比率	45%	75%	88%
1万人以上	市町村数	22	5	2
	施行数	5	4	2
	比率	23%	80%	100%
5千人以上	市町村数	46	2	1
	施行数	11	2	0
	比率	24%	100%	0%
5千人以下	市町村数	76	1	1
	施行数	6	0	0
	比率	8%	0%	0%
計	市町村数	179	33	18
	施行数	37	23	14
	比率	21%	70%	78%

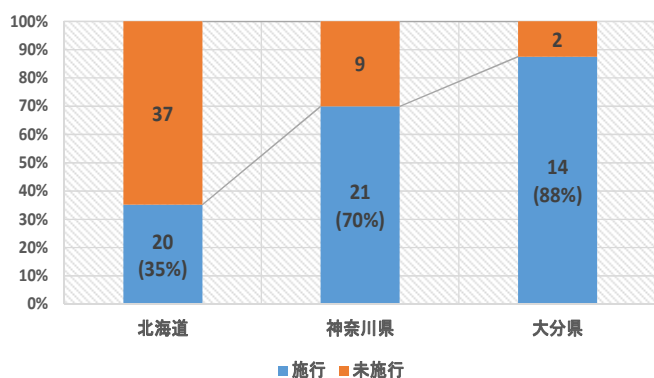
議会基本条例施行状況

人口規模	項目	北海道	神奈川県	大分県
1万人以上	市町村数	57	30	16
	施行数	20	21	14
	比率	35%	70%	88%
1万人以下	市町村数	122	3	2
	施行数	17	2	0
	比率	14%	67%	0%

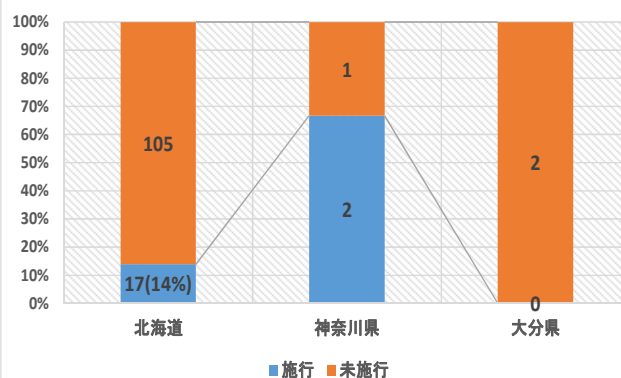
(注)北海道・神奈川県・大分県議会含まず。

(注)神奈川県や大分県のような人口規模別1万人以上の議会が9割もあるところで、議会基本条例の施行が、神奈川県70%、大分県88%の施行率であるのに対し、北海道は人口規模別1万人以上の議会が3割しかないところで、35%の施行率、人口規模1万人以下の議会が7割もある議会では施行率14%と、北海道内市町村議会が見習わなければならないことが神奈川県や大分県の議会にある。

1万人以上の市町村の議会基本条例施行状況比較



1万人以下の市町村の議会基本条例施行状況



2 議会の議員定数

(1) 議会数(回答)と議員数(回答)の比較

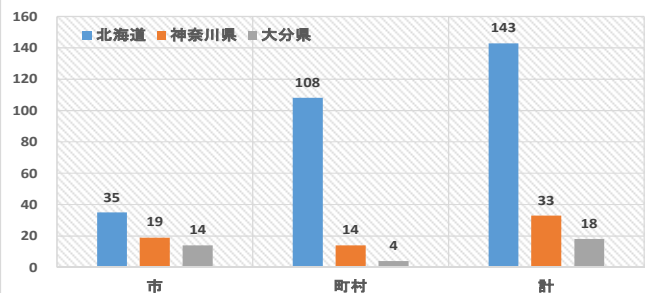
回答議会数比較

	北海道	神奈川県	大分県
道県	1	1	1
市	35	19	14
町村	108	14	4
計	144	34	19

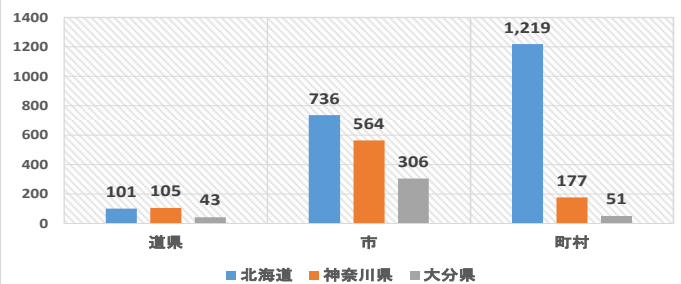
回答議会議員数比較

	北海道	神奈川県	大分県
道県	101	105	43
市	736	564	306
町村	1,219	177	51
計	2,056	846	400

議会数(回答)比較



回答議会議員数比較



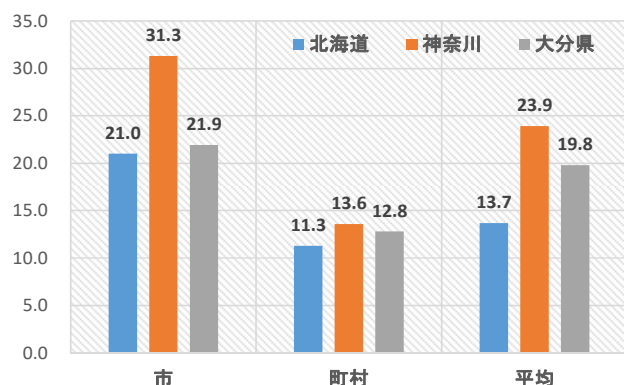
(2) 議会平均議員定数の比較

市・町村別に見た一議会平均議員定数

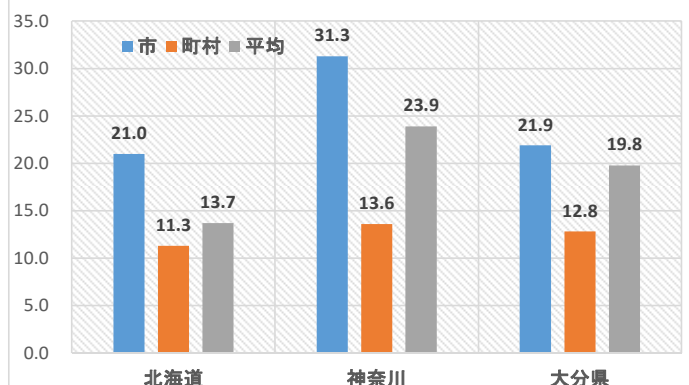
項目	北海道			神奈川県			大分県		
	議会数	議員総定数(人)	一議会平均議員定数(人)	議会数	議員総定数(人)	一議会平均議員定数(人)	議会数	議員総定数(人)	一議会平均議員定数(人)
道県	1	101	101	1	105	105	1	43	43
市	35	736	21.0	18	564	31.3	14	306	21.9
町村	108	1,219	11.3	13	177	13.6	4	51	12.8
計	143	1,955	13.7	31	741	23.9	18	357	19.8

(注) 計には道県議会の数は含まず。(市町村計)

一議会平均議員数



一議会平均議員数



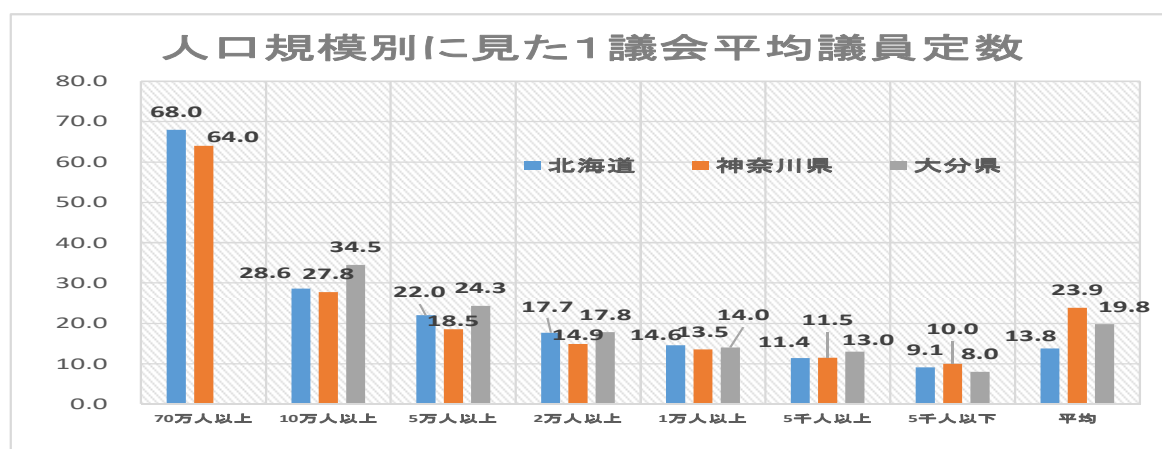
(注) (2)の議会平均議員定数の比較で、市議会では北海道21.0人、大分県21.9人とほぼ同じであるのに対し、神奈川県は31.3人と北海道や大分県より人数が多い。町村議会では北海道11.3人、神奈川県13.6人、大分県12.8人と北海道の町村議会の議員数が少ないことを示している。

(3)人口規模別の議会平均議員定数の比較

人口規模別に見た1議会平均議員定数

人口規模	北海道			神奈川県			大分県		
	議会数	議員総定数(人)	1議会平均議員定数(人)	議会数	議員総定数(人)	1議会平均議員定数(人)	議会数	議員総定数(人)	1議会平均議員定数(人)
70万人以上	1	68	68.0	3	192	64.0			
10万人以上	8	229	28.6	11	306	27.8	2	69	34.5
5万人以上	6	132	22.0	2	37	18.5	4	97	24.3
2万人以上	20	353	17.7	8	119	14.9	8	142	17.8
1万人以上	18	263	14.6	4	54	13.5	2	28	14.0
1万人以上	53	1,045	19.7	28	708	25.3	16	336	21.0
5千人以上	39	446	11.4	2	23	11.5	1	13	13.0
5千人以下	51	464	9.1	1	10	10.0	1	8	8.0
1万人以下	90	910	10.1	3	33	11.0	2	21	10.5
計	142	1,955	13.8	31	741	23.9	18	357	19.8

(注) 道県議会除く。



(注) 1議会平均議員数を人口規模別で比較をしてみると、10万人以下5万人以上で比較をすると、北海道は22.0人、神奈川県は18.5人、大分県は24.3人と、神奈川県の議員数が少ない。

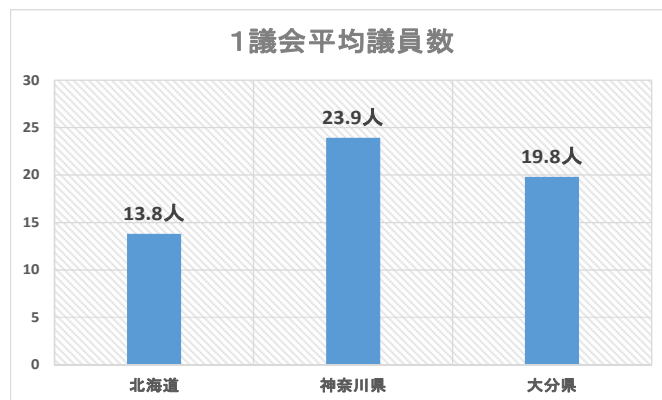
人口規模1万人以上の1議会平均議員数は、北海道が19.7人、神奈川県が25.3人、大分県が21人と北海道の議員数が少ない。

人口規模1万人以下の1議会平均議員数は、北海道が10.1人、神奈川県が11人、大分県が10.5人と大きな差はない。

(参考) 1議会平均議員数

	北海道	神奈川県	大分県
1議会平均議員数(人)	13.8	23.9	19.8

(注) 1議会平均議員数は、人口規模1万人以下の議会が多い北海道では1議会平均議員数が13.8人、逆に、1万人以上の議会が多い神奈川県23.9人、大分県19.8人と比較すると少ない。



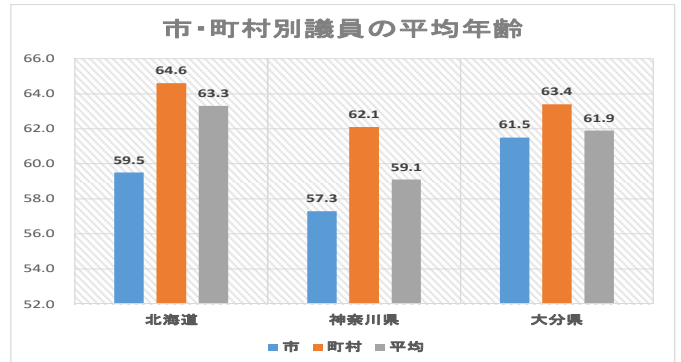
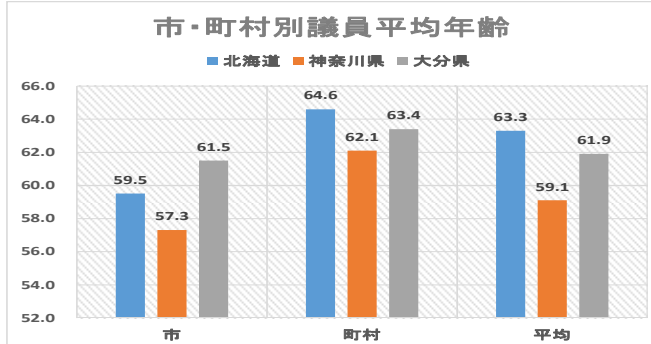
(4) 議会平均年齢の比較

市・町村別議員の平均年齢

項目	北海道		神奈川県		大分県	
	議会数	平均年齢(歳)	議会数	平均年齢(歳)	議会数	平均年齢(歳)
道・県	1	58.0	1	53.9	1	60.0
政令市	1	57.1	3	55.0		
市	34	59.5	15	57.3		
町村	108	64.6	13	62.1	4	63.4
計	143	63.3	31	59.1	18	61.9

(注) 計には道県議会含まず。

(注) 町村議会議員の平均年齢の比較では、北海道64.6歳、大分県63.4歳、神奈川県62.1歳と北海道の町村議会の平均年齢が高い。

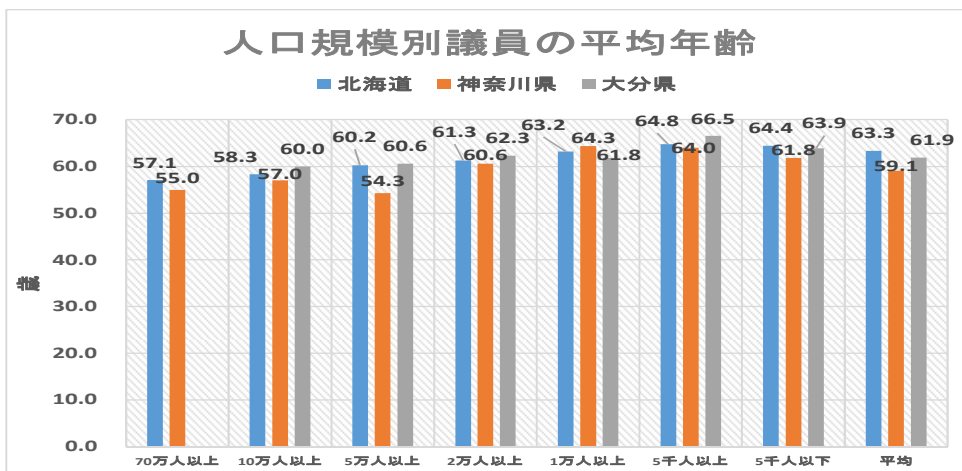


(5) 人口規模別の議員平均年齢の比較

人口規模別議員の平均年齢

人口規模	北海道		神奈川県		大分県	
	議会数	平均年齢(歳)	議会数	平均年齢(歳)	議会数	平均年齢(歳)
70万人以上	1	57.1	3	55.0		
10万人以上	8	58.3	11	57.0		
5万人以上	6	60.2	2	54.3	4	60.6
2万人以上	20	61.3	8	60.6	8	62.3
1万人以上	18	63.2	4	64.3	2	61.8
5千人以上	39	64.8	2	64.0	1	66.5
5千人以下	51	64.4	1	61.8	1	63.9
計	143	63.3	31	59.1	18	61.9

(注) 道県議会含まず。



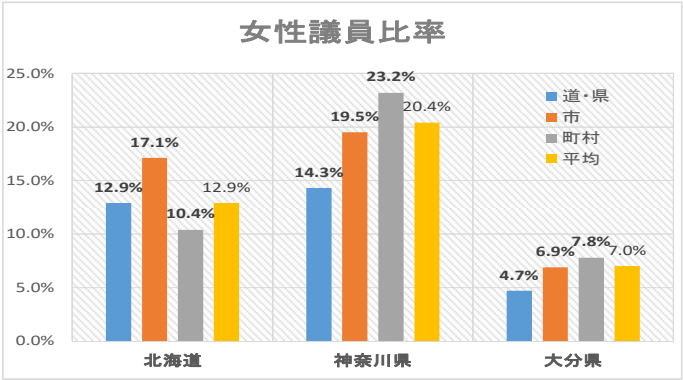
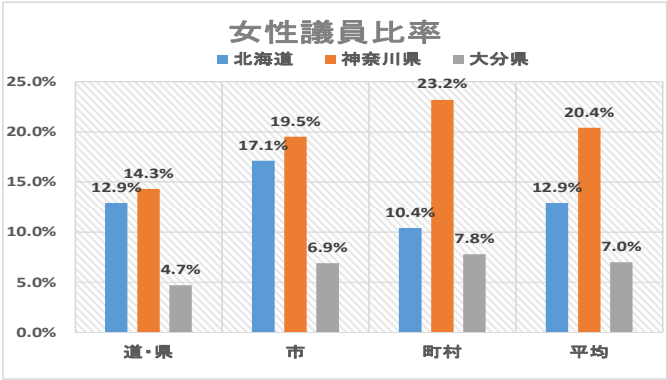
3 女性議員の状況

(1) 1議会当たりの女性議員の状況

一議会当たり女性議員数

項目	北海道			神奈川県			大分県		
	市	町村	計	市	町村	計	市	町村	計
議会数	35	108	143	18	13	31	14	4	18
議員数	736	1,219	1,955	564	177	741	306	51	357
女性議員数	126	127	253	110	41	151	21	4	25
女性議員比率	17.1%	10.4%	12.9%	19.5%	23.2%	20.4%	6.9%	7.8%	7.0%
一議会当たり女性議員数	3.6	1.2	1.8	6.1	3.2	4.9	1.5	1.0	1.4

(注) 道・県議会含まず。



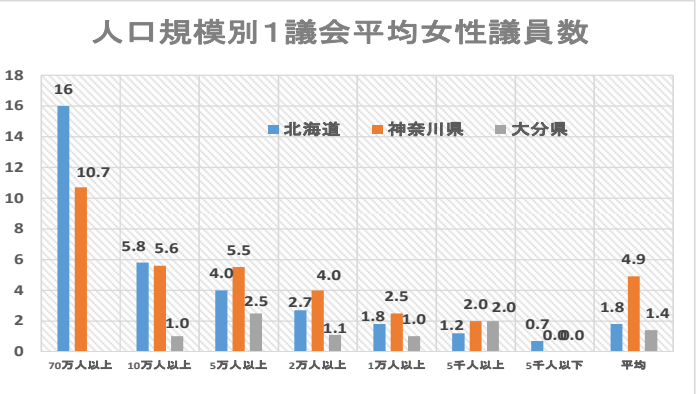
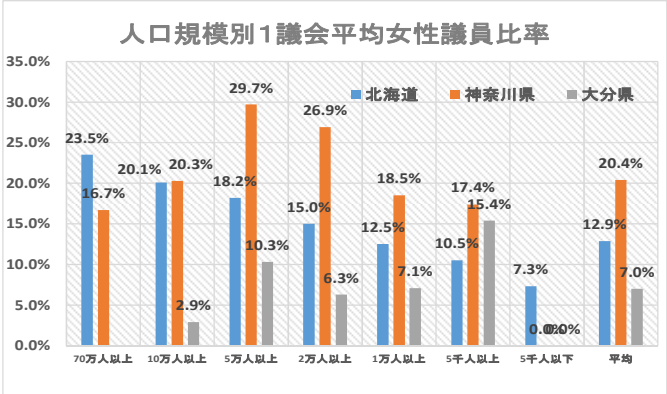
(注) 1議会当たりの女性議員数の比較では、大分県が1.4人、北海道が1.8人、神奈川県が4.9人と、大分県の議会では女性議員が少ないことを示している。

(2) 人口規模別の女性議員の状況

人口規模別女性議員比率

人口規模	北海道					神奈川県					大分県				
	議会数	議員総定数(人)	女性議員数(人)	一議会平均(人)	女性議員比率	議会数	議員総定数(人)	女性議員数(人)	一議会平均(人)	女性議員比率	議会数	議員総定数(人)	女性議員数(人)	一議会平均(人)	女性議員比率
70万人以上	1	68	16	16.0	23.5%	3	192	32	10.7	16.7%	2	69	2	1.0	2.9%
10万人以上	8	229	46	5.8	20.1%	11	306	62	5.6	20.3%	4	97	10	2.5	10.3%
5万人以上	6	132	24	4.0	18.2%	2	37	11	5.5	29.7%	8	142	9	1.1	6.3%
2万人以上	20	353	53	2.7	15.0%	8	119	32	4.0	26.9%	2	28	2	1.0	7.1%
1万人以上	18	263	33	1.8	12.5%	4	54	10	2.5	18.5%	16	336	23	1.4	6.8%
1万人以下	53	1045	172	3.2	16.5%	28	708	147	5.3	20.8%	1	13	2	2.0	15.4%
5千人以上	39	446	47	1.2	10.5%	2	23	4	2.0	17.4%	1	8	0	0.0	0.0%
5千人以下	51	464	34	0.7	7.3%	1	10	0	0.0	0.0%	2	21	2	1.0	9.5%
1万人以下	90	910	81	0.9	8.9%	3	33	4	1.3	12.1%	2	21	2	1.0	9.5%
計	143	1955	253	1.8	12.9%	31	741	151	4.9	20.4%	18	357	25	1.4	7.0%

(注) 道・県議会含まず。



(注) 人口規模別1万人以下の1議会平均女性議員数の比較では、北海道が0.9人、大分県が1.0人、神奈川県が1.3人と、北海道の1万人以下の議会では女性議員が少ないことを示している。

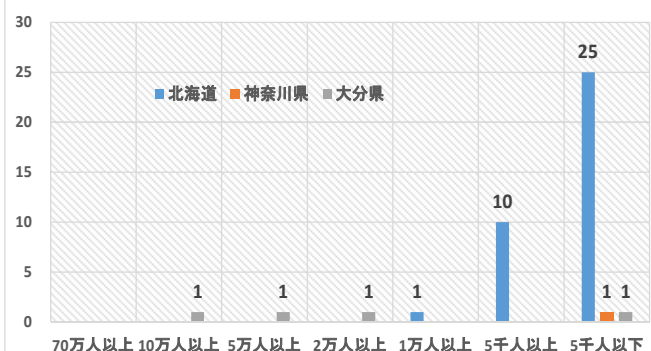
(3)人口規模別女性議員〇議会の状況

人口規模別女性議員〇議会の状況

人口規模	北海道			神奈川県			大分県		
	議会数	女性議員〇議会数	女性議員〇議会比率	議会数	女性議員〇議会数	女性議員〇議会比率	議会数	女性議員〇議会数	女性議員〇議会比率
70万人以上	1	0	0.0%	3	0	0.0%			
10万人以上	8	0	0.0%	11	0	0.0%	2	1	50.0%
5万人以上	6	0	0.0%	2	0	0.0%	4	1	25.0%
2万人以上	20	0	0.0%	8	0	0.0%	8	1	12.5%
1万人以上	18	1	5.6%	4	0	0.0%	2	0	0.0%
1万人以上	53	1	1.9%	28	0	0.0%	16	3	18.8%
5千人以上	39	10	25.6%	2	0	0.0%	1	0	0.0%
5千人以下	51	25	49.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
1万人以下	90	35	38.9%	3	1	33.3%	2	1	50.0%
計	143	36	25.2%	31	1	3.2%	18	4	22.2%

(注) 北海道・神奈川県・大分県議会含まず。

女性議員〇議会比較



(注) 人口規模別女性議員〇議会を比較すると、1万人以上の議会では、北海道が1議会、神奈川県が0議会、大分県が3議会と、大分県の議会では女性議員〇議会が多い。また、1万人以下の議会では、北海道が35議会、神奈川県が1議会、大分県が1議会と、北海道の1万人以下の議会では女性議員〇議会が多い。

3 議員報酬年額

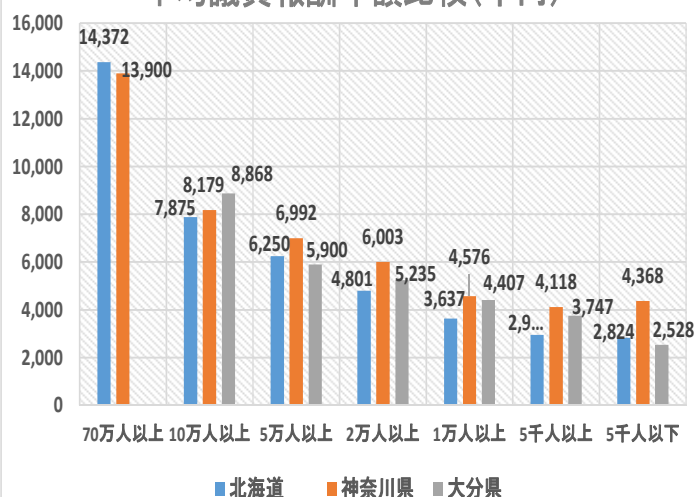
人口規模別平均議員報酬年額(千円)

人口規模別平均議員報酬年額(千円)

人口規模	北海道	神奈川県	大分県
道・県	15,106	16,761	13,058
70万人以上	14,372	13,900	
10万人以上	7,875	8,179	8,868
5万人以上	6,250	6,992	5,900
2万人以上	4,801	6,003	5,235
1万人以上	3,637	4,576	4,407
5千人以上	2,953	4,118	3,747
5千人以下	2,824	4,368	2,528

* 議員報酬とは議員報酬月額+議員期末手当

平均議員報酬年額比較(千円)



(注) 議員報酬の比較では、人口規模10万人以下の議会はいずれの人口規模別で神奈川県の議員報酬が高いことを示している。10万人以下で5万人以上の議員報酬は、神奈川県が6,992千円で、北海道は6,250千円(神奈川県は北海道の1.12倍)、大分県は5,900千円(神奈川県は大分県の1.19倍)、5千人以下の議員報酬は、神奈川県が4,368千円で、北海道は2,824千円(神奈川県は北海道の1.55倍)、大分県は2,528千円(神奈川県は大分県の1.73倍)と、議員報酬に地域間の差が大きい。

4 政務活動費

政務活動費有の議会数

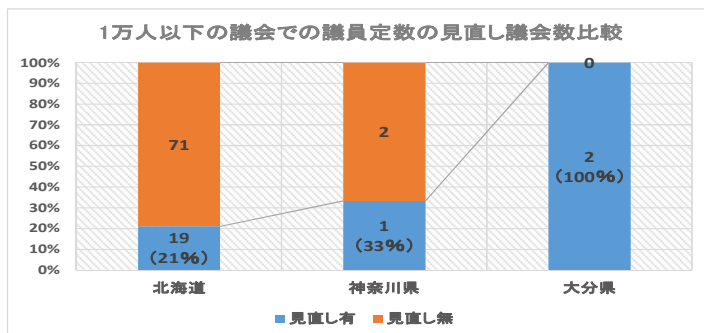
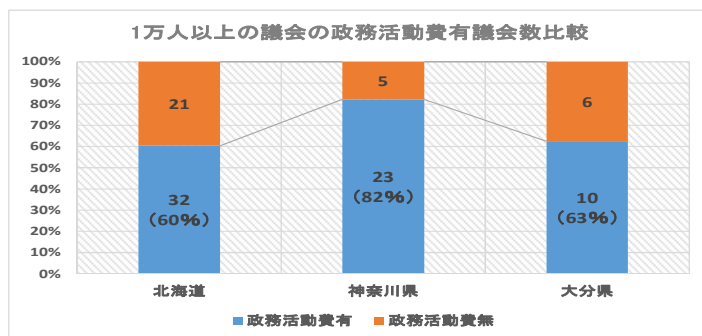
人口規模	項目	北海道	神奈川県	大分県
70万人以上	回答議会数	1	3	0
	政務活動費有	1	3	0
	比率	100%	100%	0%
10万人以上	回答議会数	8	11	2
	政務活動費有	8	11	2
	比率	100%	100%	100%
5万人以上	回答議会数	6	2	4
	政務活動費有	6	2	4
	比率	100%	100%	100%
2万人以上	回答議会数	20	8	8
	政務活動費有	11	6	4
	比率	55%	75%	50%
1万人以上	回答議会数	18	4	2
	政務活動費有	6	1	0
	比率	33%	25%	0%
5千人以上	回答議会数	39	2	1
	政務活動費有	5	1	0
	比率	13%	50%	0%
5千人以下	回答議会数	51	1	1
	政務活動費有	2	0	0
	比率	4%	0%	0%
計	回答議会数	143	31	18
	政務活動費有	39	24	10
	比率	27%	77%	56%

(注) 北海道・神奈川県・大分県議会含まず。

政務活動費有の議会数

人口規模	項目	北海道	神奈川県	大分県
1万人以上	回答議会数	53	28	16
	政務活動費有	32	23	10
	比率	60%	82%	63%
1万人以下	回答議会数	90	3	2
	政務活動費有	7	1	0
	比率	8%	33%	0%

(注) 北海道・神奈川県・大分県議会含まず。



(注) 政務活動費有の議会は、人口規模1万人以上では北海道60%、大分県63%とほぼ同じ状況であるが、神奈川県は82%と、政務活動費がある議会の比率が高いことを示している。また、人口規模1万人以下(全体の7割)では、対象議会が多い北海道は8%と、1万人以上の議会(全体の3割)と対照的に、政務活動費がある議会が少ない。

政務活動費有の議会数を人口規模別に見ると、3地域共に人口規模別5万人以上の議会は100%政務活動費があることを示している。なぜ、人口規模が大きい議会には政務活動費が有り、人口規模が小さい議会には政務活動費がないのか？1議員の活動範囲が人口規模によって違うのだろうか？それとも、自治体の負担能力の問題なのか？政務活動費の有無の差には明確な答えがない。

5 前回の議員選挙の状況(投票の有無)

人口規模別前回議員選挙(無投票)

人口規模	北海道			神奈川県			大分県		
	議会数	前回選挙無	前回選挙無の比率	議会数	前回選挙無	前回選挙無の比率	議会数	前回選挙無	前回選挙無の比率
70万人以上	1	0	0.0%	3	0	0.0%			
10万人以上	8	1	12.5%	11	0	0.0%	2	0	0.0%
5万人以上	6	0	0.0%	2	0	0.0%	4	1	25.0%
2万人以上	20	4	20.0%	8	1	12.5%	8	0	0.0%
1万人以上	18	4	22.2%	4	1	25.0%	2	1	50.0%
1万人以上	53	9	17.0%	28	2	7.1%	16	2	12.5%
5千人以上	39	11	28.2%	2	0	0.0%	1	0	0.0%
5千人以下	51	22	43.1%	1	0	0.0%	1	1	100.0%
1万人以下	90	33	36.7%	3	0	0.0%	2	1	50.0%
計	143	42	29.4%	31	2	6.5%	18	3	16.7%

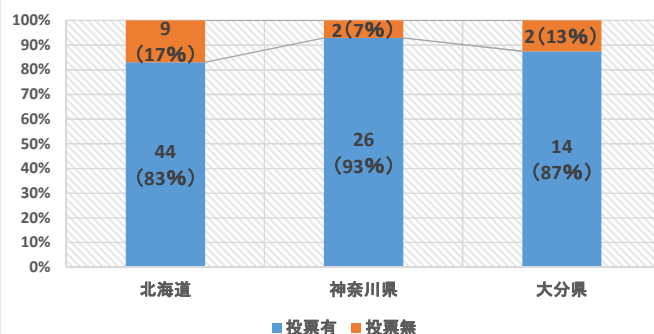
(注) 北海道・神奈川県・大分県議会含まず。

人口規模別前回議員選挙無(無投票)

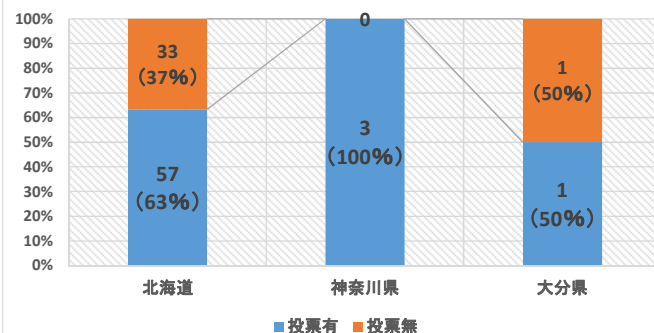
人口規模	項目	北海道	神奈川県	大分県
1万人以上	回答議会数	53	28	16
	前回選挙無投票	9	2	2
	比率	17%	7%	13%
1万人以下	回答議会数	90	3	2
	前回選挙無投票	33	0	1
	比率	37%	0%	50%

(注) 北海道・神奈川県・大分県議会含まず。

人口1万人以上議会での議員選挙の有無



人口1万人以下議会での議員選挙の有無



(注) 前回議員選挙が無投票かどうか3地域を比較したところ、北海道は42議会29.4%、神奈川県は2議会6.5%、大分県は3議会16.7%であった。これを人口規模1万人以上と以下で比較すると、北海道は1万人以上は9議会17%、1万人以下は33議会37%と、1万人以下の議会では議員選挙が無投票が多かったことを示している。神奈川県では、北海道とは逆に、1万人以下では無投票は0議会、1万人以上の議会では2議会7.1%が無投票であった。大分県では、1万人以上で2議会12.5%、1万人以下で1議会50%が無投票であった。

北海道の議員選挙の無投票の状況は1万人以下の議会が多くあるのに対し、神奈川県と大分県では1万人以上の議会が発生していることを示している。

2 設問詳細比較

2-1 請願陳情者の説明

表1. 請願陳情者の説明の評価

道県	北海道	神奈川県	大分県
全体評価	1.4	2.8	2.3
議会基本条例有	1.8	2.9	2.5
議会基本条例施行比率	26%	75%	79%
人口1万人以上比率	31%	91%	88%

表2. 議会基本条例の有無による評価分布

道県	北海道					神奈川県					大分県				
評価	1・2(無)	3	5	計	3・5の比率	1・2(無)	3	5	計	3・5の比率	1・2(無)	3	5	計	3・5の比率
議会基本条例無	95	8	3	106	10%	3	5	0	8	63%	3	1	0	4	25%
議会基本条例有	29	3	6	38	24%	11	3	10	24	54%	9	1	5	15	40%
計	124	11	9	144		14	8	10	32		12	2	5	19	
実施比率	86%	14%				44%	56%				63%	37%			

表3. 人口規模別評価の分布

道県	北海道						神奈川県						大分県					
人口規模	1・2(無)	3(有)	5(有)	計	平均評価	3・5の比率	1・2(無)	3(有)	5(有)	計	平均評価	3・5の比率	1・2(無)	3(有)	5(有)	計	平均評価	3・5の比率
道・県	1			1	1.0	0%	1			1	3.0	100%	1			1	1.0	0%
70万人以上		1		1	3.0	53%	3			3	1.0	63%						100%
10万人以上	3	3	2	8	2.8		2	3	6	11	3.1			1	1	2	4.0	
5万人以上	4	1	1	6	2.0		1	1		2	2.0			1	3	4	4.5	
2万人以上	17	1	2	20	1.5	24%	3	2	3	8	3.0	50%	7		1	8	1.6	10%
1万人以上	12	3	3	18	2.1		3		1	4	2.0		2			2	1.0	
5千人以上	38	1	0	39	1.1	3%	2			2	1.0	33%	1			1	1.0	0%
5千人以下	49	1	1	51	1.1			1		1	3.0		1			1	1.0	
計	124	11	9	144	1.4		14	8	10	32	2.8		12	2	5	19	2.3	
比率	86%	8%	6%	100%			44%	25%	31%	100%			63%	11%	26%	100%		

①全体評価等(表1参照)

a 請願陳情者の説明の3地域の全体評価は、北海道1.4、神奈川県2.8、大分県2.3と、請願陳情者の説明は神奈川県では行われているが、北海道では余り行われていないことを示している。

②議会基本条例に着目(表2参照)

a 請願陳情者の説明が「行われている」(3・5)比率で3地域を比較すると、実施比率では北海道14%、神奈川県56%、大分県37%と、3地域では北海道の議会での請願陳情者の説明の実施比率が低いことを示している。

b 議会基本条例の有無で請願陳情者の説明の実施比率を比較すると、北海道は議会基本条例有が24%、無が10%と同条例有りの方が請願陳情者の説明が行われていることを示している。神奈川県は同条例有は54%、無は63%と、同条例が無い方が請願陳情者の説明が行われている。大分県は同条例有は40%、無は25%と、北海道と同じ結果であった。北海道・大分県では、議会基本条例が有ることが請願陳情者の説明が行われるのに対し、神奈川県では同条例が無い方が請願陳情者の説明が行われている。このことは、北海道と大分県では、条例があることが行う動機となっているが、神奈川県では、議会で請願陳情者が説明をすることが条例の有無に関係なく、一般化していることを示している。それにしても、北海道の議会基本条例施行議会での実施比率24%は低い。

③人口規模別評価の分布(表3参照)

a 請願陳情者の説明が行われているかを人口規模別にみると、北海道、神奈川県、大分県共通に請願陳情者の説明を実施している比率が高いのは人口規模が5万人以上の議会、続いて、1万人以上5万人未満、そして、1万人以下と、人口規模が大きい議会では請願陳情者の説明が行われていることを示している。特に、北海道では、人口規模が1万人以下の議会が全体の7割もあり、その1万人以下の議会で請願陳情者の説明(3%)が行われていないことが全体評価を下げている原因である。議会への住民参加の一貫として請願陳情者が議会で請願陳情内容を説明し、議会がその請願陳情を議会審議に反映することが、議員の役割と何ら競合するものでないという意識改革が必要ではないか。

b 北海道、大分県の道・県議会と神奈川県の70万人以上の政令市の議会が請願陳情者の説明を行っていない。このことは、大規模議会における政策策定過程に住民参加の仕組みに多様性がないとしたら、議会は住民から遠い存在となるのではないかと。

c 請願陳情者の説明の実施比率を見ると、神奈川県と大分県では、条例・規則(5)が申し合わせ(3)より高い。すなわち、請願陳情者の説明を行う根拠として条例・規則に基づいている。それに対し、北海道は条例・規則(5)より申し合わせ(3)の方の実施比率が高い。すなわち、請願陳情者の説明を行う根拠の整備より、即実施可能な申し合わせにより実施していることを示している。このことは、即実現できる方法を選択したとも言える。

2-2 住民等との意見交換

表1. 住民等との意見交換の評価

道県	北海道	神奈川県	大分県
全体評価	2.2	2.4	3.1
議会基本条例有	3.1	2.7	3.3
議会基本条例施行比率	26%	75%	79%
人口1万人以上比率	31%	91%	88%

表2. 議会基本条例の有無による評価分布

道県	北海道						神奈川県						大分県					
評価	1・2(無)	3	4	5	計	3・5の比率	1・2(無)	3	4	5	計	3・5の比率	1・2(無)	3	4	5	計	3・5の比率
議会基本条例無	66	39	1		106	38%	6	2			8	25%	2	2			4	50%
議会基本条例有	10	4	19	5	38	74%	10	3	10	1	24	58%	3	3	7	2	15	80%
計	76	43	20	5	144		16	5	10	1	32		5	5	7	2	19	100%
実施比率	53%	47%					50%	50%					26%	74%				

表3. 人口規模別評価の分布

道県	北海道							神奈川県							大分県						
人口規模	1・2(無)	3(有)	4(有)	5(有)	計	平均評価	3・5の比率	1・2(無)	3(有)	4(有)	5(有)	計	平均評価	3・5の比率	1・2(無)	3(有)	4(有)	5(有)	計	平均評価	3・5の比率
道・県		1			1	3.0	100%		1			1	3.0	100%		1			1	3.0	100%
70万人以上	1				1	1.0	0%	3				3	1.0	0%							
10万人以上	3	2	3		8	2.8	64%	7		3	1	11	2.0	31%			2		2	4.0	83%
5万人以上	2	4			6	2.3		2				2	1.0		1	1	2		4	3.0	
2万人以上	11	3	5	1	20	2.3	50%	2	3	3		8	2.9	83%	2	1	3	2	8	3.4	70%
1万人以上	8	6	2	2	18	2.6				4		4	4.0		1	1			2	2.0	
5千人以上	18	14	7		39	2.3	43%	1	1			2	2.0	33%		1			1	3.0	50%
5千人以下	34	13	3	2	52	1.9		1				1	2.0		1				1	1.0	
計	76	43	20	5	144	2.2		16	5	10	1	32	2.4		5	5	7	2	19	3.1	
比率	53%	30%	14%	3%	100%			50%	16%	31%	3%	100%			26%	26%	37%	11%	100%		

①全体評価等(表1参照)

a 住民等との意見交換の3地域の全体評価は、北海道2.2、神奈川県2.4、大分県3.1と、住民等との意見交換はある程度行われていることを示している。特に、大分県では住民等との意見交換を行う議会が多くあることを示しており、これは評価に値する。

②議会基本条例に着目(表2参照)

a 住民等との意見交換が「行われている」(3・5)比率で3地域を比較すると、実施比率では北海道47%、神奈川県50%、大分県74%と、3地域では大分県の議会では住民等との意見交換の実施比率が高いことを示している。

b 議会基本条例の有無で住民等との意見交換の実施比率を比較すると、北海道は議会基本条例有が74%、無が38%と同条例が有の方が住民等との意見交換がされていることを示している。神奈川県は同条例有は58%、無は25%、大分県は同条例有は80%、無は50%と、北海道と同じ結果であった。特筆すべきことは、議会基本条例がない議会でも住民等との意見交換を行っている比率が高いことである。このことは、3地域共に、議会は住民等との意見交換をすることの意義については理解が深まり、実行していることを示している。

③人口規模別評価の分布(表3参照)

a 住民等との意見交換が行われているかを人口規模別にみると、北海道と大分県は、人口規模が5万人以上10万人未満の議会が実施比率が1番高い、神奈川県は人口規模1万人以上5万人未満の議会が実施比率が高い。逆に、実施比率が低いのは、3地域共通に人口規模が1万人以下の議会であった。このことは、住民等との意見交換は人口規模が比較的大きい議会で行われていることを示している。

b 北海道と神奈川県の70万人以上の政令市の議会が住民等との意見交換を行っていない。しかし、北海道、神奈川県、大分県の道・県議会では住民等との意見交換が行われている。このことは、大規模議会では住民等との意見交換が難しいことを示している。大規模議会における政策決定過程に住民の声を反映させる仕組みがないとしたら、議会の決定に住民は消極的とならざるを得ないのではないのか？

c 住民等との意見交換の実施比率を見ると、神奈川県と大分県では、条例・規則(4・5)が申し合わせ(3)より高い。すなわち、住民等との意見交換を行う根拠として条例・規則に基づいている。それに対し、北海道は条例・規則(4・5)より申し合わせ(3)の方の実施比率が高い。すなわち、住民等との意見交換を行う根拠の整備より、即実施可能な申し合わせにより実施していることを示している。このことは、いつでも辞めれることを表している。

2-3 議員間の自由討議

表1. 自由討議の評価

道県	北海道	神奈川県	大分県
全体評価	1.4	1.8	1.7
議会基本条例有	1.8	2.0	1.9
議会基本条例施行比率	26%	75%	79%
人口1万人以上比率	31%	91%	88%

表2. 議会基本条例の有無による評価分布

道県	北海道					神奈川県					大分県				
評価	1・2(無)	3	5	計	3・5の比率	1・2(無)	3	5	計	3・5の比率	1・2(無)	3	5	計	3・5の比率
議会基本条例無	101	4	1	106	5%	8			8	0%	4			4	0%
議会基本条例有	27	5	6	38	29%	17	2	5	24	29%	12		3	15	20%
計	128	9	7	144		25	2	5	32		16	0	3	19	
実施比率	89%	11%				78%	22%				84%	16%			

表3. 人口規模別評価の分布

道県	北海道						神奈川県						大分県					
人口規模	1・2(無)	3(有)	5(有)	計	平均評価	3・5の比率	1・2(無)	3(有)	5(有)	計	平均評価	3・5の比率	1・2(無)	3(有)	5(有)	計	平均評価	3・5の比率
道県	1			1	1.0	0%	1			1	1.0	0%	1			1	1.0	0%
70万人以上	1			1	1.0	0%	3			3	1.0	0%						
10万人以上	5		3	8	2.6	29%	7	2	2	11	1.9	31%			2	2	5.0	50%
5万人以上	5	1		6	1.3		2			2	1.0		3		1	4	2.3	
2万人以上	19	1		20	1.3	16%	7		1	8	1.5	25%	8			8	1.0	0%
1万人以上	13	2	3	18	1.9		2		2	4	3.0		2			2	1.0	
5千人以上	36	3		39	1.2	7%	2			2	1.0	0%	1			1	1.0	0%
5千人以下	48	2	1	51	1.2		1			1	1.0		1			1	1.0	
計	128	9	7	144	1.4		25	2	5	32	1.8		16	0	3	19	1.7	
比率	89%	6%	5%	100%			78%	6%	16%	100%			84%	0%	16%	100%		

①全体評価等(表1参照)

a 議員間の自由討議の3地域の全体評価は、北海道1.4、神奈川県1.8、大分県1.7と、議員間の自由討議が行われていないことを示している。ということは、議会基本条例がある議会では自由討議が行われているという仮定は成り立たないことを示している。また、議会基本条例の規定が生きていないか、条例が守られていないことを示している。

②議会基本条例に着目(表2参照)

a 自由討議が「行われている」(3・5)比率で3地域を比較すると、実施比率では北海道11%、神奈川県22%、大分県16%と、3地域では北海道の自由討議の実施比率が低いことを示している。

b 議会基本条例の有無で議員間の自由討議の実施比率を比較すると、北海道は議会基本条例有が29%、無が5%と同条例が有る方が議員間の自由討議がされていることを示している。神奈川県は同条例有は29%、無は0%、大分県は同条例有は20%、無は0%と、北海道と同じ結果であった。全体評価では議会基本条例が有ることが、議員間の自由討議を行う動機付けにはなっていないと評価したが、しかし、議会基本条例が有ることに着目してみると、一部の議会では議員間の自由討議を行う環境づくりの役目を果たしていることを示している。

③人口規模別評価の分布(表3参照)

a 議員間の自由討議が行われているかを人口規模別にみると、北海道、神奈川県、大分県共通に議員間の自由討議を実施している比率が高いのは人口規模が5万人以上70万人未満の議会、続いて、1万人以上5万人未満、そして、1万人以下と、人口規模が大きい議会では議員間の自由討議が行われていることを示している。人口規模が1万人以下の議会(全体の7割)が多い北海道は全体に議員間の自由討議を行っている議会が少ない。

b 北海道と神奈川県の道・県議会、北海道と神奈川県の70万人以上の政令市の議会が議員間の自由討議を行っていない。このことは、大規模議会の政策策定過程で議員間の自由討議を行わないで、政策決定がされていることを示している。大規模議会では政党や会派の数の論理が、討議を省略しているとしたら、議事機関としての議会の存立理由を放棄していないだろうか？工夫が必要ではないか。

c 議員間の自由討議の実施は、条例・規則(5)に基づいての実施比率が高い。議員間の自由討議の実施は明確な根拠がなければ行えないことを示している。議会における議論にはルールが必要ということである。

2-4 一問一答方式の実施

表1. 一問一答方式の評価

道県	北海道	神奈川県	大分県
全体評価	3.3	3.6	3.8
議会基本条例有	4.4	3.8	4.1
議会基本条例施行比率	26%	75%	79%
人口1万人以上比率	31%	91%	88%

表2. 議会基本条例の有無による評価分布

道県	北海道					神奈川県					大分県				
評価	1・2(無)	3	5	計	3・5の比率	1・2(無)	3	5	計	3・5の比率	1・2(無)	3	5	計	3・5の比率
議会基本条例無	23	71	12	106	78%	1	7		8	88%	1	2	1	4	75%
議会基本条例有	3	6	29	38	92%	2	10	12	24	92%		7	8	15	100%
計	26	77	41	144		3	17	12	32		1	9	9	19	
実施比率	18%	82%				9%	91%				6%	94%			

表3. 人口規模別評価の分布

道県	北海道						神奈川県						大分県					
人口規模	1・2(無)	3(有)	5(有)	計	平均評価	3・5の比率	1・2(無)	3(有)	5(有)	計	平均評価	3・5の比率	1・2(無)	3(有)	5(有)	計	平均評価	3・5の比率
道・県	1			1	1.0	0%	1			1	1.0	0%		1		1	3.0	100%
70万人以上	1			1	1.0	73%	1	1	1	3	3.0	88%						100%
10万人以上	2	4	2	8	3.1		1	8	2	11	3.1				2	2	5.0	
5万人以上	1	4	1	6	3.2			2		2	3.0			2	2	4	4.0	
2万人以上	2	10	8	20	3.6	87%		4	4	8	4.0	100%		4	4	8	4.0	100%
1万人以上	3	11	4	18	3.2			1	3	4	4.5			1	1	2	4.0	
5千人以上	2	22	15	39	3.7	82%			2	2	5.0	100%		1		1	3.0	50%
5千人以下	14	26	11	51	2.9			1		1	3.0		1			1	1.0	
計	26	77	41	144	3.3		3	17	12	32	3.6		1	9	9	19	3.8	
比率	18%	54%	28%	100%			9%	53%	38%	100%			6%	47%	47%	101%		

①全体評価等(表1参照)

a 一問一答方式の3地域の全体評価は、北海道3.3、神奈川県3.6、大分県3.8と、一問一答方式は北海道・神奈川県・大分県共に、多くの議会で実施されていることを示している。

②議会基本条例に着目(表2参照)

a 一問一答方式が「行われている」(3・5)比率で3地域を比較すると、実施比率では北海道82%、神奈川県91%、大分県94%と、3地域では神奈川県・大分県の議会では一問一答方式の実施比率が高いことを示している。

b 議会基本条例の有無で一問一答方式の実施比率を比較すると、北海道は議会基本条例有が92%、無が78%と同条例有りの方が一問一答方式が行われていることを示している。神奈川県は同条例有は92%、無は88%と、大分県は同条例有は100%、無は75%と、北海道と同じ結果であった。北海道・神奈川県・大分県共に、議会での一問一答方式は条例の有無に関係なく、一般化していることを示している。

③人口規模別評価の分布(表3参照)

a 一問一答方式が行われているかを人口規模別にみると、北海道と神奈川県では、人口規模5万人以上の議会より5万人以下の議会の方が実施比率が高いことを示している。規模の小さな議会での導入が積極的の制度と見えそうである。大分県では一問一答方式が行われていない議会は5千人以下の1議会のみと、ほぼパーフェクトな状態であった。人口規模1万人以下の議会での導入が積極的であることから、北海道での全体評価を上げた理由である。

b 北海道、神奈川県の道・県議会と北海道、神奈川県の70万人以上の政令市の議会が一問一答方式を行っていない。このことは、大規模議会における議会審議過程が住民に理解しにくい形態をとっており、住民が議会の傍聴する意欲や議会への関心を喪失させる。その責任は議会改革をしない議会にあると言えるのではないかと。

c 一問一答方式の実施比率を見ると、条例・規則(5)より、申し合わせ(3)により行っている比率が高い。このことは、やる気があれば、即実施可能ということである。出来れば、実施後、会議規則に規定して欲しい。

2-5 反問の実施

表1. 反問の評価

道県	北海道	神奈川県	大分県
全体評価	1.3	1.3	1.4
議会基本条例有	1.3	1.5	1.5
議会基本条例施行比率	26%	75%	79%
人口1万人以上比率	31%	91%	88%

表2. 議会基本条例の有無による評価分布

道県	北海道					神奈川県					大分県				
評価	1・2(無)	3	5	計	3・5の比率	1・2(無)	3	5	計	3・5の比率	1・2(無)	3	5	計	3・5の比率
議会基本条例無	100	2	4	106	6%	7	1		8	13%	4			4	0%
議会基本条例有	35		3	38	8%	21		3	24	13%	13		2	15	13%
計	135	2	7	144		28	1	3	32		17	0	2	19	
実施比率	94%	6%				88%	12%				89%	11%			

表3. 人口規模別評価の分布

道県	北海道						神奈川県						大分県					
人口規模	1・2(無)	3(有)	5(有)	計	平均評価	3・5の比率	1・2(無)	3(有)	5(有)	計	平均評価	3・5の比率	1・2(無)	3(有)	5(有)	計	平均評価	3・5の比率
道・県	1			1	1.0	0%			1	1	5.0	100%	1			1	1.0	0%
70万人以上	1			1	1.0	0%	3			3	1.0	0%						
10万人以上	8			8	1.0	7%	10		1	11	1.3	8%	1		1	2	3.0	33%
5万人以上	5	1		6	1.7		2			2	1.0		3		1	4	2.0	
2万人以上	19	1		20	1.2	8%	6	1	1	8	1.8	17%	8			8	1.0	0%
1万人以上	16		2	18	1.5		4			4	1.0		2			2	1.0	
5千人以上	38		1	39	1.2	6%	2			2	1.0	0%	1			1	1.0	0%
5千人以下	47		4	51	1.4		1			1	1.0		1			1	1.0	
計	135	2	7	144	1.3		28	1	3	32	1.3		17	0	2	19	1.4	
比率	94%	1%	5%	100%			88%	3%	9%	100%			89%	0%	11%	100%		

①全体評価等(表1参照)

a 反問の実施の3地域の全体評価は、北海道1.3、神奈川県1.3、大分県1.4と、反問の実施は北海道・神奈川県・大分県共に、多くの議会で実施されていないことを示している。

②議会基本条例に着目(表2参照)

a 反問の実施が「行われている」(3・5)比率で3地域を比較すると、実施比率では北海道6%、神奈川県12%、大分県11%と、3地域では、特に、北海道での反問の実施比率が低いことを示している。

b 議会基本条例の有無で反問の実施の実施比率を比較すると、北海道は議会基本条例有が8%、無が6%とほとんど変わらないことを示している。神奈川県は同条例有は13%、無は13%と、大分県は同条例有は13%、無は0%と、北海道と同様に条例の有無に関係なく実施されていないという結果であった。いずれも、議会での首長による反問は議会との関係を壊すとの配慮から行使を躊躇する首長が多い。そのため、条例が有っても、一般化していないことを示している。

③人口規模別評価の分布(表3参照)

a 反問が行われているかを人口規模別にみると、北海道と神奈川県では、人口規模に関係なく、少数ではあるが反問が行われている。しかし、大分県では5万人以上の議会でのみ反問が行われている。なぜ、5万人以下の議会では反問が行われないのか、その理由は不明である。

b 北海道、大分県の道・県議会と北海道、神奈川県の70万人以上の政令市の議会では反問が行われていない。しかし、神奈川県議会では反問が行われている。このことは、大規模議会だから反問は行えないというのではなく、首長が対立を恐れず、質問者に対案等を反問することで、議会審議が緊張感と論点・争点の明確化、なれ合いを排除した健全な議会審議が実現する。議会と行政の討議と合意が機能していない原因の一つは、議会側ではなく行政側の首長による反問の実施比率が低いことが原因と考えられる。

c 反問の実施は条例・規則(5)に基づいての実施比率が高い。反問の実施は明確な根拠がなければ行えないことを示している。議会における議論にはルールが必要ということである。

2-6 賛否の公開

表1. 賛否の公開の評価

道県	北海道	神奈川県	大分県
全体評価	2.0	3.8	3.2
議会基本条例有	2.9	4.0	3.8
議会基本条例施行比率	26%	75%	79%
人口1万人以上比率	31%	91%	88%

表2. 議会基本条例の有無による評価分布

道県	北海道						神奈川県						大分県					
評価	1・2(無)	3	4	5	計	3~5の比率	1・2(無)	3	4	5	計	3~5の比率	1・2(無)	3	4	5	計	3~5の比率
議会基本条例無	73	33			106	31%		8			8	100%	3	1			4	25%
議会基本条例有	14	13	11		38	63%		11	1	12	24	100%	1	9		5	15	93%
計	87	46	11	0	144		0	19	1	12	32		4	10	0	5	19	
実施比率	60%	40%					0%	100%					21%	79%				

表3. 人口規模別評価の分布

道県	北海道							神奈川県							大分県							
人口規模	1・2(無)	3(有)	4(有)	5(有)	計	平均評価	3～5の比率	1・2(無)	3(有)	4(有)	5(有)	計	平均評価	3～5の比率	1・2(無)	3(有)	4(有)	5(有)	計	平均評価	3～5の比率	
道・県	1				1	1.0	0%	1				1	3.0	100%	1					3.0	100%	
70万人以上	1				1	3.0	67%	2	1			3	3.3	100%								100%
10万人以上	2	6			8	2.5		5		6	11	3.9			2				2	3.0		
5万人以上	3	3			6	2.0		2			2	3.0			3		1	4	3.5			
2万人以上	10	8		2	20	2.2	53%	5		3	8	3.8	100%	2	3		3	8	3.4	80%		
1万人以上	8	6		4	18	2.6		2		2	4	4.0			1		1	2	4.0			
5千人以上	27	10		2	39	1.8	30%	1		1	2	4.0	100%	1				1	1.0	0%		
5千人以下	36	12		3	51	1.7		1			1	3.0		1				1	1.0			
計	87	46	0	11	144	2.0		0	19	1	12	32	3.8		4	10	0	5	19			
比率	60%	32%	0%	8%	100%			0%	59%	3%	38%	100%			21%	53%	0%	26%	100%			

①全体評価等(表1参照)

a 賛否の公開の3地域の全体評価は、北海道2.0、神奈川県3.8、大分県3.2と、賛否の公開は北海道を除いた神奈川県・大分県の多くの議会では実施されていることを示している。

②議会基本条例に着目(表2参照)

a 賛否の公開が「行われている」(3・5)比率で3地域を比較すると、実施比率では北海道40%、神奈川県100%、大分県79%と、3地域では、特に、北海道での賛否の公開の実施比率が低いことを示している。

b 議会基本条例の有無で賛否の公開の実施比率を比較すると、北海道は議会基本条例有が63%、無が31%、神奈川県は同条例有は100%、無も100%、大分県は同条例有は93%、無は25%と、北海道と大分県は、条例の有の方が実施されているという結果であった。しかし、神奈川県は、同条例の有無に関係なく、いずれも、実施比率は100%と、賛否の公開は、条例の有無に関係なく、一般化されていることを示している。

③人口規模別評価の分布(表3参照)

a 賛否の公開が行われているかを人口規模別にみると、北海道と大分県では、人口規模が小さくなるにしたがって、賛否の公開の実施比率が減少していく。すなわち、人口規模が賛否の公開の実施比率と関係しており、人口規模が小さい議会では、議員の賛否に住民の関心が低いことを示している。さらに言うと、住民は議会の決定に関心が乏しい、議会に期待していないことかもしれない。逆に、議会が賛否の公開をしないということは、住民に議会の存在を認めさせる機会を自ら放棄したことになっていないだろうか。

b 賛否の公開は、北海道・神奈川県・大分県共通に、条例・規則(4・5)での実施より申し合わせ(3)による実施比率が高い。すなわち、やる気があれば即実施可能ということである。出来れば、実施後、会議規則に規定して欲しい。

2-7 議会報告会の実施

表1. 議会報告会の評価

道県	北海道	神奈川県	大分県
全体評価	2.3	2.9	2.6
議会基本条例有	3.6	3.3	2.9
議会基本条例施行比率	26%	75%	79%
人口1万人以上比率	31%	91%	88%

表2. 議会基本条例の有無による評価分布

道県	北海道						神奈川県						大分県					
評価	1・2(無)	3	4	5	計	3~5の比率	1・2(無)	3	4	5	計	3~5の比率	1・2(無)	3	4	5	計	3~5の比率
議会基本条例無	73	30	2	1	106	31%	5	3			8	38%	3	1			4	25%
議会基本条例有	7	3	19	9	38	82%	7	4	6	7	24	71%	6	1	6	2	15	60%
計	80	33	21	10	144		12	7	6	7	32		9	2	6	2	19	
実施比率	56%	44%					38%	62%					47%	53%				

表3. 人口規模別評価の分布

道県	北海道							神奈川県							大分県						
人口規模	1・2(無)	3(有)	4(有)	5(有)	計	平均評価	3~5の比率	1・2(無)	3(有)	4(有)	5(有)	計	平均評価	3~5の比率	1・2(無)	3(有)	4(有)	5(有)	計	平均評価	3~5の比率
道・県	1				1	1.0	0%	1				1	3.0	100%	1				1	1.0	0%
70万人以上	1				1	1.0	0%	3				3	1.0	0%							
10万人以上	5	2		1	8	2.0	29%	4	3	1	3	11	2.5	54%	2				2	1.0	50%
5万人以上	5		1		6	1.5		2				2	1.0		1		2	1	4	3.5	
2万人以上	8	5	4	3	20	2.9	61%	2	2	2	2	8	3.3	83%	4	1	3		8	2.5	60%
1万人以上	7	6	2	3	18	2.8				2	2	4	4.5				1	1	2	4.5	
5千人以上	19	10	9	1	39	2.3	41%		1	1		2	3.5	67%		1			1	3.0	50%
5千人以下	34	10	5	2	51	1.9		1				1	2.0		1				1	1.0	
計	80	33	21	10	144	2.3		12	7	6	7	32	2.9		9	2	6	2	19		
比率	56%	23%	14%	7%	100%			38%	22%	18%	22%	100%			47%	11%	31%	11%	100%		

①全体評価等(表1参照)

a 議会報告会の実施の3地域の全体評価は、北海道2.3、神奈川県2.9、大分県2.6と、議会報告会は北海道神奈川県・大分県の多くの議会で開催されていることを示している。

②議会基本条例に着目(表2参照)

a 賛否の公開が「行われている」(3~5)比率で3地域を比較すると、実施比率では北海道44%、神奈川県62%、大分県53%と、3地域では、約5割の議会で開催されていることを示している。

b 議会基本条例の有無で賛否の公開の実施比率を比較すると、北海道は議会基本条例有が82%、無が31%、神奈川県は同条例有は71%、無も38%、大分県は同条例有は60%、無は25%と、3地域共に、同条例の有の方が実施されているという結果であった。議会報告会の開催は条例を根拠に行う方が、自主的に行うより多いことを示している。

③人口規模別評価の分布(表3参照)

a 議会報告会が行われているかを人口規模別にみると、3地域共通に人口規模が1万人以上5万人未満の議会の実施比率が他の5万人以上や1万人以下の議会より高い。また、5万人以上の議会より1万人以下の議会の方が実施比率が高い。これらのことから、議会報告会の実施は人口規模が大きい議会より、小さい議会の方が実施していることを示している。議会報告会は議会から住民に議会が考えている地域課題を住民に語り、住民の理解と賛同を確認する場であり、また、同時に、住民から議会への地域課題の提起の場でもある。このようなキャッチボールを柔軟に行える議会の規模は大人数議員の議会ではなく、少人数議員の議会であることを示している。

b 北海道と大分県の道・県議会、北海道と神奈川県の70万人以上の政令市の議会では議会報告会が開催されていない。しかし、神奈川県議会では議会報告会が行われている。このことは、前項でも指摘したが、議員数が大人数の道・県議会や政令市の議会では住民との地域課題に関するキャッチボールをしていないことを示している。これらの議会には会派があり、会派により議会運営が行われているため、会派としてのまとまりはあっても、議会としてのまとまりに欠けているため、議会主催の議会報告会の開催は難しい。しかし、議会報告会がないことが、住民にとって幸せかと言えば、幸せではない。議会内の審議経緯、何が論点であったか知る機会を失っている。

c 議会報告会の開催は、神奈川県と大分県は申し合わせ(3)より、条例・規則(4・5)による実施比率が高い。しかし、北海道は申し合わせ(3)と条例・規則(4・5)の実施比率はほぼ同率であった。すなわち、議会主催の議会報告会は、会派を超えて行うことから、条例を根拠とせざるを得ないことを示している。

2-8 総合計画を議決事件として追加しているか

(注)地方自治法の改正により、基本構想の法的な策定義務が撤廃され、策定及び議会の議決を経るかどうかは各自治体の独自の判断に委ねられることとなりましたが、これを受け、地方自治法96条2項に基づいて、条例により総合計画を議決事件として追加することができます。

表1. 総合計画を議決事件として追加しているか

道県	北海道	神奈川県	大分県
全体で追加している比率	62%	69%	63%
議会基本条例有・追加している比率	82%	79%	73%
議会基本条例施行比率	26%	75%	79%
人口1万人以上比率	31%	91%	88%

表2. 議会基本条例の有無による総合計画の有無分布

道県	北海道				神奈川県				大分県			
評価	有	無	計	有比率	有	無	計	比率	有	無	計	比率
議会基本条例無	57	48	105	54%	3	5	8	38%	1	3	4	25%
議会基本条例有	31	7	38	82%	19	5	24	79%	11	4	15	73%
計	88	55	143	62%	22	10	32	69%	12	7	19	63%
実施比率	62%	38%			69%	31%			63%	37%		

表3. 人口規模別総合計画の有無の分布

道・県	北海道				神奈川県				大分県			
人口規模	有	無	計	有比率	有	無	計	有比率	有	無	計	有比率
道・県	0	1	1	0%	1	0	1	100%	1	0	1	100%
70万人以上	1	0	1	64%	3	0	3	56%				67%
10万人以上	6	2	8		5	6	11		1	1	2	
5万人以上	3	3	6		1	1	2		3	1	4	
2万人以上	15	5	20	71%	6	2	8	75%	6	2	8	70%
1万人以上	12	6	18		3	1	4		1	1	2	
5千人以上	23	16	39	57%	2	0	2	100%	0	1	1	0%
5千人以下	28	22	50		1	0	1		0	1	1	
計	88	55	143	62%	22	10	32	69%	12	7	19	63%

表4. 人口規模別総合計画の範囲の分布

道県	北海道					神奈川県					大分県				
人口規模	①	②	③	計	①の比率	①	②	③	計	①の比率	①	②	③	計	①の比率
道・県					0%		1		1	0%		1		1	0%
70万人以上	1			1	100%	1	1	1	3	33%					
10万人以上	6			6	100%	3	2		5	50%		1		1	25%
5万人以上	3			3				1	1		1	1	3		
2万人以上	7	8		15		1	5		6		3	3	6		
1万人以上	4	7	1	12	41%	1	2		3	22%		1		1	43%
5千人以上	12	10	1	23			2		2				0		
5千人以下	11	14	3	28		1			1				0		
計	44	39	5	88		7	13	2	22		4	7	1	12	
比率	50%	44%	6%	100%		32%	59%	9%	100%		33%	58%	9%	100%	

(注)①は基本構想(長期的将来ビジョン)のみ、②は基本構想と基本計画(ビジョンを実現するための具体的な施策体系)、③は基本構想と基本計画・実施計画(基本計画で定めた個別具体的な施策)

①総合計画を議決事件として追加しているか比較(表1参照)

総合計画が議決事件として追加されているか、3地域の追加比率の比較は、北海道62%、神奈川県69%、大分県63%と、3地域共に6割～7割が追加されている、又は4割～3割が追加されていないことを示している。

②議会基本条例に着目(表2参照)

総合計画が議決事件として追加されているかを3地域比較すると、北海道は議会基本条例有が82%、無が54%、神奈川県は同条例有は79%、無は38%、大分県は同条例有は73%、無は25%と、北海道は議会基本条例の普及率が低いので、個別条例で総合計画を議決事件とする議会が多かったのに対し、神奈川県と大分県は北海道と逆に、議会基本条例の普及率が高いことから、個別条例による議会が少なかったことを示している。

③人口規模別総合計画の有無の分布(表3参照)

総合計画が議決事件として追加されているかを人口規模別にみると、3地域の人口規模1万人以上で、5万人以上と以下で比較すると、共通に、人口規模5万人以下の方が総合計画を議決事件として追加している議会の比率が高い。このことは、人口規模が大きい議会は総合計画に関心が低いことを示している。また、北海道では、1万人以下の議会では行政が策定した総合計画を議会がチェックすることに関心が低い。

③人口規模別総合計画の範囲の分布(表4参照)

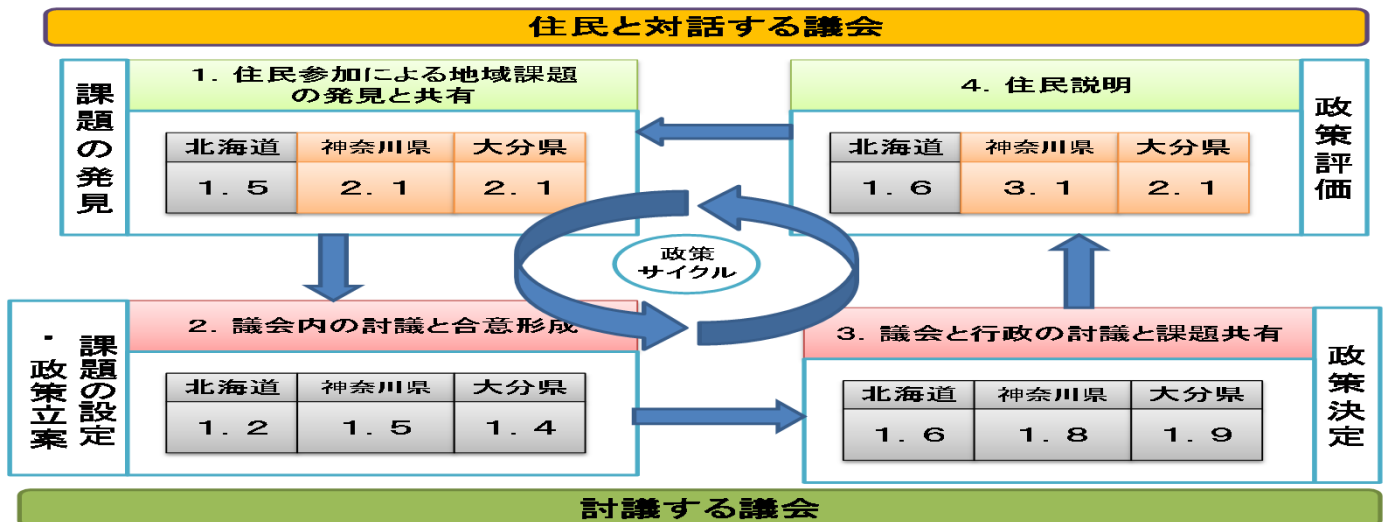
議会の総合計画の議決範囲を比較したところ、神奈川県と大分県は②の基本構想(10又は8年に1度の議決)と基本計画(5又は4年に1度の議決)までを議会の議決(チェック)対象としている比率が59%、58%となっていたのに対し、北海道は10年又は8年に1度の議決となる①基本構想までの比率が50%となっている。このことは、総合計画に対する議会の関与が北海道は薄く、神奈川県と大分県は厚いことを示している。

また、北海道は人口規模5万人以上の議会ではすべて、①の基本構想のみというのも神奈川県と大分県とは異なる傾向を示している。議会は行政のチェック機関という役割を自ら形式化していないか心配である。

3. 評価・検証比較

3-1 全体評価から政策サイクルが回っているか検証

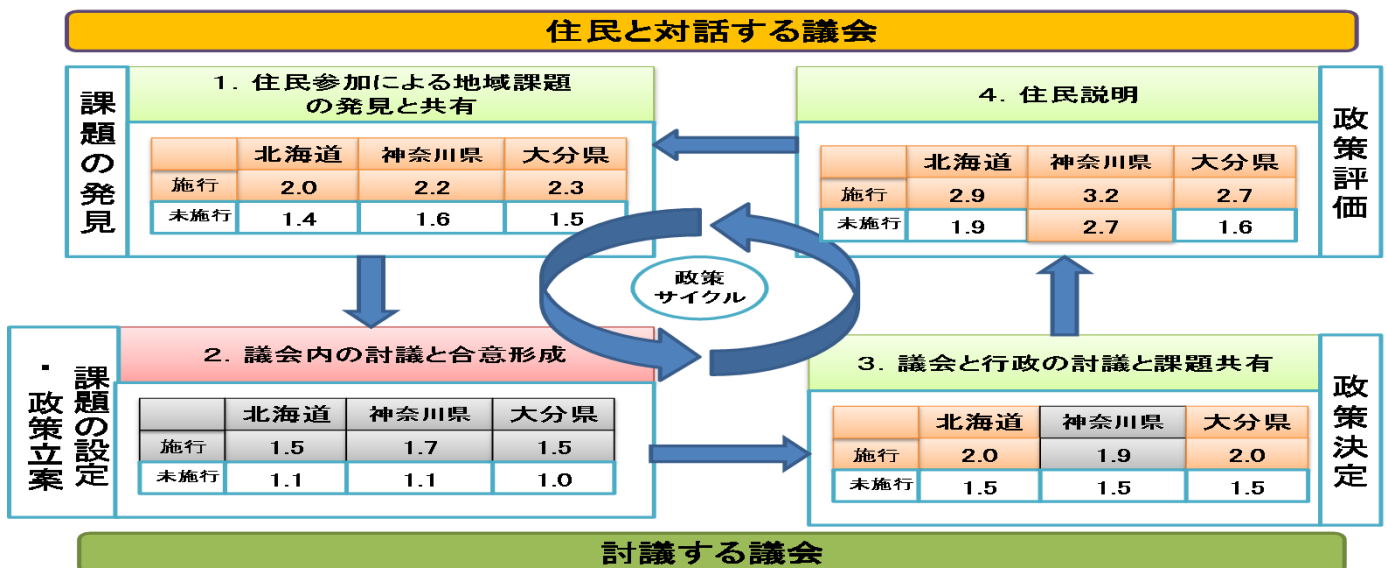
大分県と神奈川県は1と4の対話する議会の政策サイクルは回っている。しかし、2と3の討議する議会の政策サイクルは回っていない。したがって、議会改革が一部しか進んでいないと評価。北海道は1・2・3・4の対話する議会や討議する議会のすべての政策サイクルが回っていない。したがって、議会改革が進んでいないと評価。



(注) 評価基準は全体評価を4つの中間指標ごとに、評価1は「行っていない」、評価2以上(検討中以上)は「行っている」と評価し、政策サイクルのどの中間指標が行われているかを判定する。

3-2 議会基本条例施行の効果検証

大分県・北海道は1・4・3の政策サイクルが回っているが、2の政策サイクルは回っていない。神奈川県は1・4の政策サイクルが回っているが、2・3の政策サイクルは回っていない。いずれも、議会改革が一部しか進んでいないと評価。議会基本条例が施行されている議会は、施行されていない議会より議会改革が実現している。

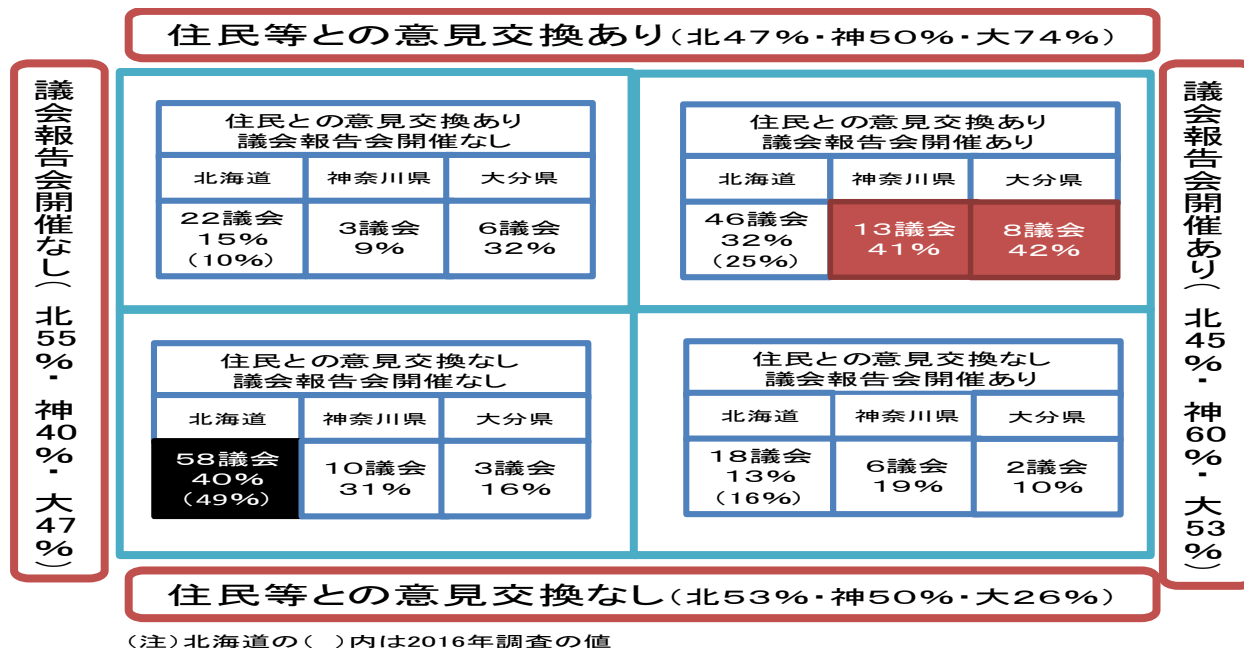


(注) 施行議会と未施行議会に分類し、4つの中間指標ごとに、評価1は「行っていない」、評価2以上(検討中以上)は「行っている」と評価し、政策サイクルのどの中間指標が行われているかを判定した。

3-3 クロス分析(対話する議会・討議する議会)から見る課題

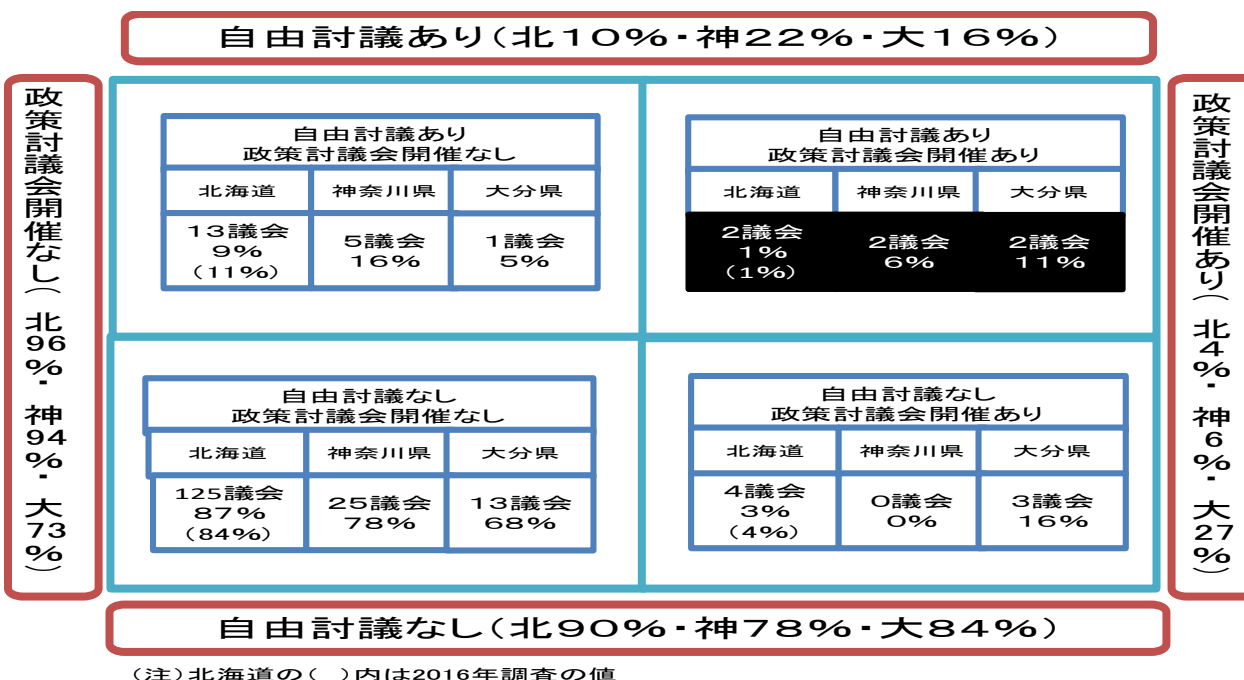
(1) 住民と対話する議会

- ① 神奈川県・大分県は「対話する議会」になっている。北海道は「対話する議会」になっていない。
- ② 対話する議会が「弁明のための対話」から「政策づくりのための対話」となることが課題



(2) 討議する議会

- ① 北海道・神奈川県・大分県は「討議する議会」になっていない。
- ② 議会が政策をつくる主体であるという意識改革が課題



3-4 地方議会の4タイプから見る課題

(1) 北海道内議会の課題は、①寝たきり議会の比率が先駆議会の3倍であること、②議会基本条例無しの試行錯誤議会(49議会34%)が寝たきり議会に転落する可能性があること、③議会基本条例有の試行錯誤議会(23議会16%)が居眠り議会に転落する可能性があることである。

(2) 神奈川県内議会の課題は、①議会基本条例有の試行錯誤議会(12議会38%)が居眠り議会に転落する可能性があること、②議会基本条例無しの試行錯誤議会(4議会12%)が寝たきり議会に転落する可能性があることである。特徴的なことは、居眠り議会(5議会16%)が多いことである。

(3) 大分県内議会の課題は、①議会基本条例有の試行錯誤議会(8議会42%)が居眠り議会に転落する可能性があること、②議会基本条例無しの試行錯誤議会(2議会11%)が寝たきり議会に転落する可能性があることである。特徴的なことは、先駆議会(6議会32%)が多いことである。

2018北海道・神奈川県・大分県内議会の4タイプ

議会タイプ	条例有	対話有	討議有	北海道		神奈川県		大分県	
				議会数	比率	議会数	比率	議会数	比率
先駆議会	○	○	○	12	12%	7	22%	6	32%
	×	○	○	5		0		0	
試行錯誤議会	○	○	×	23	50%	12	50%	8	53%
	×	○	×	46		4		2	
	×	×	○	3		0		0	
居眠り議会	○	×	×	3	2%	5	16%	1	5%
寝たきり議会	×	×	×	52	36%	4	12%	2	10%
計				144	100%	32	100%	19	100%

(注)議会のタイプ

- ・先駆議会とは、議会の活性化(改革)を持続的に取り組んでいる議会
- ・試行錯誤議会とは、議会の活性化(改革)に取り組みながらも一部しか実現できていない議会
- ・居眠り議会とは、議会の活性化(改革)に意欲をなくした議会
- ・寝たきり議会とは、議会の活性化(改革)に無関心な議会

3-5 北海道・神奈川県・大分県内議会の課題

(1) 北海道内議会の課題

市議会、議会の議決経緯の弁明のための「対話する議会」(⑩議会報告会の開催、②住民等との意見交換)にはなっているが、住民を議会改革の協力者とする「対話する議会」(⑪議会モニター)にはなっていないこと、また、政策づくりを「討議する議会」には政策づくりの項目がほとんど行われていないことが課題である。(⑤⑦⑩⑪)

町村議会は、一部の先駆議会と寝たきり議会との二極化と固定化が進行していることが課題である。

今起きていることは、「対話する議会」の性格が「弁明」から本来の「政策づくりのための対話」に変わろうとしている。

(2) 神奈川県内議会と大分県内議会共通の課題

市・町村議会共に弁明のための「対話する議会」にはなっているが、政策づくりのための「討議する議会」や住民を巻き込んだ「対話する議会」にはなっていないという課題がある。

①市の評価に見る制度実施状況(実施の議会数)

各市の計画に関する制度実施状況（実施の議会数）																			
対象	項目	議会数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
			対話する議会			討議する議会								対話する議会					
			住民参加			議会内の討議			議会と行政の討議					住民説明					
			請願陳情者の説明	住民等との意見交換	傍聴者の発言	議員間の自由討議	調査機関又は附属機関の設置	議会事務局体制の充実	通年議会の実施	一問一答方式	反問	政策討議会	事務事業評価	傍聴者への資料提供	議会中継	議会日程の広報	賛否の公開	議会報告会の開催	議会モニター
北海道	行っている議会数	35	11	19	0	5	0	5	1	29	2	2	0	17	24	31	20	18	1
	行っている比率		31%	54%	0%	14%	0%	14%	3%	83%	6%	6%	0%	49%	69%	89%	57%	51%	3%
神奈川県	行っている議会数	18	11	5	0	4	0	6	3	16	2	2	1	14	18	18	18	9	1
	行っている比率		61%	28%	0%	22%	0%	33%	17%	89%	11%	11%	6%	78%	100%	100%	100%	50%	6%
大分県	行っている議会数	14	7	10	0	3	0	3	0	14	2	4	3	6	12	11	13	8	1
	行っている比率		50%	71%	0%	21%	0%	21%	0%	100%	14%	29%	21%	43%	86%	79%	93%	57%	7%

②町村の評価に見る制度実施状況(実施の議会数)

対象	項目	議会数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
			対話する議会			討議する議会								対話する議会					
			住民参加			議会内の討議			議会と行政の討議					住民説明					
			請願陳情者の説明	住民等との意見交換	傍聴者の発言	議員間の自由討議	調査機関又は附属機関の設置	議会事務局体制の充実	通年議会の実施	一問一答方式	反問	政策討議会	事務事業評価	傍聴者への資料提供	議会中継	議会日程の広報	賛否の公開	議会報告会の開催	議会モニター
北海道	行っている議会数	108	9	48	0	11	2	3	8	89	7	4	4	64	34	48	37	46	8
	行っている比率		8%	44%	0%	10%	2%	3%	7%	82%	6%	4%	4%	59%	31%	44%	34%	43%	7%
神奈川県	行っている議会数	13	6	10	0	3	0	2	2	13	1	0	0	12	7	11	13	10	0
	行っている比率		46%	77%	0%	23%	0%	15%	15%	100%	8%	0%	0%	92%	54%	85%	100%	77%	0%
大分県	行っている議会数	4	0	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	1	0	3	1	2	0
	行っている比率		0%	75%	0%	0%	0%	0%	0%	75%	0%	0%	0%	25%	0%	75%	25%	50%	0%

③全体評価に見る制度実施状況(実施の議会数)

対象	項目	対話する議会																
		対話する議会			討議する議会								対話する議会					
		住民参加			議会内の討議			議会と行政の討議					住民説明					
		請願陳情者の説明	住民等との意見交換	傍聴者の発言	議員間の自由討議	調査機関又は附属機関の設置	議会事務局体制の充実	通年議会の実施	一問一答方式	反問	政策討議議会	事務事業評価	傍聴者への資料提供	議会中継	議会日程の広報	賛否の公開	議会報告会の開催	議会モニター
北海道	行っている議会数	20	68	0	16	2	9	9	118	9	6	4	82	59	80	57	64	9
	行っている比率	14%	47%	0%	11%	1%	6%	6%	82%	6%	4%	3%	57%	41%	56%	40%	44%	6%
神奈川県	行っている議会数	18	16	0	7	0	9	5	29	4	2	1	27	26	30	32	20	1
	行っている比率	56%	50%	0%	22%	0%	28%	16%	91%	13%	6%	3%	84%	81%	94%	100%	63%	3%
大分県	行っている議会数	7	14	0	3	0	4	0	18	2	5	3	7	13	15	15	10	1
	行っている比率	37%	74%	0%	16%	0%	21%	0%	95%	11%	26%	16%	37%	68%	79%	79%	53%	5%

1. 集計データ

2018大分県内自治体議会の活性化に関する環境調査集計表

[illegible]

2018議会の活性化に関する環境調査集計表

NO	自治体	3. 行政・議会の課題共有と討議														4. 住民説明																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		問7	議7	問8	議8	問9	議9	問10	議10	議11	議12	議13	議14	議15	議16	議17	議18	議19	議20	議21	議22	議23	議24	議25	議26	議27	議28	議29	議30	議31	議32	議33	議34	議35	議36	議37	議38	議39	議40	議41	議42	議43	議44	議45	議46	議47	議48	議49	議50	議51	議52	議53	議54	議55	議56	議57	議58	議59	議60	議61	議62	議63	議64	議65	議66	議67	議68	議69	議70	議71	議72	議73	議74	議75	議76	議77	議78	議79	議80	議81	議82	議83	議84	議85	議86	議87	議88	議89	議90	議91	議92	議93	議94	議95	議96	議97	議98	議99	議100	議101	議102	議103	議104	議105	議106	議107	議108	議109	議110	議111	議112	議113	議114	議115	議116	議117	議118	議119	議120	議121	議122	議123	議124	議125	議126	議127	議128	議129	議130	議131	議132	議133	議134	議135	議136	議137	議138	議139	議140	議141	議142	議143	議144	議145	議146	議147	議148	議149	議150	議151	議152	議153	議154	議155	議156	議157	議158	議159	議160	議161	議162	議163	議164	議165	議166	議167	議168	議169	議170	議171	議172	議173	議174	議175	議176	議177	議178	議179	議180	議181	議182	議183	議184	議185	議186	議187	議188	議189	議190	議191	議192	議193	議194	議195	議196	議197	議198	議199	議200	議201	議202	議203	議204	議205	議206	議207	議208	議209	議210	議211	議212	議213	議214	議215	議216	議217	議218	議219	議220	議221	議222	議223	議224	議225	議226	議227	議228	議229	議230	議231	議232	議233	議234	議235	議236	議237	議238	議239	議240	議241	議242	議243	議244	議245	議246	議247	議248	議249	議250	議251	議252	議253	議254	議255	議256	議257	議258	議259	議260	議261	議262	議263	議264	議265	議266	議267	議268	議269	議270	議271	議272	議273	議274	議275	議276	議277	議278	議279	議280	議281	議282	議283	議284	議285	議286	議287	議288	議289	議290	議291	議292	議293	議294	議295	議296	議297	議298	議299	議300	議301	議302	議303	議304	議305	議306	議307	議308	議309	議310	議311	議312	議313	議314	議315	議316	議317	議318	議319	議320	議321	議322	議323	議324	議325	議326	議327	議328	議329	議330	議331	議332	議333	議334	議335	議336	議337	議338	議339	議340	議341	議342	議343	議344	議345	議346	議347	議348	議349	議350	議351	議352	議353	議354	議355	議356	議357	議358	議359	議360	議361	議362	議363	議364	議365	議366	議367	議368	議369	議370	議371	議372	議373	議374	議375	議376	議377	議378	議379	議380	議381	議382	議383	議384	議385	議386	議387	議388	議389	議390	議391	議392	議393	議394	議395	議396	議397	議398	議399	議400	議401	議402	議403	議404	議405	議406	議407	議408	議409	議410	議411	議412	議413	議414	議415	議416	議417	議418	議419	議420	議421	議422	議423	議424	議425	議426	議427	議428	議429	議430	議431	議432	議433	議434	議435	議436	議437	議438	議439	議440	議441	議442	議443	議444	議445	議446	議447	議448	議449	議450	議451	議452	議453	議454	議455	議456	議457	議458	議459	議460	議461	議462	議463	議464	議465	議466	議467	議468	議469	議470	議471	議472	議473	議474	議475	議476	議477	議478	議479	議480	議481	議482	議483	議484	議485	議486	議487	議488	議489	議490	議491	議492	議493	議494	議495	議496	議497	議498	議499	議500	議501	議502	議503	議504	議505	議506	議507	議508	議509	議510	議511	議512	議513	議514	議515	議516	議517	議518	議519	議520	議521	議522	議523	議524	議525	議526	議527	議528	議529	議530	議531	議532	議533	議534	議535	議536	議537	議538	議539	議540	議541	議542	議543	議544	議545	議546	議547	議548	議549	議550	議551	議552	議553	議554	議555	議556	議557	議558	議559	議560	議561	議562	議563	議564	議565	議566	議567	議568	議569	議570	議571	議572	議573	議574	議575	議576	議577	議578	議579	議580	議581	議582	議583	議584	議585	議586	議587	議588	議589	議590	議591	議592	議593	議594	議595	議596	議597	議598	議599	議600	議601	議602	議603	議604	議605	議606	議607	議608	議609	議610	議611	議612	議613	議614	議615	議616	議617	議618	議619	議620	議621	議622	議623	議624	議625	議626	議627	議628	議629	議630	議631	議632	議633	議634	議635	議636	議637	議638	議639	議640	議641	議642	議643	議644	議645	議646	議647	議648	議649	議650	議651	議652	議653	議654	議655	議656	議657	議658	議659	議660	議661	議662	議663	議664	議665	議666	議667	議668	議669	議670	議671	議672	議673	議674	議675	議676	議677	議678	議679	議680	議681	議682	議683	議684	議685	議686	議687	議688	議689	議690	議691	議692	議693	議694	議695	議696	議697	議698	議699	議700	議701	議702	議703	議704	議705	議706	議707	議708	議709	議710	議711	議712	議713	議714	議715	議716	議717	議718	議719	議720	議721	議722	議723	議724	議725	議726	議727	議728	議729	議730	議731	議732	議733	議734	議735	議736	議737	議738	議739	議740	議741	議742	議743	議744	議745	議746	議747	議748	議749	議750	議751	議752	議753	議754	議755	議756	議757	議758	議759	議760	議761	議762	議763	議764	議765	議766	議767	議768	議769	議770	議771	議772	議773	議774	議775	議776	議777	議778	議779	議780	議781	議782	議783	議784	議785	議786	議787	議788	議789	議790	議791	議792	議793	議794	議795	議796	議797	議798	議799	議800	議801	議802	議803	議804	議805	議806	議807	議808	議809	議810	議811	議812	議813	議814	議815	議816	議817	議818	議819	議820	議821	議822	議823	議824	議825	議826	議827	議828	議829	議830	議831	議832	議833	議834	議835	議836	議837	議838	議839	議840	議841	議842	議843	議844	議845	議846	議847	議848	議849	議850	議851	議852	議853	議854	議855	議856	議857	議858	議859	議860	議861	議862	議863	議864	議865	議866	議867	議868	議869	議870	議871	議872	議873	議874	議875	議876	議877	議878	議879	議880	議881	議882	議883	議884	議885	議886	議887	議888	議889	議890	議891	議892	議893	議894	議895	議896	議897	議898	議899	議900	議901	議902	議903	議904	議905	議906	議907	議908	議909	議910	議911	議912	議913	議914	議915	議916	議917	議918	議919	議920	議921	議922	議923	議924	議925	議926	議927	議928	議929	議930	議931	議932	議933	議934	議935	議936	議937	議938	議939	議940	議941	議942	議943	議944	議945	議946	議947	議948	議949	議950	議951	議952	議953	議954	議955	議956	議957	議958	議959	議960	議961	議962	議963	議964	議965	議966	議967	議968	議969	議970	議971	議972	議973	議974	議975	議976	議977	議978	議979	議980	議981	議982	議983	議984	議985	議986	議987	議988	議989	議990	議991	議992	議993	議994	議995	議996	議997	議998	議999	議1000	議1001	議1002	議1003	議1004	議1005	議1006	議1007	議1008	議1009	議1010	議1011	議1012	議1013	議1014	議1015	議1016	議1017	議1018	議1019	議1020	議1021	議1022	議1023	議1024	議1025	議1026	議1027	議1028	議1029	議1030	議1031	議1032	議1033	議1034	議1035	議1036	議1037	議1038	議1039	議1040	議1041	議1042	議1043	議1044	議1045	議1046	議1047	議1048	議1049	議1050	議1051	議1052	議1053	議1054	議1055	議1056	議1057	議1058	議1059	議1060	議1061	議1062	議1063	議1064	議1065	議1066	議1067	議1068	議1069	議1070	議1071	議1072	議1073	議1074	議1075	議1076	議1077	議1078	議1079	議1080	議1081	議1082	議1083	議1084	議1085	議1086	議1087	議1088	議1089	議1090	議1091	議1092	議1093	議1094	議1095	議1096	議1097	議1098	議1099	議1100	議1101	議1102	議1103	議1104	議1105	議1106	議1107	議1108	議1109	議1110	議1111	議1112	議1113	議1114	議1115	議1116	議1117	議1118	議1119	議1120	議1121	議1122	議1123	議1124	議1125	議1126	議1127	議1128	議1129	議1130	議1131	議1132	議1133	議1134	議1135	議1136	議1137	議1138	議1139	議1140	議1141	議1142	議1143	議1144	議1145	議1146	議1147	議1148	議1149	議1150	議1151	議1152	議1153	議1154	議1155	議1156	議1157	議1158	議1159	議1160	議1161	議1162	議1163	議1164	議1165	議1166	議1167	議1168	議1169	議1170	議1171	議1172	議1173	議1174	議1175	議1176	議1177	議1178	議1179	議1180	議1181	議1182	議1183	議1184	議1185	議1186	議1187	議1188	議1189	議1190	議1191	議1192	議1193	議1194	議1195	議1196	議1197	議1198	議1199	議1200	議1201	議1202	議1203	議1204	議1205	議1206	議1207	議1208	議1209	議1210	議1211	議1212	議1213	議1214	議1215	議1216	議1217	議1218	議1219	議1220	議1221	議1222	議1223	議1224	議1225	議1226	議1227	議1228	議1229	議1230	議1231	議1232	議1233	議1234	議1235	議1236	議1237	議1238	議1239	議1240	議1241	議1242	議1243	議1244	議1245	議1246	議1247	議1248	議1249	議1250	議1251	議1252	議1253	議1254	議1255	議1256	議1257	議1258	議1259	議1260	議1261	議1262	議1263	議1264	議1265	議1266	議1267	議1268	議1269	議1270	議1271	議1272	議1273	議1274	議1275	議1276	議1277	議1278	議1279	議1280	議1281	議1282	議1283	議1284	議1285	議1286	議1287	議1288	議1289	議1290	議1291	議1292	議1293	議1294	議1295	議1296	議1297	議1298	議1299	議1300	議1301	議1302	議1303	議1304	議1305	議1306	議1307	議1308	議1309	議1310	議1311	議1312	議1313	議1314	議1315	議1316	議1317	議1318	議1319	議1320	議1321	議1322	議1323	議1324	議1325	議1326	議1327	議1328	議1329	議1330	議1331	議1332	議1333	議1334	議1335	議1336	議1337	議1338	議1339	議1340	議1341	議1342	議1343	議1

2. 調査票

2018 自治体議会を活性化するための環境整備に関する調査（大分県）

自治体議会名	議会
--------	----

ご記入日	H 3 0 年 月 日	
ご回答対象部局		
ご回答記入者 職位・氏名		
ご連絡先	電話番号	
	メールアドレス	

議会等基礎情報

定数（現在）	人	その内女性議員の人数	人
定数見直し有無	有・無	見直し前定数	人
会派の有無選択	有・無	会派の数	会派
平均年齢	歳	議員の議員報酬月額①	円
議員期末手当②	円	議員報酬年額（①×12+②）	円
政務活動費（有無選択）	有・無	有の場合政務活動費の額	万円/人・月
次回選挙予定年月	H 年 月	過去4年間の選挙の有無	有・無（無投票）
議会基本条例	施行済み ・ 検討中 ・ 未施行		
自治基本条例	施行済み ・ 検討中 ・ 未施行		

1. 住民参加による地域課題の発見と共有

問1 請願・陳情提出者による提案説明

請願又は陳情の審査を行う際に、紹介議員ではなく、提出者が希望した場合、本会議又は委員会直接説明することを認めていますか。（H29.4～30.3の期間）

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、請願又は陳情提出者による委員会等での直接説明の実績がある
	4	
	3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ（要綱含む。）により、請願又は陳情提出者による委員会等での直接説明の実績がある
	2	検討中
	1	認めていない（条例規則等の規定はあるが、実績はない）
【補足説明欄】		

補足設問（上記項番3・5を選択した議会）

●請願・陳情者の説明事案の実績（実施事例内容）を補足説明欄にご記入下さい。

（注）上記項番3・5を選択した議会は実績を補足説明欄にご記入がない場合は選択欄が変更になります。

補足設問

1. 請願（提出された請願は、所管常任委員会に審査を付託し、その審査の結果を本会議に報告し、議会としての採択、不採択の決定をします）と陳情（基本的には陳情は審議せず、議員への配布にとどめる）の扱いを異にしておりますか。
☐①はい（陳情は一律に議員への配布のみとし、請願と異なる扱いにしている）
☐②いいえ（陳情は議会運営委員会での協議によって、請願に準じた取り扱いをするか、議員に参考配付とするか決定しているので、陳情も請願と同じ扱いにしているものもある）
2. H29.4～30.3の期間、採択され、首長その他の執行機関に送付された請願・陳情のその後の扱いについて、議会から処理の経過及び結果の報告を請求することができますが、行っておりますか。
☐①はい（行っている）
☐②いいえ（行っていない）

問2 住民等との意見交換

議員個人・会派主催ではなく、議会や委員会等主催の住民・住民団体・NPOとの直接意見交換を実施し、政策課題の発掘を行っていますか。（H29.4～30.3の期間）

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、直接住民等との意見交換を年1回以上実施し、さらに、 <u>政策課題を政策提言にまとめ、首長に提出している</u>
	4	条例規則の規定に基づき、直接住民等との意見交換を年1回実施している
	3	申し合わせ(要綱含む。)により、直接意見交換を実施している
	2	検討中
	1	実施していない（条例規則等の規定はあるが、実施していない）
【補足説明欄】		

- (注1) 上記項番3～5を選択した議会は、住民等との意見交換の実績が下の補足設問にご記入がない場合は選択欄が変更になります。5を選択した議会は政策提言内容等を補足説明欄にご記入願います。
- (注2) 議会の議決・審議結果の報告が主たる目的である議会報告会等は、この設問では対象外とします。（→問16）なお、意見交換と議会報告会を同時に行っている場合は比率の高い方で評価願います。
- (注3) 上記項番1～2を選択した議会は、住民と直接意見交換する場（地域課題を議会と住民等が意見交換する場）を設ける上で課題となっていることがあれば、補足説明欄にご記入ください。

補足設問

1. 上記項番3～5を選択した議会は、H29.4～30.3の期間に住民等との意見交換の実施回数と対象団体・テーマをご記入下さい。

	実施回数	回		
1	対象団体		テーマ	

2	対象団体		テーマ	
3	対象団体		テーマ	

2. H29.4～30.3の期間、議会主催による地域課題発掘のための住民へのアンケート調査を行いましたか。

- ☐①行っている (案件：)
(活用内容：)
☐②行っていない

問3 傍聴者の発言

本会議又は委員会、問1の請願・陳情者の直接説明以外に、傍聴者（住民）が発言することを認めていますか。（H29.4～30.3の期間）

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき認めており、実際に傍聴者の発言の実績がある
	4	
	3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、認めており、傍聴者の発言の実績がある
	2	検討中
	1	認めていない（条例規則等の規定はあるが、実施していない）
【補足説明欄】		

(注) 上記項番3・5を選択した議会は、傍聴者の発言内容を補足説明欄にご記入願います。
なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

補足設問（上記項番3・5を選択した議会）

- ①傍聴者数の公表（広報誌等） ☐有 ・ ☐無 ②手話通訳（事前予約含む） ☐有 ・ ☐無
③議会委員会傍聴規程の有無 ☐有 ・ ☐無

2. 議会内の討議と合意形成

問4 首長提案の議案等に対する議員間の討議(自由討議)により議会としての意思決定

全員協議会等において、首長提案の議案及び議員提案の議案並びに請願又は陳情等で提起された住民課題を採決の前にいったん止め、議員間討議（自由討議）により、議会意思を決める合意形成を図っていますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき全員協議会等で、議員間（自由）討議を行い、議会としての意思を決めている
	4	
	3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、全員協議会等で、議員間（自由）討議を行い、議会としての意思を決めている
	2	検討中
	1	行っていない（条例規則等の規定はあるが、実施していない）

【補足説明欄】

(注1) 上記項番3・5を選択した議会は、全員協議会等で議会としての意思決定をした事例を補足説明欄にご記入願います。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

(注2) 上記項番1～2を選択した議会は、採決の前に議員間の討議(自由討議)を行う上で課題となっていることがあれば、補足説明欄にご記入ください。

補足設問

(なかった場合には「0」件とご記入願います)

1. H29.4～30.3の期間、首長提案の議案(直接請求は除く)の内、①議会によって否決された議案と、②首長等が一度提出した後、議会・議員の意見等により、提出者が自ら取り下げ、再提出(誤字等以外の修正)後、可決された議案は、何件ありましたか。

①否決された件数 () 件 ②再提出後可決された件数 () 件

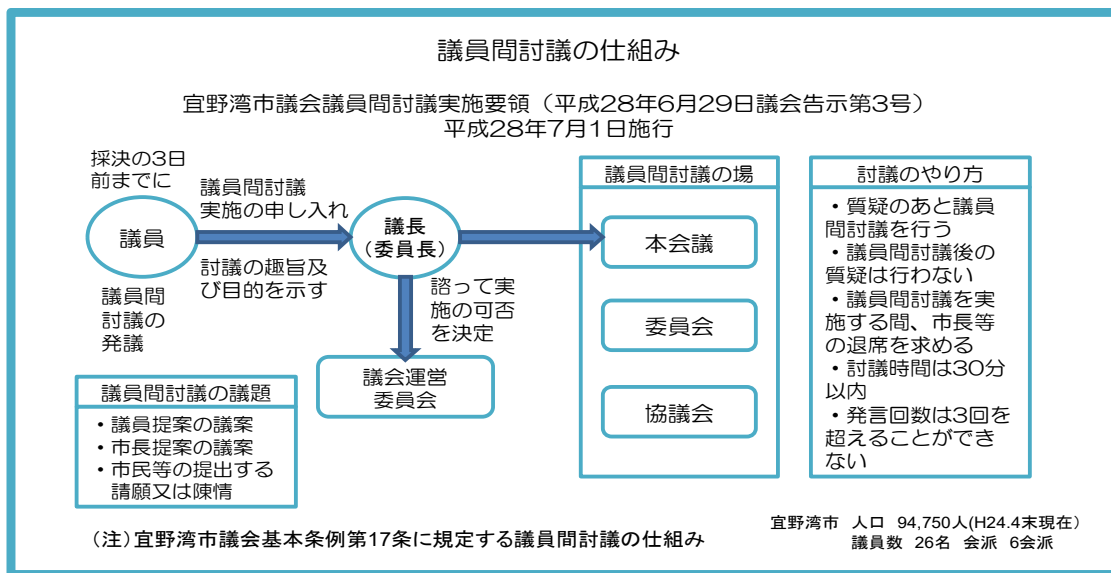
2. H29.4～30.3の期間、首長提案の議案(直接請求は除く)に対する議員による修正案の提出(うち、可決した修正案)は、何件ありましたか。

①提出された修正案の件数 () 件 ②可決された修正案の件数 () 件

3. H29.4～30.3の期間、議会として政策提言を行いましたか。行った政策提言の内容等について下欄にご記入願います。

時 期	政策提言の内容

(参考) 議員間討議の仕組み例(沖縄県宜野湾市議会の例)



宜野湾市議会基本条例第17条

(議員間の討議による合意形成)

第17条 議会は、言論の府であることを認識し、議員相互間の自由な討議を中心とした運営に努めるものとする。

2 議会は、本会議及び委員会において、議案等を審議し結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて議員相互間において議論を尽くすよう努めるものとする。

問5 調査機関又は附属機関の設置

議会として、住民の政策課題を議会として調査・把握するための調査機関又は附属機関を設置していますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、 <u>議員のほか公募市民を含めた</u> 調査機関又は附属機関を設置している
	4	条例規則の規定に基づき、 <u>議員のみによる</u> 調査機関又は附属機関を設置している
	3	議長の裁量や要綱等により、調査機関又は附属機関を設置している
	2	検討中
	1	設置していない（条例規則等の規定はあるが、実施していない）

（注）上記項番3～5を選択した議会は、調査機関又は附属機関名等の具体的な検討内容を補足説明欄にご記入ください。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

補足設問

1. 上記項番3～5を選択した議会は、H27.4～28.3の期間の調査機関又は附属機関の議員の人数、公募市民の人数をご記入ください。

①議員人数（ 人） ②公募市民人数（ 人）

2. H29.4～30.3の期間、地方自治法100条の2に基づく専門的知見の活用（調査機関又は附属機関の設置を除く）を具体的に行いましたか。

☐①行っている（ 件：（事例） ）
☐②行っていない

3. H29.4～30.3の期間、公聴会の開催や、参考人招致を行いましたか。

☐①行っている（ 件（公聴会）：（事例） ）
（ 件（参考人）：（事例） ）
☐②行っていない

4. H29.4～30.3の期間、議員又は委員会が提出した政策的な条例案（政策立案）（議会や議員に係わるもの、例えば、議会基本条例、議員定数、報酬、政務調査費、会議規則、委員会条例などを除く）の件数（内、可決された条例の件数）と具体的な条例案名等をご記入願います。（なかった場合には「0」件とご記入ください）なお、既存の政策的な条例の改正案及び廃止案を含む。

①提出された条例案（ ）件 ②可決された条例案（ ）件

③具体的な条例案名と議決態様（可決、否決、継続等）をご記入ください。

条例案名		議決態様	
条例案名		議決態様	

問6 議会事務局体制の充実

法務担当職員、調査担当職員を議会事務局に配置していますか。

選択	項番	内 容
	5	法務担当職員(専任)及び調査担当職員(専任)をそれぞれ議会事務局に配置している
	4	法務担当職員(首長部局兼任)及び調査担当職員(専任)をそれぞれ議会事務局に配置している
	3	調査担当職員(専任)を議会事務局に配置している(当該調査担当職員(専任)が法務担当を兼務する場合を含む)
	2	法務担当職員(専任又は兼任)、調査担当職員(専任)の議会事務局への配置を検討中
	1	法務担当職員(専任又は兼任)、調査担当職員(専任)を議会事務局に配置しておらず、今後の配置についても検討していない
【補足説明欄】		

補足設問

議会事務局体制を補う施策として取組んでいることがあれば、補足説明欄にご記入願います。議会事務局の人数等 (H30. 4. 1 現在でご記入ください)

職員数	人	(内訳) 専任	人	兼任	人	臨時	人
兼務内容							
図書室(図書コーナー)の設置の有無		図書室有		図書コーナー有		なし	
議会事務局の課題をご記入願います							

3. 行政と議会の課題共有と討議

問7 通年議会の実施

通年議会を実施していますか。

選択	項番	内 容
	5	議会会議条例等の条例規定により、通年議会として実施している
	4	
	3	議会の議決により、通年議会を実施している
	2	実施について検討中
	1	実施していない
【補足説明欄】		

補足設問

上記項番5を選択した議会は、通年議会の根拠を選択下さい。

- ☐①地方自治法第102条第2項(定例会の招集回数を年1回とし、かつ、その会期を運用で通年とする)
- ☐②地方自治法第102条の2第1項(会期を通年とする)

問 8 一問一答方式の導入状況

本会議の一般質問、代表質問で、一問一答方式を導入していますか。(H29.4～30.3の期間)

選択	項番	内 容
	5	<u>条例規則の規定に基づき</u> 、代表質問（一般質問）で一問一答方式を実施している
	4	
	3	<u>議長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)</u> により、代表質問（一般質問）で一問一答方式を実施している
	2	導入を検討中
	1	導入していない（実施していない）
【補足説明欄】		

(注) 一問一答方式の例として、議員①②③の質問、執行機関①②③の答弁、議員①の再質問
執行機関①の再答弁、繰り返し②、③へ

補足設問

①一問一答方式ではないが、一括質問・一括答弁以外の質問・答弁方法を導入している場合は、その内容について補足説明欄にご記入ください。

②質問の制限

☐①回数制限あり ☐②回数制限なし ☐③時間制限あり ☐時間制限なし

問 9 執行部の反問

議員の質問、質疑に対する首長等の反問が行われていますか。(H29.4～30.3の期間)

選択	項番	内 容
	5	<u>条例規則の規定に基づき</u> 、反問が行われた
	4	
	3	<u>申し合わせ(要綱含む。)</u> により、反問が行われた
	2	検討中
	1	認めていない（条例規則等の規定があるが、反問は行われていない）
【補足説明欄】		

補足設問（上記項番 3・5 を選択した議会）

反問を行使された具体的 1 事例を補足説明欄にご記入ください。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

重要な政策課題に対し、議会として政策討議を行い、課題（認識）の共有、政策形成を目的とした政策討議会を開催し、首長への政策提言、又は政策立案を行っていますか。

(注1) 上記項番3・5を選択した議会は、H29.4～30.3の期間における政策討議会の具体的な内容(テーマ・開催実績等)と政策提言等を補足説明欄にご記入ください。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

1. H29.4～30.3の期間、上記項番3・5を選択した議会は、政策討議会を実施したのはどこで実施したのかをお答えください。

- (参考) 政策討議会の仕組み例 (沖縄県宜野湾市議会の例)



宜野湾市議会基本条例

(政策討議)

第18条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、認識の共有及び合意形成を図り、もって政策立案、政策提案及び政策提言を推進するため、政策討議の場を設けるものとする。

《用語解説》 ※19 政策討議会

市政に関する重要な政策や課題に対して、議員間での認識の共有や合意形成を図り、もって政策提案や政策提言を行っていくために、議員相互間で討議を行うための会議のことを言います。

問 1 1 議会が評価主体となる議会評価（事務事業評価等）の実施

議会が評価主体となり、事務事業評価等の行政の評価を行っていますか。さらに、政策評価を基に政策提言（政策形成サイクル）を行っていますか。

選択	項番	内 容
	5	<u>条例規則の規定に基づき、議会が決算審査時に政策評価（事務事業評価等）を行い、評価結果を次年度の予算に反映させる政策提言を行っている</u>
	4	<u>条例規則の規定に基づき、議会が決算審査時に政策評価（事務事業評価等）を行い、結果を公表している</u>
	3	<u>申し合わせ(要綱含む。)により、議会が決算審査時に政策評価（事務事業評価等）を行い、結果を公表している</u>
	2	検討中
	1	議会が評価主体となる評価は行っていない
【補足説明欄】		

(注) 上記項番 3～5 を選択した議会は、H29. 4～30. 3 の期間、政策評価の取組事例や政策提言の内容等を補足説明欄にご記入ください。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

4. 住民説明

問 1 2 傍聴者への資料提供

傍聴者に対し、傍聴時に議案本文（議案書）や、議案審議に用いる資料として議員に配付されている会議資料（議案説明資料、委員会資料等）の提供（貸与を含む。）を行っていますか（H29. 4～30. 3 の期間の実績をお答えください）。

選択	項番	内 容
	5	傍聴者へは、 <u>本会議及び委員会</u> において、議員に配布されているものと同じ資料の <u>すべて</u> を提供している
	4	傍聴者へは、 <u>本会議</u> において、議員に配布されているものと同じ資料の <u>すべて</u> を提供している
	3	傍聴者へは、議員に配布されている資料の <u>一部</u> を提供している
	2	<u>傍聴者用に用意した資料</u> （日程表、議案一覧、議員質問項目等）を提供している

	1	傍聴者への資料提供は行っていない
【補足説明欄】		

補足設問（上記項番 2～5 を選択した議会）

H29. 4～30. 3 の期間、会議資料をホームページで提供しているか、お答えください。

☐①行っている ☐②行っていない

問 1 3 会議のインターネット（CATVを含む）によるライブ中継

会議のライブ中継を行っていますか(H29. 4～30. 3 の期間の実績をお答えください)。

選択	項番	内 容
	5	本会議及び <u>すべての</u> 委員会(常任・特別・議会運営委員会)のライブ中継及びオンデマンド配信を行っている
	4	本会議及び <u>すべての</u> 委員会(常任・特別・議会運営委員会)のライブ中継を行っている
	3	本会議のみライブ中継を行っている
	2	検討中
	1	行っていない
【補足説明欄】		

(注) オンデマンド配信とは、ライブ中継ではなく、見たい時に随時動画記録を見ることが出来る方式のこと

問 1 4 本会議・委員会の議会日程等の広報

本会議・委員会の議会日程等の事前予告等を自治体のホームページで広報していますか(H29. 4～30. 3 の期間の実績をお答えください)。

選択	項番	内 容
	5	ホームページで、本会議・委員会の議会日程・内容・質問議員・質問項目（予定）の事前予告のほか、本会議・委員会開催 <u>前</u> に、議案本文（議案書）も閲覧できる
	4	ホームページで、本会議・委員会の議会日程・内容・質問議員・質問項目（予定）の事前予告のほか、本会議・委員会開催 <u>後</u> 、議案本文（議案書）も閲覧できる
	3	ホームページで、本会議・委員会の議会日程・内容・質問議員・質問項目（予定）の事前予告が閲覧できる
	2	ホームページで、本会議・委員会の議会日程・内容（予定）の事前予告が閲覧できる
	1	ホームページで、本会議・委員会の議会日程・内容（予定）の事前予告等を一切広報していない

【補足説明欄】

問 1 5 議案に対する賛否の公開

起立等による表決を行った議案に対する賛否（各議員又は会派の対応、採決態度）を議会広報又は自治体のホームページで公開していますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、すべての議案について、 <u>各議員個別の賛否</u> を公開している
	4	条例規則の規定に基づき、すべての議案について、 <u>会派単位</u> の賛否を公開している
	3	申し合わせ(要綱含む。)により、会派単位又は各議員個別の賛否を公開している
	2	検討中
	1	議案に対する賛否は公開していない
【補足説明欄】		

(注 1) 表決結果（可決・否決）や内容（全会一致・賛成多数等）ではなく、議案に対して各議員、各会派が賛成したのか、反対したのかの公開状況について、お答えください。また、会派が統一行動をとらなかった場合や当日欠席等の場合に、その議員名が公開されている場合は、「各議員個別の賛否を公開している」に該当します。

(注 2) 上記項番 3～5 を選択した議会は、補足設問にご記入ください。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

補足設問（上記項番 3～5 を選択した議会のみ回答）

- H29. 4～30. 3 の期間の議案に対する賛否の公開についてお答えください。
（ ☐①会派単位 ・ ☐②議員個別 ）
- 賛否の公開媒体
（ ☐①議会広報 ・ ☐②ホームページ ）

問 1 6 議会の審議結果状況の報告の場（議会報告会等）

議員個人・会派主催ではなく、議会や委員会等主催の議会の審議結果状況の住民への報告の場（議会報告会等）を議会として行なっていますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、議会報告会等を <u>年複数回</u> 行っている
	4	条例規則の規定に基づき、議会報告会等を <u>年 1 回</u> 行っている
	3	申し合わせ(要綱含む。)により、議会報告会等を行っている
	2	検討中

1	設けていない（条例規則等の規定はあるが、実施していない）
【補足説明欄】	

（注1）上記項番3～5を選択した議会は、補足設問にご記入ください。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

（注2）上記項番1～2を選択した議会は、議会報告会等を設ける上で課題となっていることがあれば、補足説明欄にご記入ください。

補足設問（上記項番3～5を選択した議会のみ回答）

1. 議会報告会開催要綱等の規程の有無

☐①有 ☐②無

2. H29.4～30.3の期間の議会報告会のパターンについてお答えください。

- ☐①随時意見聴取型（随時テーマを設定し意見聴取を行う）
☐②定期意見聴取型（広く市政・議会運営に関する意見交換を行う）
☐③定期地域個別型（開催地域に関連するテーマを設定し、意見交換を行う）

3. 今、議会報告会が曲がり角に来ていると言われていますが、貴議会が直面する議会報告会の課題（H29.4～30.3）を以下の設問から選択し、お答えください。なお、課題に対する対策を参考文献から（ ）内に入れましたので、参考としてください。

- ☐①報告ばかりで、意見交換の時間が少ない（第1部は報告会、第2部は特定テーマにして「議員と語る会」といった対策がある）
☐②淡々と進んでまるで議会みたいで面白くない（ハプニングがあっても議員《議長》が仕切れる調整力、人間力を付ける）
☐③なぜ、議員自身の意見を聴けないのか（議員が議会の一員として発言することが原則であるが、議員が個人的見解と前置きし、議員の意見を直接伝える場があっても良い）
☐④意見交換した件はその後どうなったのか説明がない（議会報告会を起点とした政策形成サイクルを回す対策がある）

（注）参考文献 「地方議会のズレの構造」 吉田利宏 三省堂 2016.7

4. 議会側と市民側の議会報告会における現在の課題について分けてお答え下さい

議会側の課題	市（町）民側の課題
例）年1回開催のため、議会側からの報告事項が長くなり、住民との意見交換の時間が少ない。	例）町民は首長が行う行政懇談会と議会が行う議会報告会の違いがわからない。

5. H29.4～30.3の議会報告会で議論された政策課題を委員会等で議論を行っていますか。

☐①議論を行っている

（事例： _____ ）

問 1 7 議会モニター制度（議会活動に対する住民による評価）

議会の活動状況等について住民から要望、提言等を聴取し、議会運営等に反映させることで、住民に開かれた議会、身近な議会とするための制度を議会として設けていますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、議会モニターを実施している
	4	
	3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、議会モニターを実施している（試行実施も含む）
	2	検討中
	1	実施していない（条例規則等の規定はあるが、実施していない）
【補足説明欄】		

（注）上記項番 3・5 を選択した議会は、議会モニターからの意見の内容及び改善した事項を補足説明欄及び補足設問にご記入願います。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

補足設問（上記項番 3・5 を選択した議会）

1. モニター 任期： 年、人数： 人、公募： ☐有・☐無 、報酬： ☐有・☐無 、
2. 議会モニターの主な役割（該当部分を選択願います）
 - ☐①会議を傍聴し、議会運営に関する意見を文書により提出（アンケート方式含む）
 - ☐②議会だより及びホームページに関する意見を文書により提出
 - ☐③議会議員との意見交換（年何回： 回）
 - ☐④その他（ ）

5. その他

問 1 8 議会基本条例の目的が達成されているか検討の実施状況（議会基本条例施行議会のみ対象）

H29. 4～30. 3 の期間、議会基本条例の目的が達成されているか具体的な検討を行いましたか。

- ☐①行っている（☐ a 条例改正実施 ☐ b 条例改正は行わなかった）
- ☐②行っていない

問 1 9 政治倫理条例の制定

政治倫理条例を制定していますか。

- ☐①制定している ☐②制定していない

問 2 0 議決事件の追加

(1) 地方自治法の改正により、基本構想の法的な策定義務が撤廃され、策定及び議会の議決を経かどうかは各自治体の独自の判断に委ねられることとなりましたが、これを受け、地方自治法 96 条 2 項に基づいて、条例により総合計画を議決事件として追加をしていますか。

- ☐①追加している ☐②追加していない

(2) (1)で総合計画を議決事件として追加している場合、議決対象となる総合計画の範囲はどこまでですか。

- ☐①基本構想のみ
☐②基本構想・基本計画
☐③基本構想・基本計画・実施計画

(3) 総合計画以外で、地方自治法 96 条 2 項に基づいて、条例により任意的な議決事件を追加していますか。

- ☐①追加している ☐②追加していない

(4) (3)で任意的な議決事件を追加している場合、H29. 4～30. 3 の期間に新たに追加したものがあればご記入ください。

()

問 2 1 貴議会において、議会だよりの発行等状況について

議会だより（議会広報）の発行頻度

- (☐①毎月 ☐②3 カ月毎（基本＋随時） ☐③その他の頻度（ ）
☐④発行していない)

議会だよりへの住民アンケートの実施状況（H29. 4～30. 3 の間）

- (☐①実施した ☐②実施していない)

議会だより発行の為に広聴広報委員会の設置の有無（H29. 4～30. 3 の間）

- (☐①あり ☐②なし)

問 2 2 貴議会において、公共施設の広域利用等広域的課題を議論するための近隣自治体議会との意見交換の場が設けられていますか。（一部事務組合を除く）

☐①設けられている

（具体的事例： ）

☐②設けられていない

問 2 3 貴議会において、議長・副議長の選出は選挙により行っておりますか。

☐①選挙により行っている。（詳細は以下）

（根拠規定： ）

（所信表明の方法： ）

（その他： ）

（実施時期： 年 月 日から実施）

☐②選挙は行っていない。

（選出方法： ）

問 2 4 貴議会において、今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。

【回答欄】

問 2 5 貴議会において、参考になる、あるいは参考にしている他自治体議会を挙げてください。

【回答欄】

以上、ご協力ありがとうございました。

3. 議会基本条例制定状況

(1) 北海道・神奈川県・大分県の議会基本条例制定状況

北海道			
	議会名	制定年度	備考
1	栗山町	(2006年)	
2	今金町	(2007年)	
3	知内町	(2008年)	
4	北海道	(2009年)	
5	名寄市	(2009年)	
6	三笠市	(2009年)	
7	福島町	(2009年)	
8	和寒町	(2009年)	
9	旭川市	(2010年)	
10	帯広市	(2010年)	
11	豊浦町	(2010年)	
12	鹿追町	(2010年)	回答無し
13	白糠町	(2010年)	
14	釧路市	(2011年)	
15	登別市	(2011年)	
16	北竜町	(2011年)	
17	足寄町	(2011年)	
18	士別市	(2012年)	
19	根室市	(2012年)	
20	大空町	(2012年)	
21	浦幌町	(2012年)	
22	札幌市	(2013年)	
23	夕張市	(2013年)	
24	江別市	(2013年)	
25	八雲町	(2013年)	
26	遠軽町	(2013年)	
27	安平町	(2013年)	
28	むかわ町	(2013年)	
29	芽室町	(2013年)	
30	留萌市	(2014年)	
31	芦別市	(2014年)	
32	富良野市	(2014年)	
33	七飯町	(2014年)	
34	広尾町	(2014年)	
35	幕別町	(2014年)	
36	網走市	(2015年)	
37	石狩市	(2015年)	
38	本別町	(2016年)	
39	訓子府町	(2018年)	

神奈川県			
	議会名	制定年度	備考
1	湯河原町	(2006年)	
2	神奈川県	(2008年)	
3	大井町	(2008年)	
4	川崎市	(2009年)	
5	葉山町	(2009年)	
6	大磯町	(2009年)	
7	横須賀市	(2010年)	
8	開成町	(2010年)	
9	茅ヶ崎市	(2011年)	
10	秦野市	(2011年)	
11	愛川町	(2011年)	
12	真鶴町	(2012年)	
13	藤沢市	(2013年)	
14	小田原市	(2013年)	
15	大和市	(2013年)	
16	二宮町	(2013年)	
17	中井町	(2013年)	
18	箱根町	(2013年)	
19	横浜市	(2014年)	
20	相模原市	(2014年)	
21	鎌倉市	(2014年)	回答無し
22	逗子市	(2014年)	
23	三浦市	(2014年)	
24	山北町	(2014年)	
25	厚木市	(2015年)	

大分県			
	議会名	制定年度	備考
1	大分市	(2008年)	
2	大分県	(2009年)	
3	佐伯市	(2010年)	
4	豊後大野市	(2012年)	
5	竹田市	(2013年)	
6	国東市	(2013年)	
7	日田市	(2014年)	
8	津久見市	(2014年)	
9	豊後高田市	(2014年)	
10	杵築市	(2014年)	
11	由布市	(2014年)	
12	日出町	(2015年)	
13	別府市	(2016年)	
14	中津市	(2016年)	
15	玖珠町	(2017年)	

あとがき

今回の2018年調査は、前回の2016年調査と同じく「制度がある」「制度がない」ということよりも、「制度に基づき行った」「制度はないが行った」という「すること」を重視した調査とした。具体的には、制度があっても行っていないければ、制度がないと同じとした。

また、調査の目的は、自治体議会が自ら議会を活性化するために、どのような環境整備を行っているか自己評価に基づき、実態を明らかにし、自ら改善事項を認識することを調査の目的とした。したがって、順位を付けることを目的とはしていない。

この報告書をまとめるにあたって、大分県内の県・18市町村議会の議会事務局から調査に回答をいただいた。ご多忙のところ、調査の目的に賛同いただき、ご協力いただいたことに深く感謝申し上げます。

2018年調査は、議会基本条例の施行比率の低い北海道(26%)と議会基本条例の施行比率の高い神奈川県(75%)、大分県(79%)の2県と同じ基準で調査を行い、議会の活性化(改革)にどんな特徴や相違があるのかを知ること、議会の活性化(改革)のヒントを探すものであった。2018年調査を行うにあたって、「住民と対話する議会」と「討議する議会」になっているかを重要なテーマとして検証した。

「対話する議会」の検証結果は、北海道は「対話する議会」になっていない、神奈川県・大分県は「対話する議会になっている」との結果であった。やはり、議会基本条例の施行比率が高いことがこのような結果になったようだ。北海道も議会基本条例施行議会のみでは「対話する議会になっている」であった。

「対話する議会」には住民に議会審議の経緯を説明する対話(弁明)と住民を議会改革の協力者とする対話とがある。②住民等との意見交換と⑩議会報告会は、前者の対話(弁明)であったが、議会から見れば、「対話する議会」になっていると見えるが、住民から見れば、議会への失望としか見えないので、参加者が減少し、議会もやめようとなる。何故か、議会が自ら住民課題を政策づくりに生かそうという考えがないからである。それに対し、議会モニターは、住民に信頼される議会になるという意味があり、議会活動を住民目線で点検し、議会改革を共有する仕組みである。その制度があるかを調査したのが⑪議会モニターであった。残念ながら議会モニターの制度はほとんどの議会では行われていなかった。行われていたのは、北海道が9議会、神奈川県・大分県が各1議会であった。「対話する議会」になるためには、議会が政策づくりのための対話をする議会になる必要がある。

「討議する議会」の検証結果は、議会基本条例の施行比率の高い地域では「討議する議会」になっているのではないという期待もあったが、いずれの地域も「討議する議会」にはなっていないという結果であった。

「討議する議会になっていない」ということは、議会が政策づくりの主体にはなっていない、又は、ならないということであり、多くの議会は政策づくりは議会の仕事とは思っていないということになる。したがって、議会が政策づくりを真剣に考えていないと考える根拠は評価結果にある。政策を議会がつくるための仕組みとしての専門的知見の活用としての⑤調査機関又は附属機関の設置、委員会中心の政策づくりのための⑦通年議会の実施、請願陳情者の説明、議会報告会や住民等との意見交換会といった住民ニーズをトリガーとした政策づくりのための⑩政策討議会、総合計画とリンクした政策評価を活用した政策づくりのための⑪事務事業評価といった評価項目がほとんどの議会では行われていないという調査結果が物語っている。

しかし、希望がない訳ではない、例えば、⑤調査機関又は附属機関の設置は北海道で2議会、⑦通年議会の実施は北海道で9議会、神奈川県で5議会、⑩政策討議会は北海道で6議会、神奈川県で2議会、大分県で5議会、⑪事務事業評価は北海道で4議会、神奈川県で1議会、大分県で3議会で行われている。希望はこれらの議会が行い続けることと新たに行う議会が増えることである。

討議する議会になるためには、議会が政策づくりをする主体であるという意識改革が必要である。

人口減少・少子高齢化や財政難に直面する自治体では、「議会」の重要度が増している。議会がチームとして自ら活性化(改革)することにより、まち全体が抱える課題を解決する力を生み出すことができる。さらに、今起きていることだけでなく、近い将来起こる可能性のあるまちの課題にも目を向けることができる。当然、議長を中心としたチーム議会をどう持続していくか、議会事務局長や近隣自治体議会との連携等、チーム議会には課題が多い。今まで行って来たことを続けるだけでは、まちが抱える課題を解決できない。改革こそ持続の源泉である。この報告書は、議会の活性化(改革)に取り組んでいる議会を勇気づけること、今後議会の活性化に取り組もうとする議会の参考になることを願って作成したので、役立てていただきたい。

以上

「2018大分県内自治体議会を活性化する
ための環境整備に関する調査報告書」

特定非営利活動法人 公共政策研究所

〒003-0021 札幌市白石区栄通12丁目4番5－401号

電話・FAX:011-836-4315

E-mail : mizusawa@koukyou-seisaku.com

<http://koukyou-seisaku.com/>